

参考資料集

はじめに

- 年金の役割 P1
- 社会保障の機能強化のための追加所要額（試算）（第24回経済財政諮問会議 吉川社会保障国民会議座長提出資料） P4
- 社会保障国民会議最終報告（抜粋） P5
- 社会保障国民会議第一分科会（所得確保・保障（雇用・年金））中間とりまとめ P7

1. 低年金・低所得者に対する年金給付の見直し

（総論）

- 高齢者世帯の所得分布 P11
- 老齢基礎年金の年金月額分布 P12
- 満額でない基礎年金等の受給権者・無年金者が生じる要因として考えられる理由 P14
- 基礎年金の最低保障機能の強化について P15
- 所得保障施策における基礎年金の位置づけ P16
- 基礎年金の給付水準改定経緯 P17
- 生活保護と公的年金の役割の違い P18

（最低保障年金関係）

- 最低保障年金のイメージ（読売案・毎日案） P20

（保険料軽減支援関係）

- 保険基盤安定制度（保険者支援制度）の概要 P22
- 平成19年度末における国民年金第1号被保険者の内訳 P23
- 保険料の減免・設定のイメージ P24
- 保険料軽減支援制度のイメージ P25
- 保険料軽減支援制度が各制度の収支に与える影響（イメージ図） P27
- 国民年金保険料の納付率に応じた給付の所得代替率 P28

（税方式関係）

- 「基礎年金 全額消費税で（平成20年1月7日 日本経済新聞朝刊1面）」 P29

（※著作権の関係で資料のタイトルのみ掲載）

- 税方式と社会保険方式 P30
- 社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション（抜粋・要約版） P31

（単身高齢者加算関係）

- 単身低所得高齢者等加算のイメージ P37
- 高齢者の世帯構成 P38
- 高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準（単身・夫婦） P40
- 基礎年金月額と生活扶助基準額 P42
- 各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障 P43

2. 基礎年金の受給資格期間（25年）の見直し

- 協定締結・署名済国及び協定協議国の年金制度における受給資格期間について P45
- 受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額 P46
- 無年金者数について P47

3. 2年の時効を超えて保険料を納めることのできる仕組みの導入

- 時効消滅後も保険料の後納を認めることとした場合における保険料の支払総額 P48

4. 国民年金の適用年齢の見直し

- 大学・短期大学への進学率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P49
- 年齢別の保険料納付率・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P50
- 障害者の所得保障・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P51

5. パート労働者に対する厚生年金適用の拡大等

- パート労働者に対する厚生年金の適用範囲/被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要・・・・・・・・ P52
- 「パートも派遣も厚生年金に（平成 20 年 2 月 18 日 朝日新聞朝刊 3 面）」・・・・・・・・ P54
(※著作権の関係で資料のタイトルのみ掲載)
- パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響・・・・・・・・ P55
- 事業主によるパート労働者に係る保険料徴収の事務処理フロー・・・・・・・・ P56

6. 育児休業中の者の保険料免除等

- 子育て世帯における母親の就労状況及び経済的負担等に関する資料・・・・・・・・ P59
- 育児期間中の保険料免除について・・・・・・・・・・・・・・・・ P66
- 育児期間中の保険料免除の対象となる人数・・・・・・・・ P67
- 育児期間中の保険料を定額免除した場合の負担軽減の姿・・・・・・・・ P68

7. 在職老齢年金の見直し

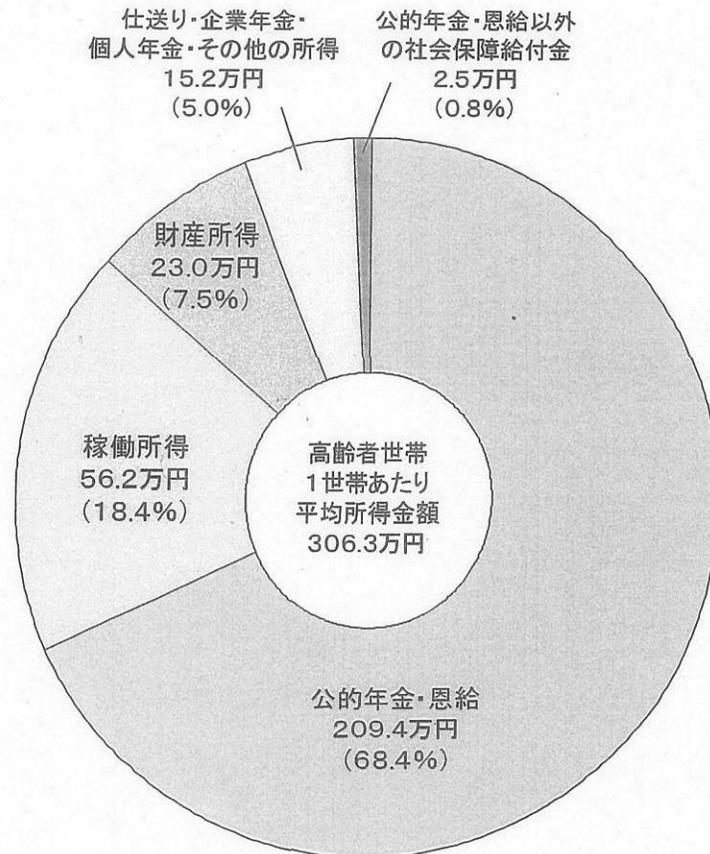
- 60 歳台前半の在職老齢年金の受給権者の賃金分布・・・・・・・・ P70
- 在職老齢年金の基準緩和による手取り収入への影響・・・・・・・・ P71
- 60 歳台以降の在職老齢年金制度について（給付額への影響）・・・・・・・・ P72
- 高齢者の就業実態に関する研究—高齢者の就労促進に関する研究中間報告—・・・・・・・・ P73
(※著作権の関係で資料のタイトルのみ掲載)
- 65 歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入（平成 19 年 4 月施行）・・・・・・・・ P92

8 標準報酬月額関係

- 標準報酬月額の上限設定の考え方/標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合・・・・・・・・ P93
- 標準報酬月額別被保険者数（平成 19 年度末現在）・・・・・・・・ P95
- 健康保険制度における標準報酬月額の上限/年金と健康保険の標準報酬月額の変遷・・・・・・・・ P96
- 標準報酬月額の上限を引き上げた場合の負担と給付等について・・・・・・・・ P98
- 標準報酬月額の上限を引き上げた場合の財政影響（粗い試算）・・・・・・・・ P99
- 夫のみ就労世帯の所得別年金月額及び所得代替率（標準報酬月額の上限を引き上げた場合の影響）・・・・・・・・ P100

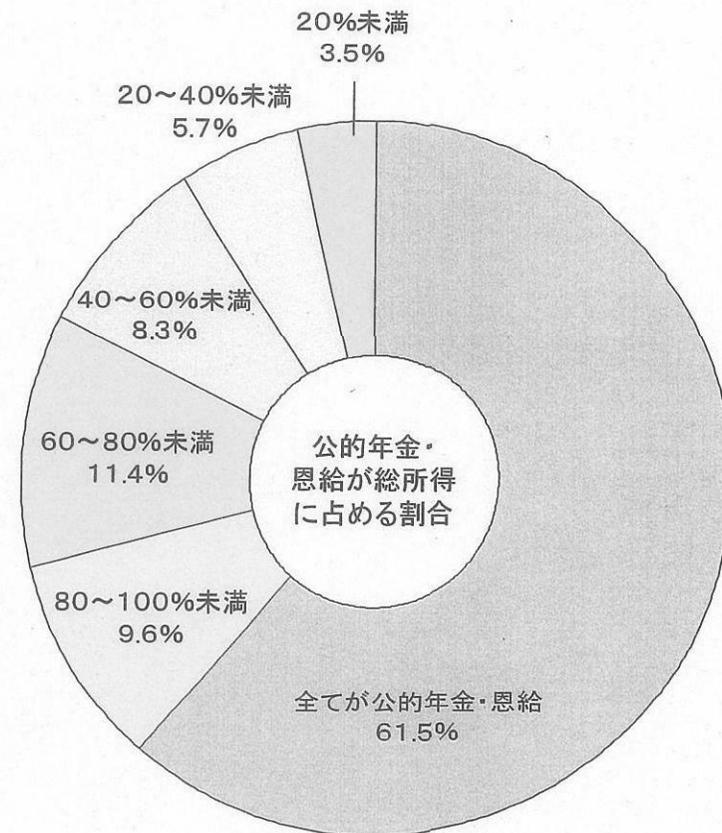
年金の役割(1)

① 年金は高齢者世帯の収入の7割



(資料)平成19年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

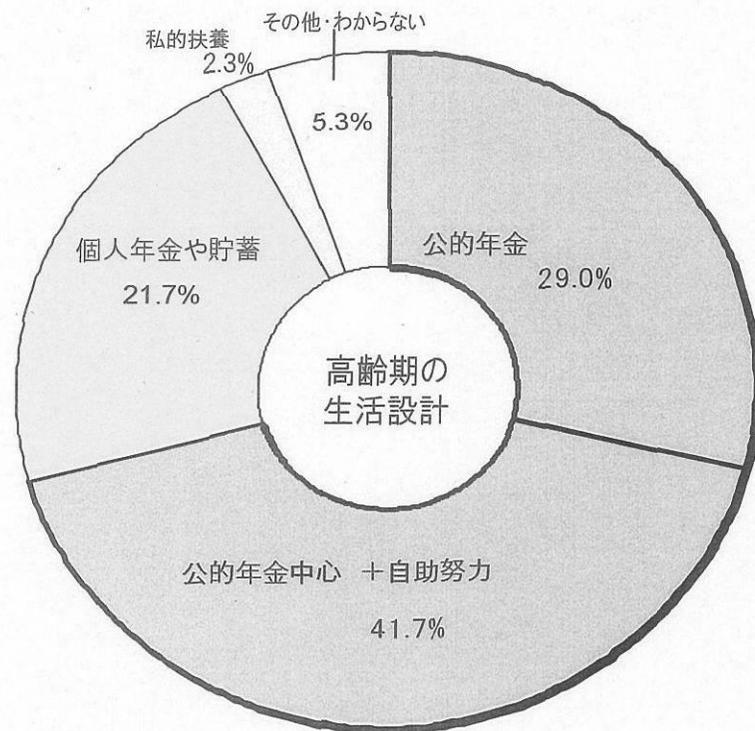
② 6割の高齡者世帯が年金収入だけで生活



(資料)平成19年国民生活基礎調査 (厚生労働省)

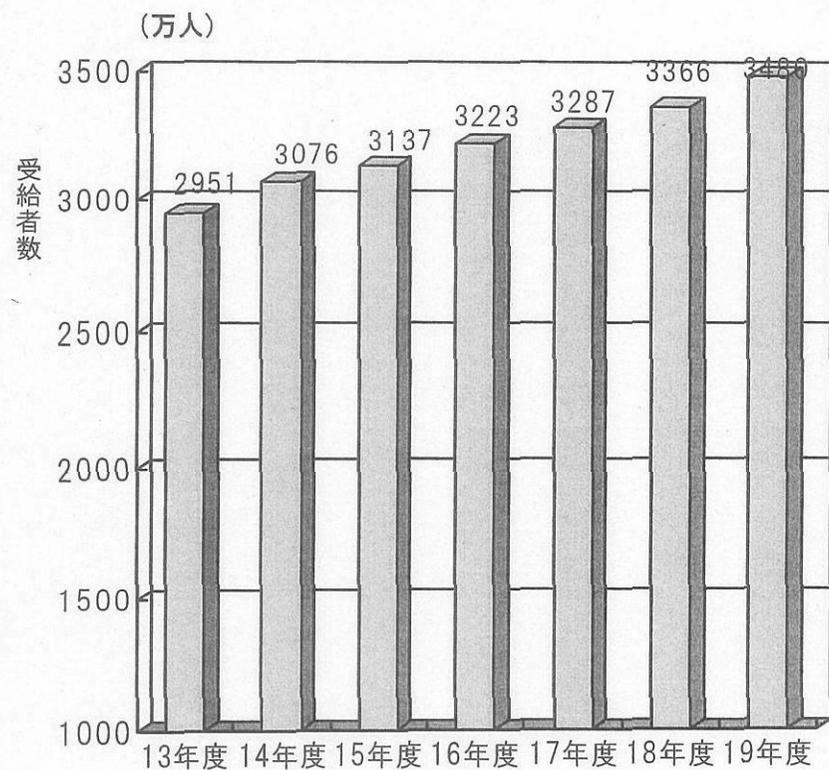
年金の役割(2)

③ 高齢期の生活設計で年金を頼りにする人は7割



(資料)年金制度に関する世論調査(平成15年内閣府)

④ 国民の4人に1人が年金を受給



(資料)社会保険事業の概況 (社会保険庁)

年金の役割(3)

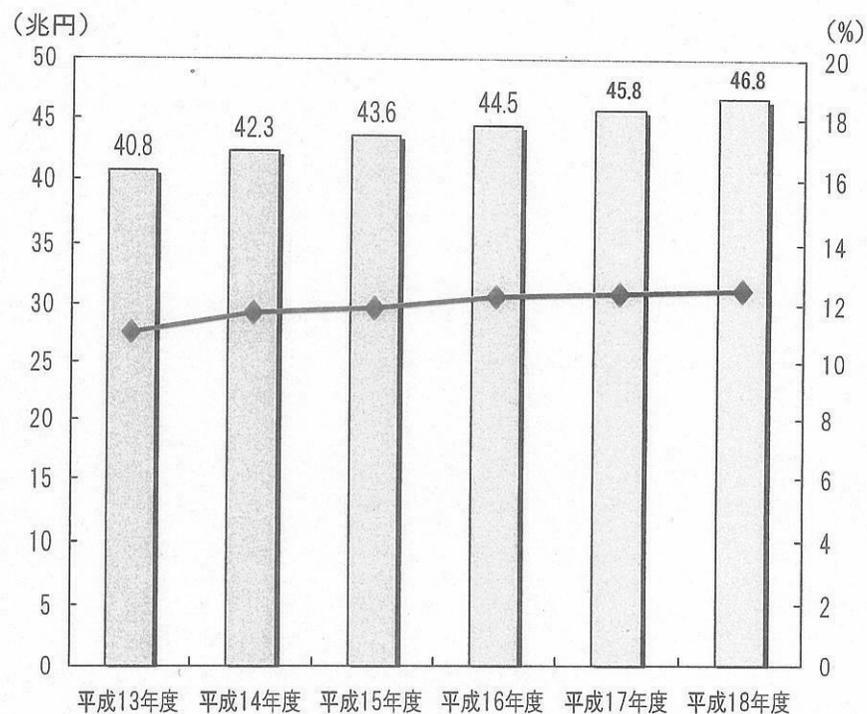
⑤ 地域経済を支える役割

— 家計消費の2割が年金の地域も

(対県民所得比上位7県)

都道府県名 (高齢化率)	対県民所得比	対家計最終消費 支出比
島根県(27.1%)	15.2%	22.4%
高知県(25.9%)	15.4%	18.4%
愛媛県(24.0%)	14.5%	20.8%
山口県(25.0%)	13.7%	22.7%
長崎県(23.6%)	14.2%	21.0%
鳥取県(24.1%)	14.7%	18.1%
岡山県(22.4%)	13.7%	19.8%

⑥ 年金総額は47兆円。対国民所得比12.5%



(資料)社会保険事業の概況 (社会保険庁)

社会保障の機能強化のための追加所要額(試算)
 (社会保障国民会議及び「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づく整理)

※下記の追加所要額に加え、基礎年金に係る国庫負担割合の2分の1への引上げ分(消費税率換算1%程度(2009年度で2.3兆円))が必要となる。

	改革の方向性 (新たな施策)	2015年度	
		必要額 (公費ベース)	消費税率換算
基礎年金	○税方式を前提とする場合	約12~28兆円	3 1/2~8 1/2%程度
	○社会保険方式を前提とする場合 低年金・無年金者対策の強化 ・最低保障機能の強化 ・基礎年金額の改善 ・受給権確保に係る措置の強化 (免除の活用、厚生年金適用拡大、強制徴収) 等	約2.6兆円	1%程度
医療・介護	医療・介護の充実強化と効率化を同時に実施 急性期医療の充実強化、重点化、在院日数の短縮化 (スタッフの充実等) 機能分化・機能連携による早期社会復帰等の実現 (地域包括ケア、訪問介護・訪問看護・訪問診療の充実等) 在宅医療・介護の場の整備とサービスの充実 (グループホーム、小規模多機能サービスの充実等) 等	約4兆円	1%程度
少子化対策	親の就労と子どもの育成の両立を支える支援 (3歳未満児の保育サービスの利用率 20%→38~44%) (学齢期(小1~3年生)の放課後児童クラブ利用率 19%→60%) (出産前後に希望どおりに継続就業でき、育児休業を取得 (第1子出産前後の継続就業率38%→55%)) すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組 (望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実) 等	約1.3~2.1兆円	0.4~0.6%程度
合計	○税方式を前提とする場合	約17~34兆円	5~10%程度
	○社会保険方式を前提とする場合	約7.6~8.3兆円	2.3~2.5%程度
社会保障の 機能強化に加え 基礎年金の 国庫負担割合 引上げ分を加味	○税方式を前提とする場合		6~11%程度
	○社会保険方式を前提とする場合		3.3~3.5%程度

(注1)「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」、「社会保障国民会議における検討に資するために行う医療・介護費用のシミュレーション(B2シナリオ)」等に基づく。経済前提は「ケースⅡ-1(医療の伸びはケース①)」を用いた。

(注2)少子化対策に係る追加費用については、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略において示した次世代育成支援の社会的コストの推計を基に、現行の関連する制度の公費負担割合を当てはめて算出した。なお、ここには児童手当等の経済的支援の拡充に要する費用は計上していない。

「社会保障国民会議 最終報告」―抜粋―

平成20年11月4日

2 これからの社会保障～中間報告が示す道筋～

3 社会保障機能強化のための改革

(3) 高齢期の所得保障

高齢期の所得保障は、自らの勤労所得・財産所得・年金所得の適切な組み合わせが基本になるが、現実には公的年金が高齢期の所得保障の柱となっている。改めて言うまでもなく、公的年金制度の長期的な安定・給付水準の確保は重要な課題である。

① 公的年金(基礎年金)の財政方式

基礎年金制度の財政方式については、平成21年度からの基礎年金国庫負担の1/2への引き上げ実施を前提に、基礎年金制度の財政方式について、現行社会保険方式、現行社会保険方式の修正案、税方式(複数案)について、客観的・中立的な定量的客観的・中立的な定量的シミュレーションを実施し、関連資料(バックデータ)とともに公表した。

建設的な制度改革論議を行うためには、共通の土台となる客観的・実証的データに基づく議論が不可欠。このシミュレーション結果がそのような「共通の土台となる基礎資料」として活用され、基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まることを期待する。

② 未納問題への対応

未納はマクロ的には年金財政に大きな影響を与えるものではないが、未納の増加(とそれによる無年金者・低年金者の発生)は、皆年金制度の理念を脅かす大きな問題。未納者の属性を分析し、

- ・低所得者についての免除制度の積極的活用
- ・非正規雇用者・非適用事業所雇用者への厚生年金適用の拡大・雇用主による代行徴収
- ・確信的不払者(多くは中高額所得者)に対する強制徴収の実施

などの属性に対応した実効ある対策を早急に実施することが必要である。

③ 無年金・低年金問題への対応

現行の納付率で将来無年金者が大きく増大することは考えにくいとはいえ、将来にわたって継続的に高齢者の一定割合(約2%)の無年金者は発生。未納対策の徹底とともに、最近増加しつつある生活保護受給者の状況にもかんがみ、基礎年金の最低保障額の設定、弾力的な保険料追納等の措置を検討すべきである。

4 社会保障の機能強化に向けて

(中略)

基礎年金制度については、財政方式を巡る議論があることから、国民会議では、現行社会保険方式による場合と税方式による場合のそれぞれについて定量的シミュレーションを行った。中間報告でも述べたが、建設的な制度改革議論を行うためには共通の土台となる客観的・実証的データに基づく議論が不可欠であり、このシミュレーション結果がそのような「共通の土台となる基礎資料」として活用され、基礎年金の財政方式に関する議論がさらに深まることを期待するものである。

平成16年の制度改革の効果により現行基礎年金制度の財政は安定しており、シミュレーション結果からは、免除者の増大や納付率低下がマクロの年金財政に与える影響は限定的であることが示された。いわゆる未納問題は現行制度最大の問題であるが、それはマクロの年金財政の問題というよりは、未納の増加(とそれによる無年金者・低年金者の発生)が皆年金制度の理念を脅かし、将来の低年金者・無年金者の増大によって国民皆年金制度の本来機能である「全ての国民の老後の所得保障」が十全に機能しなくなることがより大きな問題であり、その観点から、非正規労働者への厚生年金適用拡大や免除制度の積極的活用などの未納対策の強化、基礎年金の最低保障機能の強化等が大きな課題となる。

(中略)

これに、基礎年金国庫負担を 1/3 から 1/2 に引き上げるために必要な費用を加えれば、社会保障の機能強化のために追加的に必要な国・地方を通じた公費負担は、その時点での経済規模に基づく消費税率に換算して、基礎年金について現行社会保険方式を前提とした場合には 2015 年に 3.3～3.5%程度、2025 年に6%程度、税方式を前提とした場合には 2015 年に6～11%程度、2025 年で9～13%程度の新たな財源を必要とする計算になる(経済前提Ⅱ—1(医療の伸び率ケース①)、医療・介護 B2 シナリオの場合)。

(中略)

社会保障制度を将来にわたって持続可能なものとし、同時に必要な機能の強化を実現していくために、今回のシミュレーションの対象でない障害者福祉等を含め、あるべき給付・サービスの姿を示し、それを実現していくための改革の全体像を明らかにしながら、必要な財源を安定的に確保していくための改革に真剣に取り組むべき時期が到来している。

速やかに社会保障に対する国・地方を通じた安定的財源確保のための改革の道筋を示し、国民の理解を得ながら具体的な取組に着手すべきである。

「社会保障国民会議 第一分科会中間とりまとめ」—抜粋—

2. 社会保障制度と経済活力

(2) 現役世代の活力の維持・増大

④就労促進政策

(中略)

高齢者の就労促進については、日本の高齢者の就業意思が極めて高い中で、高齢者の雇用を阻害すると考えられる要因として、定年制や在職老齢年金による就労調整が挙げられる。これらが持つ就労を過度に抑制する機能を見直し、働き方に中立的な制度となるよう検討する必要がある。年金の支給開始年齢引き上げに対応して、年金が65歳支給になる時点では、定年年齢もそこまで引き上げることなども含めて検討すべきである。またすくなくとも65歳までは雇用が確保される条件を早急に整備しなければならない。年金についていえば、例えば、個々人が受給年齢を選択でき、働くときは年金を休止できるスウェーデン方式を参考に、いつ引退しても、受給月額調整により、年金の総受取額が変わらないような仕組みが考えられる。

(中略)

⑤働き方に中立的な社会保険制度等の確立

上述の雇用政策と年金政策が連動するように、年金制度を働き方と中立的なものにする必要がある。このうち個人の就業行動に与える影響については、すでに高齢者の就労を抑制するような年金制度を就労と中立的にすべきことを指摘したが、企業側の雇用行動を歪めている点も見過ごせない。とくに企業にとって社会保険制度上コストが低くなるために非正規雇用の増加につながったり、社会保険の非適用事業所に雇用されているために厚生年金などの適用を受けられない労働者も少なくないということは懸念されることである。

このことは正規雇用者と非正規雇用者の格差を固定することにもなっているため、非正規雇用者への年金保険や雇用保険の拡大を早急に進めるべきである。また、非正規雇用者の老後所得の保障という観点からも非正規雇用者に対する被用者年金適用の拡大が重要であることはいままでのまではない。この点については現在国会に上程されている改正法案の成立を急ぎつつ、非正規雇用者への社会保険適用と適用事業所の対象をさらに拡大する方向で、早急に検討すべきである。その際、短時間就労を含め、労働時間にかかわらず保険料を支払う制度についても、適用を免れるための細切れ労働時間を設定させないという視点からは検討する価値があるだろう。

(中略)

3. 高齢期における所得保障の在り方

(1) 基本的考え方

上述のように、日本の高齢者の高い就業意欲を活かし、働きたい人は、年齢にかかわらず、自ら希望する働き方で働ける社会を作り上げていくことが不可欠である。これにより、高齢期の所得確保・保障について、勤労所得、財産所得、年金所得の適切な組み合わせが可能となる。具体的には、我が国経済社会の在り方と整合する形で、「自助」による所得確保を基本に、「共助」である年金が大きな役割を果たす。そして、生活保護が「公助」として、最後の支えとなる。

(2) 高齢者世帯の所得と年金の果たしている役割

65歳以上の高齢者世帯の年間所得を見ると、100万円未満が2割弱、300万円未満が6割となっており、貯蓄を見ると4000万円以上の世帯が2割弱を占めるものの、300万円未満の世帯も約1割ある。たしかに高齢者の現役時代と比較した可処分所得の比率は、日本では他のOECD諸国に比べ「平均的」には高くなっているが、勤労収入の有無や、税、社会保険料の所得再分配機能の低さなどから、他国と比して大きな所得格差があり、とりわけ75歳以上高齢単身女性に低所得が多い。

高齢者世帯の6割が年金収入だけで生活しており、平均所得で見ても、高齢者世帯の収入の7割が年金となっているなど、年金は高齢者生活の中核と位置付けられている。

一方、生活保護を受ける高齢者は増加しているが、その保護率(割合)は2%前後と、それほど高くはなっていない。年金が高齢者の生活の中核になっている現状を踏まえれば、基礎年金水準の所得すら得られていない高齢者の生活保障をどう考えるかは重要な問題であることは間違いない。年金制度における対応とともに、現行生活保護制度についても、諸外国の例なども参考に、より柔軟に適用できるような対応を検討することも必要であろう。

(中略)

4. 公的年金制度のあり方

(1) 公的年金制度について考える意味

(略)

(2) 公的年金制度に関する定量的なシミュレーション

(略)

(3) 公的年金制度の財政方式のありかたについて

上述の財政シミュレーションなども踏まえて、年金の財政方式については、税方

式、社会保険方式、それぞれのメリット、デメリットを考え、最終的には医療、介護、福祉等分野への財源確保も踏まえたうえで、国民の選択に委ねられるべきである。

(i) 税方式のメリットとデメリット

税方式のメリットとしては、①保険制度への加入、未加入、保険料の未納等にかかわらず老後の年金を給付することができる、②保険料徴収の事務が合理化できる、③社会的に幅広く負担することで公平感が高まると考えられる、といったことがあげられる。他方デメリットとしては、①負担と給付の関係が曖昧となり、また財政状況によっては給付の権利性が脅かされることもある、②移行期に追加的負担が必要となる、といったことがあげられる。

(ii) 社会保険方式のメリットとデメリット

社会保険方式のメリットとしては、①原理的には給付と負担の関係が分かりやすく、またそのために負担に応じて給付されるという給付の権利性が確保されやすい、②税方式などに転換することによる移行期の費用負担が無くてすむ、といったことがあげられる。他方デメリットとしては、①未納者について老後の所得保障が得にくくなる、②保険料の徴収もれなど、徴収事務にかかわる問題が避けられない、③現実の制度としては給付・負担関係への不公平感を生んでいる、といったことがあげられる。

(iii) 費用の移転問題をどう考えるか

年金の財政方式を税方式化する場合、経済主体間のネットの費用負担増減は、家計（勤労者）部門は負担増、企業部門は負担減となる。ただし、企業の費用負担減は、労働者への賃金増加、あるいは企業年金への拠出増加といった形で家計（勤労者）部門に還元される可能性はある。これを制度的に担保すべきという意見もあるが、そうでない場合には、企業の負担減がどれほど労働者に還元されるかは、理論的には労働供給の賃金弾性に依存することになる。もちろん、こうした企業負担減の還元の可能性があるのは、いうまでもなく企業に雇われている雇用に限定され、自営業者や年金受給者についてはそうした還元ということはないということにも留意すべきである。

(iv) いわゆる未納問題

いわゆる未納の問題が税方式への転換のメリットにあげられることがある。しかし上でそれを税方式化のメリットとしてあげていないのは、未納問題は少なくとも公的年金制度の財政的持続可能性にはほとんど影響を与えないからである。

その意味で、未納問題（納付率が低下すること）が原因で現行制度が財政的に破綻する（している）、という議論は正しくないし、現行制度が財政的に破綻する（している）ことを前提に年金制度の改革を議論することも正しい態度とは言えない。

しかしながら未納は、財政的持続可能性に関しては問題がなくても、それ自体大きな問題をはらんでいる。長期にわたって保険料が未納の者は、現在の制度のもとでは老後に無年金となってしまいうから、年金以外の所得源がないと厳しい貧困にさらされることになる。社会としては、彼らの所得保障のために、生活保護等の税財源の負担増となることも予想される。

従って、現行制度を前提にするのであれば、実効ある未納対策、低年金・無年金者対策を講じることが極めて重要である。この場合、国民年金未納者の相当部分が臨時・パートなどの非正規雇用者であることから、先にⅡ―（２）（Ⅳ）で述べた非正規雇用者への厚生年金適用拡大は、国民年金の未納対策という観点からも効果的であり、職権免除など低所得者層への免除適用の徹底と併せ、早急に検討するべきである。未納者が無年金者になることを防ぐという意味で税方式は弱者にやさしい制度といえるが、社会保険制度においてこうした納付免除の措置を講じるということは、事実上税財源によって給付を行うことであり、現行制度のもとでも、税方式の持つメリットは一部実現可能であるともいえる。

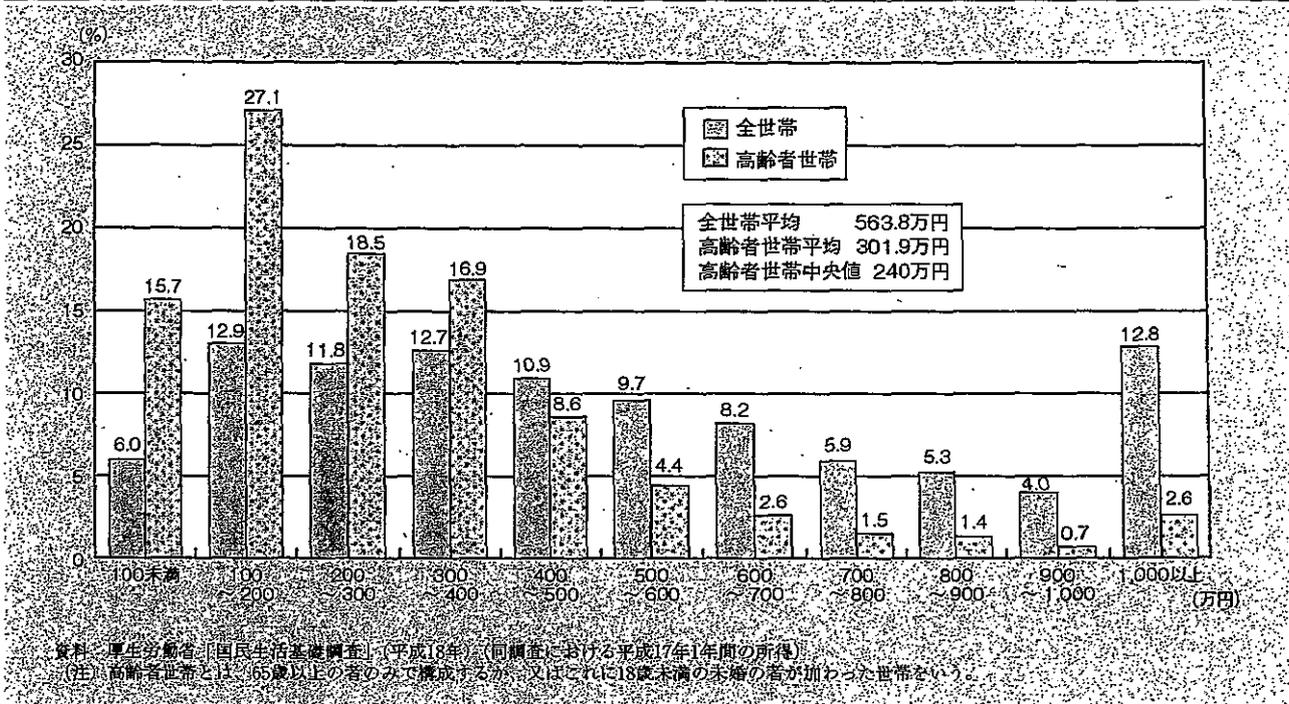
また、今回のシミュレーションにおいて、現行制度の修正案として最低保障年金の導入や受給資格期間の見直し等について試算を行ったが、こうした基礎年金の最低保障機能を強化する方策についても具体的に検討を行うべきである。

もとより年金など社会保障制度改革を議論するときの大前提は、それ以前に可能な限りの行財政改革を行うことである。そのうえで公的年金制度の財政方式については、財政上のシミュレーション結果を含む、以上のメリット、デメリットを比較考量し、また医療、介護、福祉への税財源の支出の必要性等も勘案し、総合的に判断されるべきものである。なおその際に、年金の財政方式に関しては、現在の社会保険方式においても基礎年金部分に税財源が投入されており、また上述のように税方式の利点である無年金者の救済も行えることを考えると、二つの財政方式を対立的にではなく補完的にとらえる視点も重要である。さらに、公的年金制度を若者を含めた国民全体のものであるととらえる視点をもつことがなによりも大切である。このため、とくに若年層の現行制度に対する世代間格差感に配慮することは重要で、育児期間中の保険料免除といった形で年金制度が育児支援を行ったり、あるいは会計的な透明性に留意しつつ積立金を活用した若者（就労機会や能力開発機会に恵まれなかった者も含む）に対する奨学金制度を創設したりするといったことなども検討に値する。

以上、本とりまとめで提示した定量的な情報等も踏まえて、国民的な議論の深められることを期待したい。

高齢者世帯の所得分布

高齢者世帯の年間所得の分布



「平成20年版 高齢社会白書」より抜粋

老齢基礎年金の年金額の分布

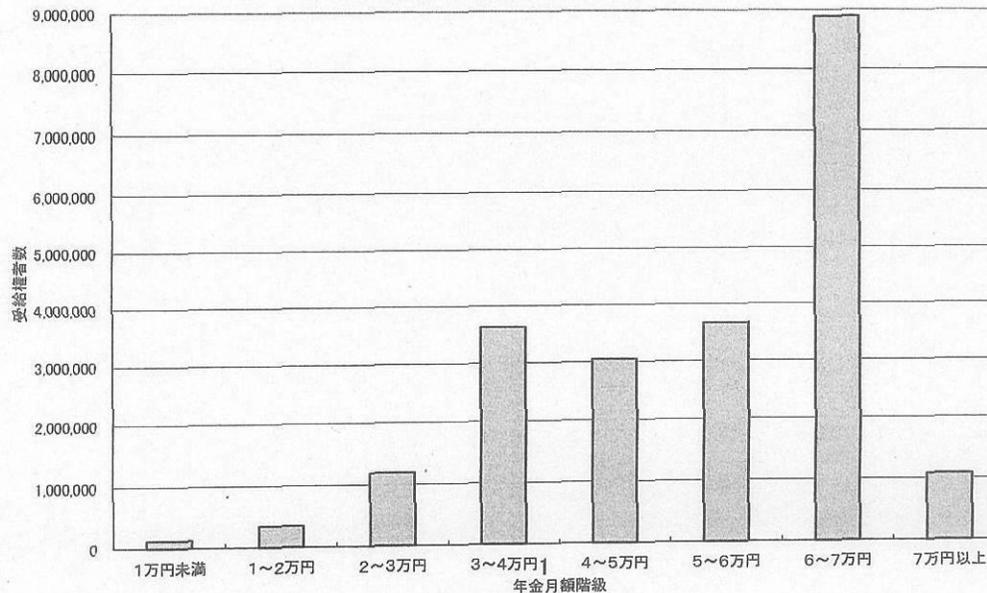
○ 老齢基礎年金等(老齢基礎年金+旧国民年金老齢年金)の受給権者(18年度末で約2,200万人)の年金額分布をみると、月額6万円台が最も多く、次いで月額5万円台及び3万円台が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合計 (割合)	男子	女子	合計 (割合)	男子	女子		
合 計	22,007,125	100.0%	9,410,123	12,597,002	9,017,684	100.0%	2,256,458	6,761,226
万円以上 万円未満								
～ 1	131,097	0.6%	33,936	97,161	58,121	0.6%	1,657	56,464
1 ～ 2	357,682	1.6%	120,345	237,337	163,109	1.8%	14,565	148,544
2 ～ 3	1,197,906	5.4%	224,884	973,022	807,681	9.0%	104,498	703,183
3 ～ 4	3,635,285	16.5%	760,663	2,874,622	2,571,158	28.5%	507,373	2,063,785
4 ～ 5	3,039,657	13.8%	812,579	2,227,078	1,527,467	16.9%	359,695	1,167,772
5 ～ 6	3,673,089	16.7%	1,330,144	2,342,945	1,377,402	15.3%	325,379	1,052,023
6 ～ 7	8,887,160	40.4%	5,797,531	3,089,629	2,007,366	22.3%	801,937	1,205,429
7 ～	1,085,249	4.9%	330,041	755,208	505,380	5.6%	141,354	364,026
平均月額(円)	53,202		58,490	49,252	47,641		52,532	46,008

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く)の受給権者をいう。

【資料出所】
平成18年度社会保険事業の概況に基づき作成

年金月額階級別基礎年金等受給権者数



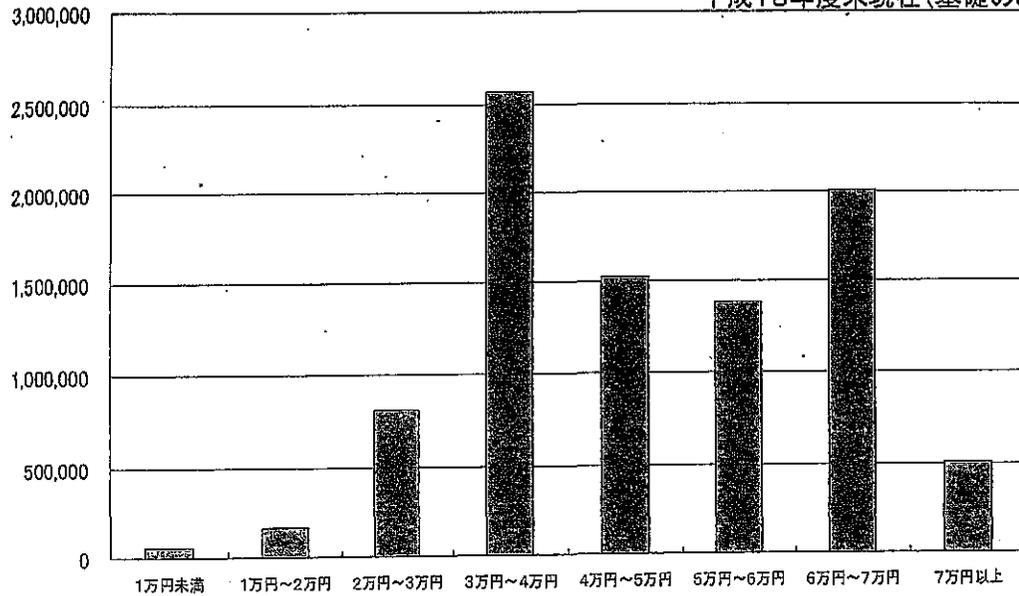
【資料出所】
平成18年度社会保険事業の概況
(社会保険庁)

○ これを基礎のみ・旧国年で見ただけの場合には、3～4万円が最も多く、次いで6～7万円が多くなっている。

	総 数				基礎のみ・旧国年(再掲)			
	合 計 (割合)	男 子	女 子	合 計 (割合)	男 子	女 子		
合 計	22,007,125	100.0%	9,410,123	12,597,002	9,017,684	100.0%	2,256,458	6,761,226
万円以上	万円未満							
～ 12	131,097	0.6%	33,936	97,161	58,121	0.6%	1,657	56,464
12 ～ 24	357,682	1.6%	120,345	237,337	163,109	1.8%	14,565	148,544
24 ～ 36	1,197,906	5.4%	224,884	973,022	807,681	9.0%	104,498	703,183
36 ～ 48	3,635,285	16.5%	760,663	2,874,622	2,571,158	28.5%	507,373	2,063,785
48 ～ 60	3,039,657	13.8%	812,579	2,227,078	1,527,467	16.9%	359,695	1,167,772
60 ～ 72	3,673,089	16.7%	1,330,144	2,342,945	1,377,402	15.3%	325,379	1,052,023
72 ～ 84	8,887,160	40.4%	5,797,531	3,089,629	2,007,366	22.3%	801,937	1,205,429
84 ～	1,085,249	4.9%	330,041	755,208	505,380	5.6%	141,354	364,026
平 均 (円)	638,427		701,885	591,023	571,690		630,388	552,101

注 基礎のみ・旧国年(再掲)とは、新法厚生年金保険(旧共済組合を除く)の受給権を有しない基礎年金受給権者及び旧法国民年金(5年年金を除く)の受給権者をいう。

平成18年度末現在(基礎のみ・旧国年)



【資料出所】
社会保険事業の概況(平成18年度)

満額でない基礎年金等の受給権者・無年金者が生じる要因として考えられる理由

○ 年金の額の算定の基礎となる保険料納付済期間が満額受給の期間に満たないこと。

・ 昭和61年3月以前に被用者の配偶者であった者で、国民年金に任意加入しなかった者

⇒ この場合、昭和61年3月以前の期間は、合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)となるので、年金額の計算には反映されない。これは、昭和61年4月の基礎年金制度導入前は、被用者本人に配偶者加給を支給することで世帯としての年金保障を行うこととしていたためであり、現行制度においても配偶者加給に代わるものとして、生年月日に応じた振替加算が行われている。

・ 被保険者期間に免除期間を有する者

⇒ この場合、免除期間は保険料を納付した月数に対して、4分の1免除された期間は6分の5、半額免除された期間は3分の2、4分の3免除された期間は2分の1、全額免除された期間は3分の1で年金額が計算されることになる。

・ 未納・未加入の状態であった期間を有する者

⇒ この場合、未納・未加入の状態であった者は満額の納付月数(原則40年)に満たなくなったり、受給資格期間(原則25年)に満たずに無年金状態になったりする。

○ 65歳前から老齢基礎年金等の繰上げ受給を行っているために、減額された老齢基礎年金等を受給していること。

・ 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、昭和16年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%となっている。

・ 老齢基礎年金等の国民年金の繰上げ受給の選択率は、平成18年度においては、全体で約50%、新規裁定で約20%。なお、かつては新規裁定で8割近く繰上げ受給が選択されていたこともあった。

基礎年金の最低保障機能の強化について

基礎年金の最低保障機能の強化の方向性については、以下の2つの考え方がある。

(1) できる限り満額の基礎年金を支給しようとする方向性（年金額の最低保障）

⇒ 現状において低年金となっている要因を分析した上で、年金制度としての対応が可能かどうか検討する必要がある。

【① 65歳前からの繰上げ受給による減額】

・ 繰上げ受給については、本人の選択に基づくものであり、制度的な対応は困難。

【② 滞納】

・ 保険料納付の義務を果たしていない滞納者についてまで、満額年金を保障しようとすることは年金制度の根幹をゆるがしかねず、こうした者への対応は困難。⇒ 未納・未加入対策の実施により、運用上の改善を図ることが適当。

【③ 任意未加入】

・ 60年改正以後、基本的には任意加入期間制度を廃止する方向で見直し実施済み。

【④ 免除】

・ 低所得により保険料の免除を受けている者については、国庫負担分（現行3分の1）しか支給されないが、そのことの責任が本人にあるとは言えない。⇒ 『保険料軽減支援制度』

(2) 状況に応じて満額を超える基礎年金を支給しようとする方向性（最低生活水準の保障）

○ 基礎年金によって、最低の生活水準を保障しようとする場合には生活保護制度との関係が問題となる。

○ 単身世帯は夫婦2人世帯の半分の年金額であるのに対し、1人当たりの消費支出は単身世帯のほうが大きいことから、単身で著しく低所得である点に着目して、年金額に一定の加給金を加算することが考えられるのではないか。⇒ 『単身低所得高齢者加算』

所得保障施策における基礎年金の位置づけ

① 基礎年金の水準の位置づけ

- ・ 基礎年金の水準は、老後の生活の基礎的部分を保障するものとして決定されている。
- ・ 基礎年金は老後の生活の全部を支えるものではなく、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金等の自助努力もまた、老後の生活を支える重要な手段である。

「・・・公的年金は老後の所得保障の柱であり、老後の生活のたしかな支えとならなければならない。しかし、公的年金は老後の生活の全部を支えるものではない。（中略）働ける間の稼働収入はもちろんのこと、老後に備えた個人の貯蓄や私的年金、資産収入、それから親族扶養もまた老後の生活を支える重要な手段である。しかも基礎年金は公的年金の全部ではなく、一階部分の年金であり、サラリーマンのみならず自営業者にも共通する年金である。」（新年金法 吉原健二著 より抜粋）

② 国庫負担の意義

- ・ 社会保険方式の公的年金制度は、事業主及び被保険者の拠出する保険料を主たる財源とするものであるが、公的年金制度の運営についての国の責任の具体的表明として、給付水準の改善、保険料負担の軽減などの観点から、費用の一部に対して国庫負担を行っている。
- ・ また、昭和60年改正において、
 - ① 基礎年金が老後等の保障の基本的部分にあたり、この部分に対して、一般財源により負担する必要性が高いこと
 - ② 報酬比例の年金の部分についても国庫負担を行うことは、年金額の高い者ほどより多くの国庫負担を受けることになるという批判があったこと
 - ③ 基礎年金導入以前、制度ごとにバラバラの国庫負担率となっていたことに対し、制度間格差の観点から是正が求められていたことから、全国民共通の基礎年金に国庫負担を集中した。

※ 我が国の公的年金制度は、社会保険方式を基本とし、無業者や低所得者など保険料負担が困難な者も含めすべての国民に年金保障を及ぼす「国民皆年金」を実現。こうした中、社会保険料に加え、国庫負担を組み合わせることにより、低所得者でも負担できる保険料水準に抑えるとともに、保険料負担が困難な者に一定の給付を保障する制度（免除制度）の実施を可能としている。

基礎年金の給付水準 改定経緯

- 昭和60年改正による基礎年金制度の導入後、平成6年改正までは、基礎的消費支出の状況等を勘案して政策改定を実施。 *なお、平成6年改正では、65歳以上単身無業者ではなく全世帯の伸びを勘案する方法に変更。
- 平成12年改正以降は、消費者物価上昇率に対応して改定。
- 平成16年改正で、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率により、自動的に毎年度改定される仕組みとしつつ、マクロ経済スライドを導入し、2023年度までの間、給付水準を調整。

改正年	金 額	設定の考え方
昭和60年	600,000円 (月額50,000円)	65歳以上の単身無業者の基礎的消費支出などを勘案して設定。 (参考) 65歳以上単身無業者の基礎的消費支出(推計額) 47,600円
平成元年	666,000円 (月額55,500円)	65歳以上の単身無業者の基礎的消費支出などを勘案して改定。 (参考) 65歳以上単身無業者の基礎的消費支出(推計額) 53,100円
平成6年	780,000円 (月額65,000円)	全世帯の消費水準の伸び、全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び等を総合的に勘案して改定。 (参考) 全世帯の消費水準の伸び: 17.4% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び: 16.6%
平成12年	804,200円 (月額67,017円)	消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率: 3.1% 全世帯の消費水準の伸び: 0.6% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び: 1.5%
平成16年	780,900円 *本来水準 (月額65,075円)	(本来水準) 消費者物価上昇率を勘案して改定。 (参考) 消費者物価上昇率: △2.9% 全世帯の消費水準の伸び: △6.1% 全世帯の1人当たり基礎的消費支出の伸び: △8.8%
	794,500円 *物価特例 (月額66,208円)	(物価スライド特例水準) 消費者物価上昇率を勘案して改定するが、物価スライド特例法により、平成11~13年の消費者物価の下落分を据え置いたもの。 (参考) 平成11~13年の消費者物価上昇率: △1.7% *平成17年度以降は、新規裁定者は原則として賃金上昇率、既裁定者は原則として物価上昇率に基づき自動的に改定。2023年度までマクロ経済スライドで調整。

生活保護と公的年金の役割の違い

生活保護

⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長

○基準：最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。

○給付：就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。

資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

公的年金

⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの

○水準：現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。

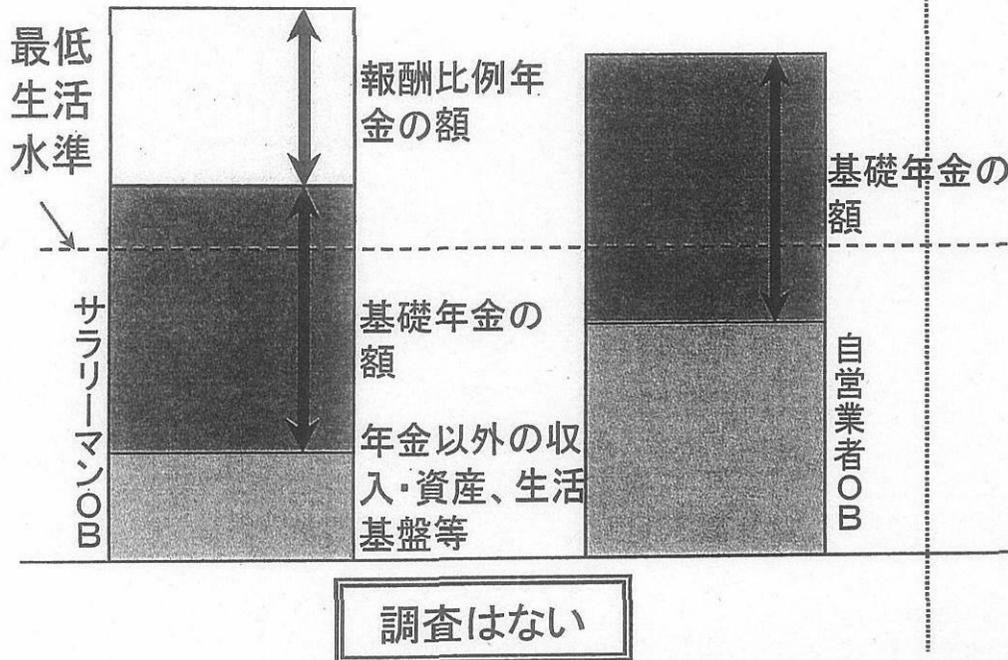
○給付：他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

基礎年金給付の考え方

基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。
 また、受給時の個々の生活状況に関わりなく、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。

年金の額

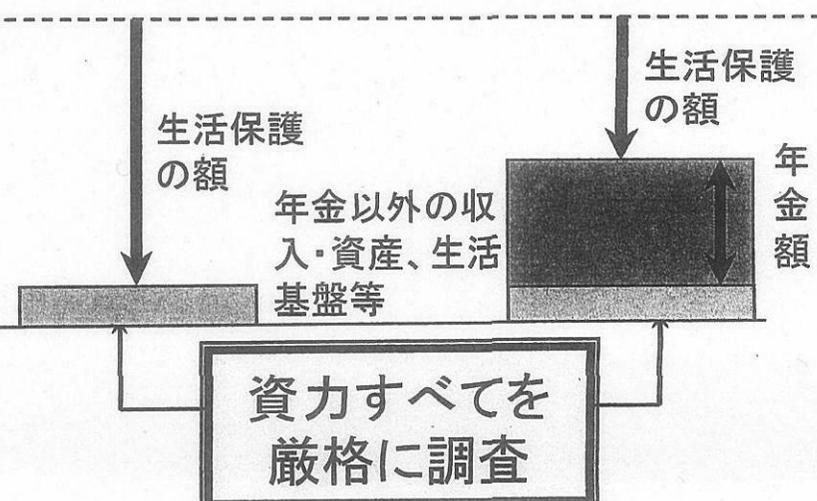
その他の収入や資産に関わりなく一律に支給



(参考) 生活保護の額

まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等の活用が優先

(無年金) (低額の年金)



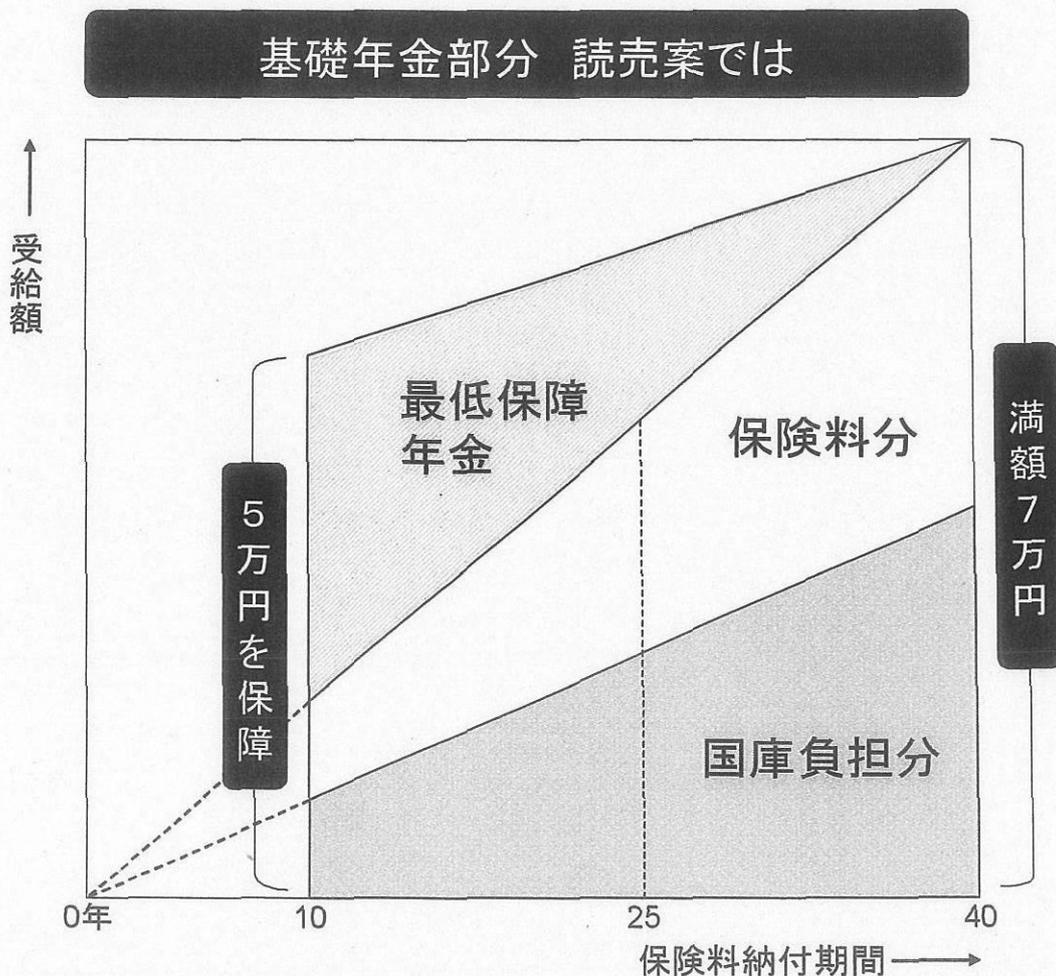
最低保障年金のイメージ

(読売新聞社案)

- 現行の社会保険方式を基本に、基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮し、「最低保障年金」(※)の創設で月5万円を保障。

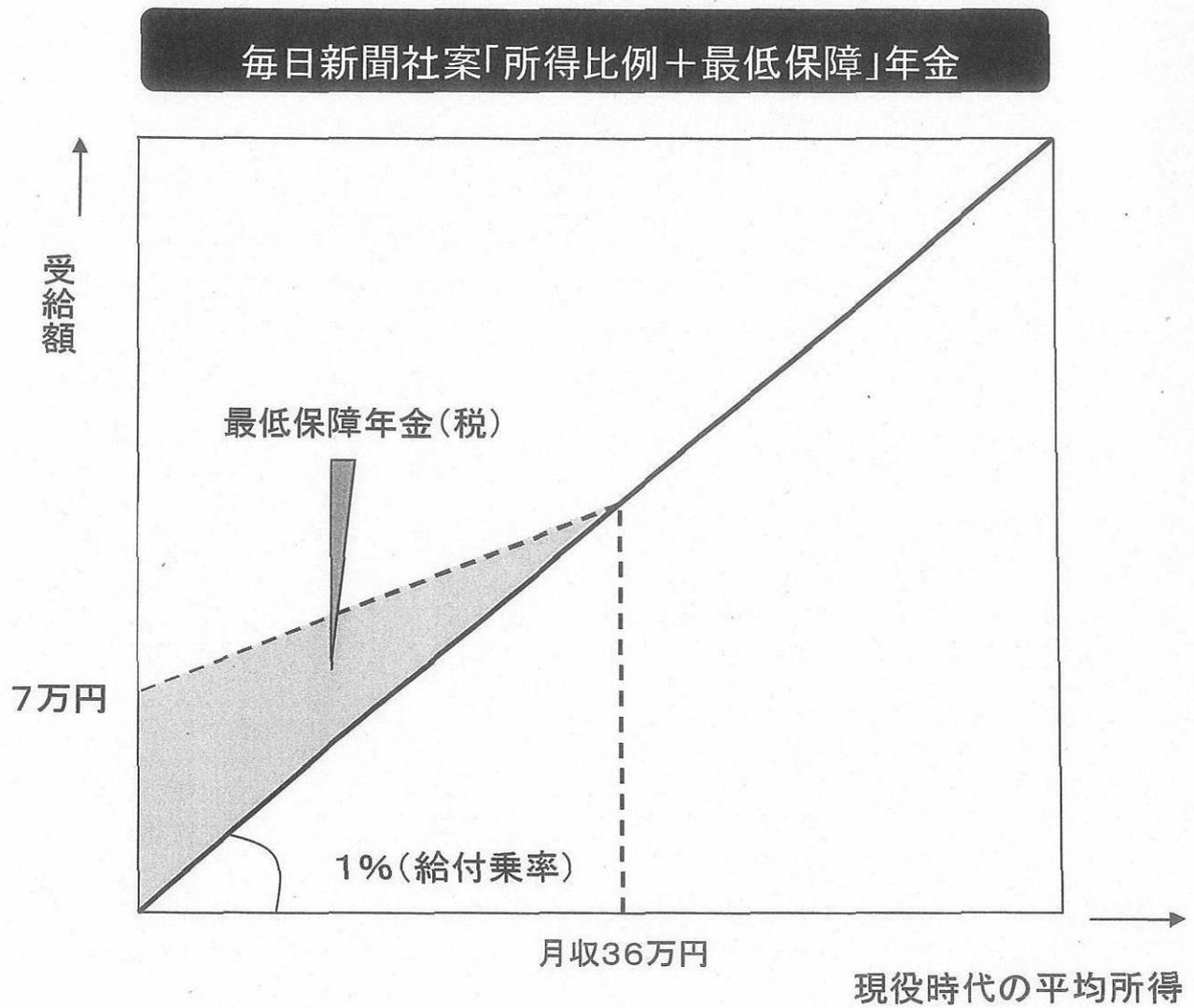
※ 年収200万円以下の高齢者世帯に限定。

- 基礎年金の満額を税財源の追加投入により月7万円に引上げ。



(毎日新聞社案)

- 老後の所得が不十分な人には最低保障年金を支給（40年加入で7万円。現役時代の平均年収が600万円以上の場合、支給されない。）



保険基盤安定制度(保険者支援制度)の概要(国保)

保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を公費で補填することにより、低所得者を多く抱える保険者(市町村)を支援し、中間所得者層を中心に保険料負担を軽減する。

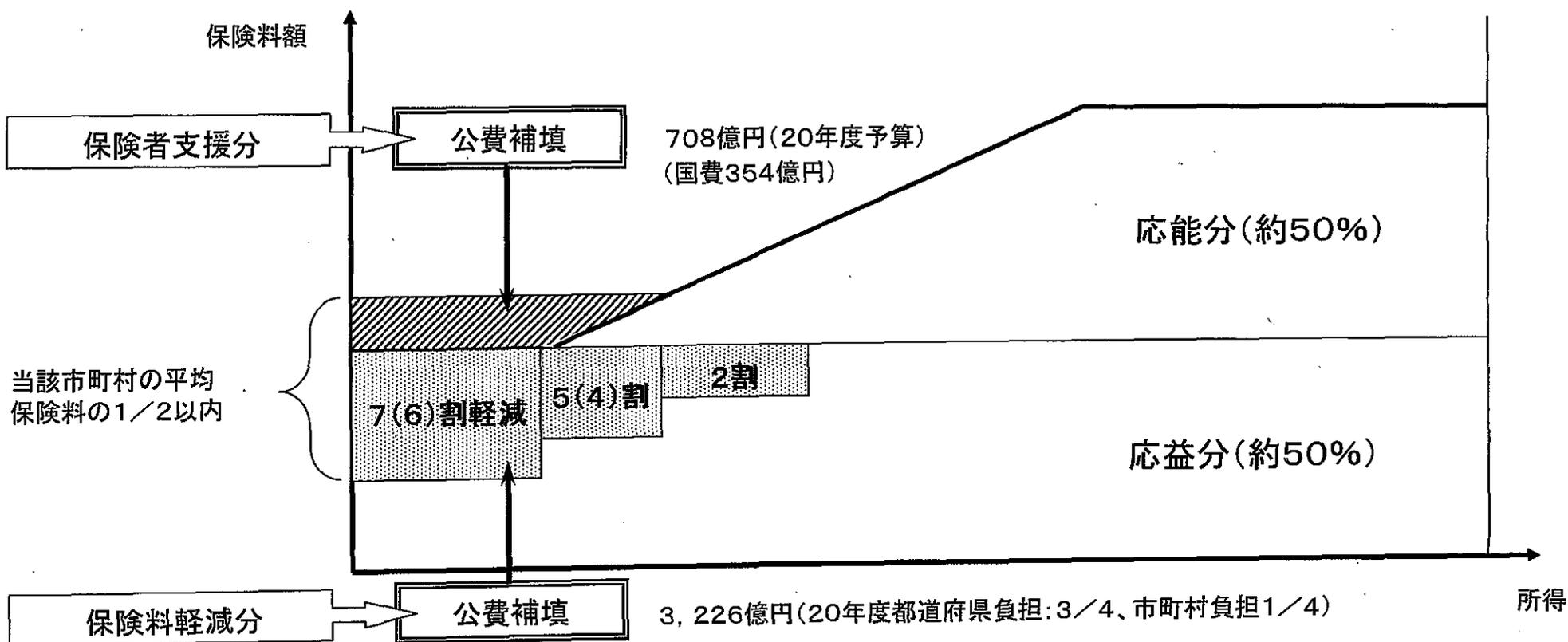
(平成15年度より3年間の時限措置、平成18年度より更に4年間の延長)

- 以下の式により算出した額を市町村一般会計から国保特別会計に繰り入れる。

$$\text{一人当たり平均保険料収納額} \times \text{保険料軽減世帯に属する一般被保険者数} \times \text{一定割合} \quad (\ast)$$

(※) 一定割合：7(6)割軽減世帯…12%(10%)，5(4)割軽減世帯…6%(5%)

- 保険者支援制度に対する公費負担割合 国：1/2，都道府県：1/4，市町村：1/4



平成19年度末における国民年金第1号被保険者の内訳(粗い推計)

(単位:万人)

	H19実績 (実際に当該免除を受けている者)	所得状況によって分類した場合	現行の免除基準 所得(収入)	
			単身世帯	4人世帯
第1号被保険者(任意含む)	2,035 (100%)	2,035 (100%)		
第1号強制加入被保険者計	2,001 (98%)	2,001 (98%)		
全額免除	202 (10%)	521 (26%)	~57万円(122万円)	~162万円(257万円)
4分の3免除	27 (1%)	284 (14%)	~93万円(158万円)	~230万円(354万円)
半額免除	19 (1%)	169 (8%)	~141万円(227万円)	~282万円(420万円)
4分の1免除	8 (0%)	153 (8%)	~189万円(296万円)	~335万円(486万円)
若年者納付猶予	37 (2%)	103 (5%)	~57万円(122万円)	
学生納付特例	166 (8%)	251 (12%)	~141万円(227万円)	
法定免除	113 (6%)	113 (6%)		
免除、猶予なし	1,430 (70%)	410 (20%)		
第1号任意加入被保険者	34 (2%)	34 (2%)		

(注1)()内の%は、第1号被保険者の総数に対する割合である。

(注2)現行の免除基準は、申請者が世帯全員を扶養している世帯主である場合における申請者本人の所得(収入)の目安。
なお、申請免除は申請者本人、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年の所得が、扶養状況に応じた免除基準に該当することが必要。

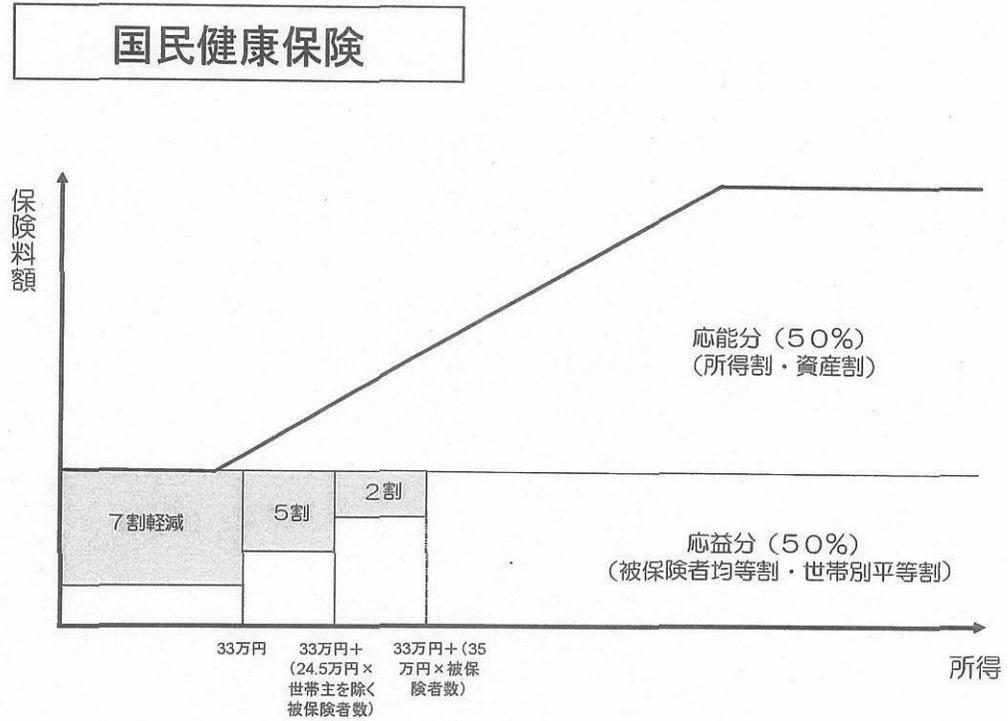
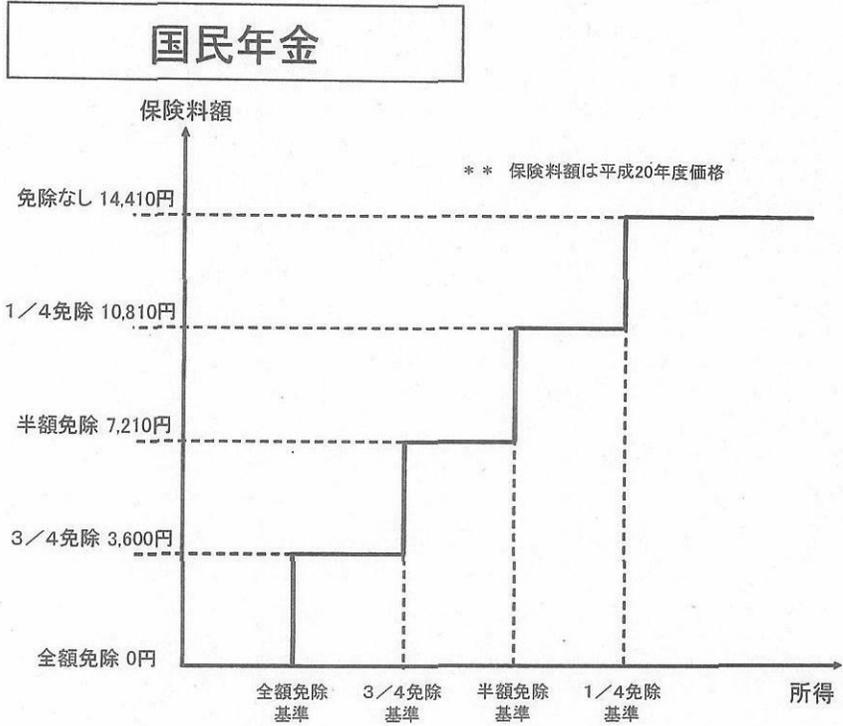
(注3)若年者猶予制度は、本人及び配偶者の前年の所得が、それぞれ全額免除基準に該当することが必要であり、
学生納付特例制度は、本人の前年の所得が半額免除基準に該当することが条件。

(注4)所得分布は、平成17年国民年金被保険者実態調査「所得特別調査」に基づく推計(平成16年所得)。調査対象者から、所得不詳、調査で学生と回答した者、16年度末に学生納付特例者であった者を除いて推計した。

(注5)任意加入被保険者及び法定免除者は、平成19年度末実績。

(注6)学生納付特例該当者は、平成17年国民年金被保険者実態調査及び平成19年度末時点の年齢別被保険者割合からの推計である。

<保険料の減免・設定のイメージ>



免除内容 (実負担額)	免除基準 (単身世帯の場合)	免除基準 (2人世帯の場合)	免除基準 (4人世帯の場合)	免除基準の考え方
全額免除 (0円)	所得 57万円 収入 122万円 (月収 10.1万円)	所得 92万円 収入 157万円 (月収 13.1万円)	所得 162万円 収入 257万円 (月収 21.4万円)	市町村民税の均等割が非課税となる合計所得金額の額に準拠
4分の3免除 (3,600円)	所得 93万円 収入 158万円 (月収 13.2万円)	所得 142万円 収入 229万円 (月収 19.1万円)	所得 230万円 収入 354万円 (月収 29.5万円)	半額免除に係る所得税課税所得額の2分の1
半額免除 (7,210円)	所得 141万円 収入 227万円 (月収 18.9万円)	所得 195万円 収入 304万円 (月収 25.3万円)	所得 282万円 収入 420万円 (月収 35.0万円)	4人世帯の基礎的消費支出水準にあわせた所得要件をもとに算出
4分の1免除 (10,810円)	所得 189万円 収入 296万円 (月収 24.7万円)	所得 247万円 収入 376万円 (月収 31.3万円)	所得 335万円 収入 486万円 (月収 40.5万円)	半額免除に係る所得税課税所得額の2分の3

軽減内容	軽減基準 (単身世帯の場合)	軽減基準 (2人世帯の場合)	軽減基準 (4人世帯の場合)	軽減基準所得
7割軽減	所得 33万円 給与収入 98万円 (月収 8.2万円)	所得 33万円 給与収入 98万円 (月収 8.2万円)	所得 33万円 給与収入 98万円 (月収 8.2万円)	33万円
5割軽減		所得 57.5万円 給与収入 122.5万円 (月収 10.2万円)	所得 106.5万円 給与収入 177.5万円 (月収 14.8万円)	33万円+(24.5万円×世帯主以外の被保険者数)
2割軽減	所得 68万円 給与収入 133万円 (月収 11.1万円)	所得 103万円 給与収入 171.9万円 (月収 14.3万円)	所得 173万円 給与収入 273.1万円 (月収 22.8万円)	33万円+(35万円×世帯に属する被保険者数)

(注)各欄の「月収」及び「月額」は「収入」を12で割ったもの。

※国民健康保険料(税)の1世帯あたりの調定額 15.5万円(月額約1.3万円)

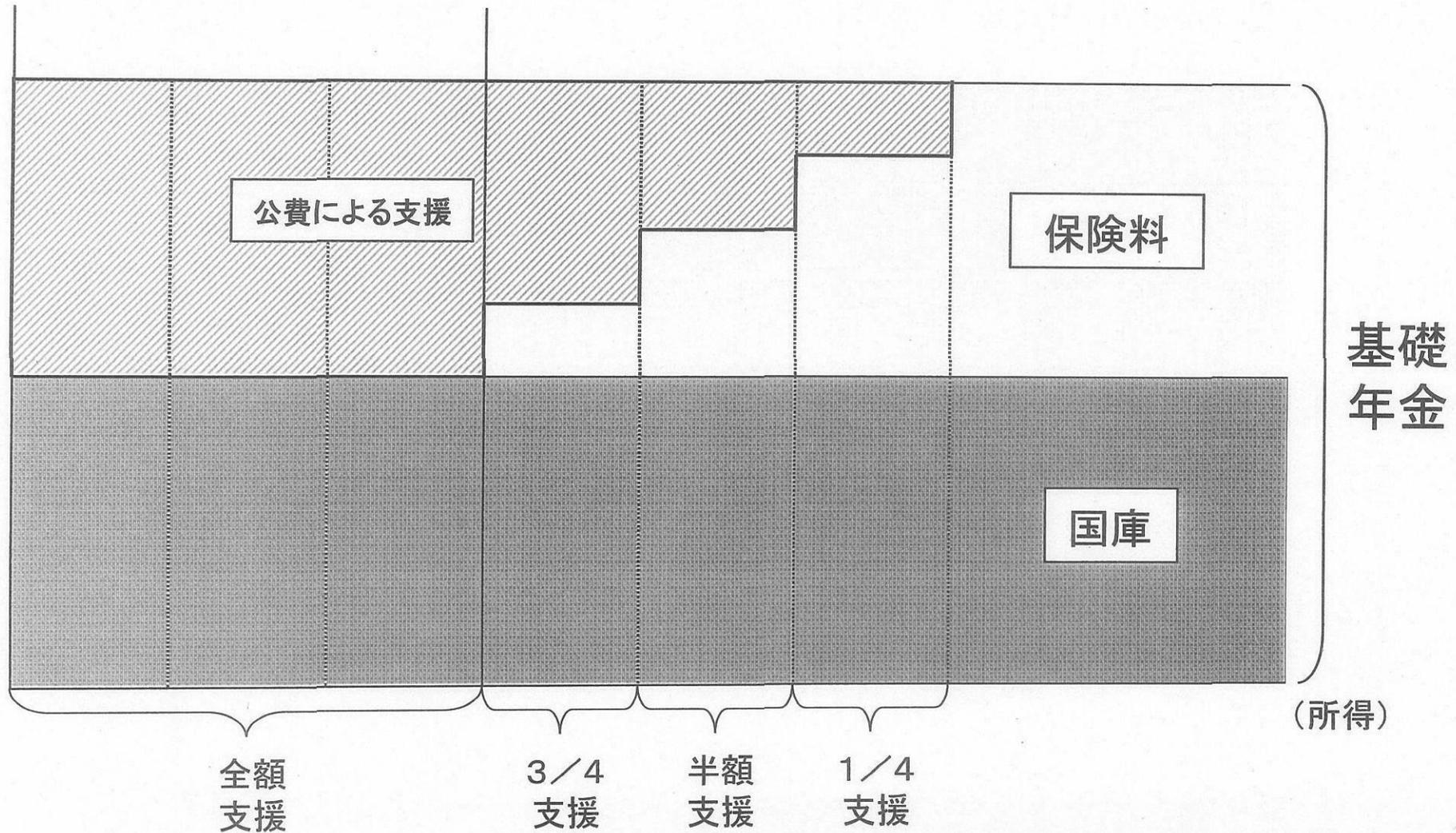
※国民健康保険料(税)の1人あたりの調定額 8.3万円(月額約0.7万円) (平成18年度国民健康保険事業年報より)

(注1)平成20年度の国民年金保険料は、月額14,410円

(注2)各欄の「月収」は「収入」を12で割ったもの

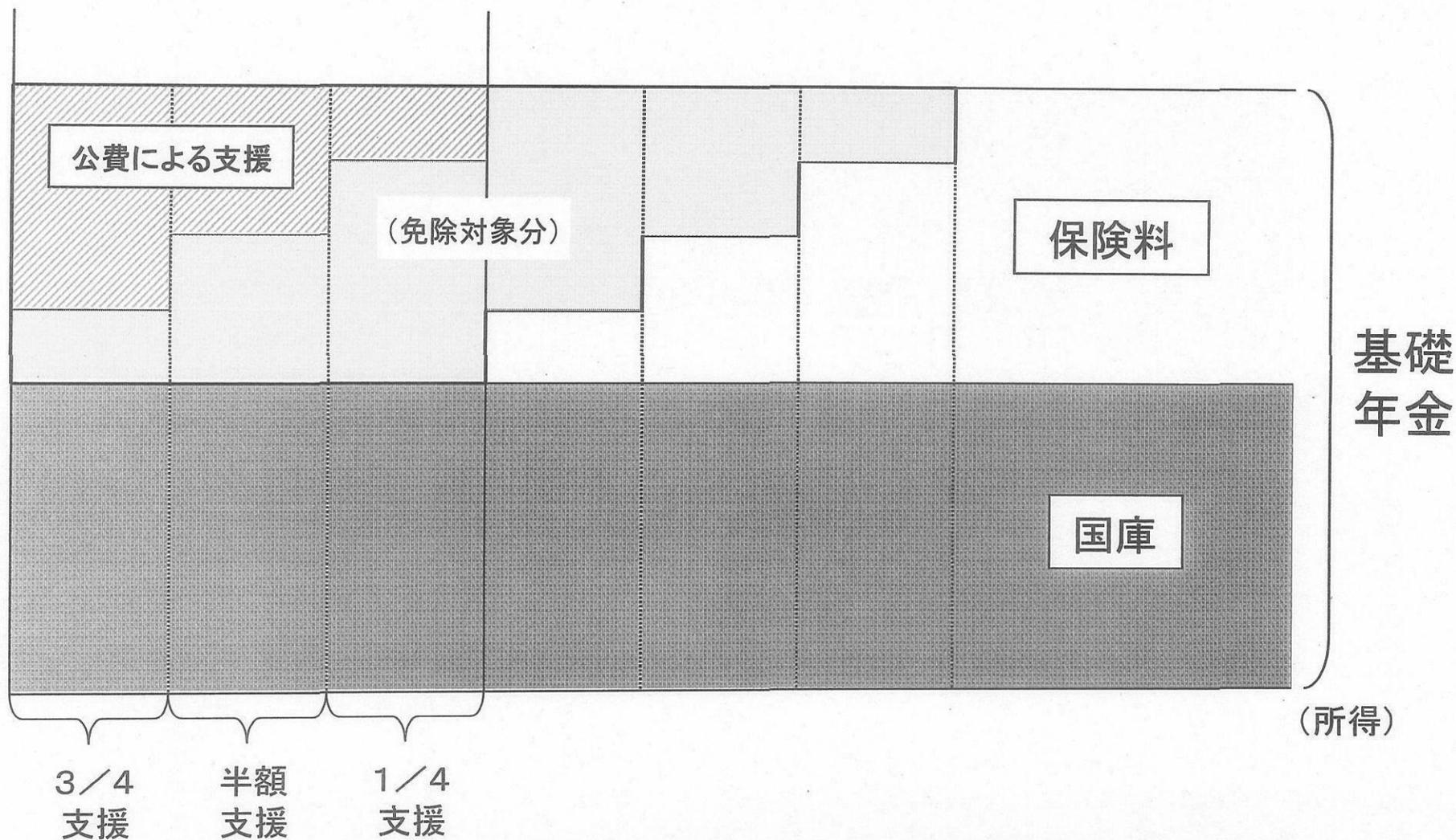
保険料軽減支援制度のイメージ

(支援基準を現行の国民年金の免除基準とした場合)



保険料軽減支援制度のイメージ

(支援基準を現行の国民健康保険の軽減基準程度とした場合)



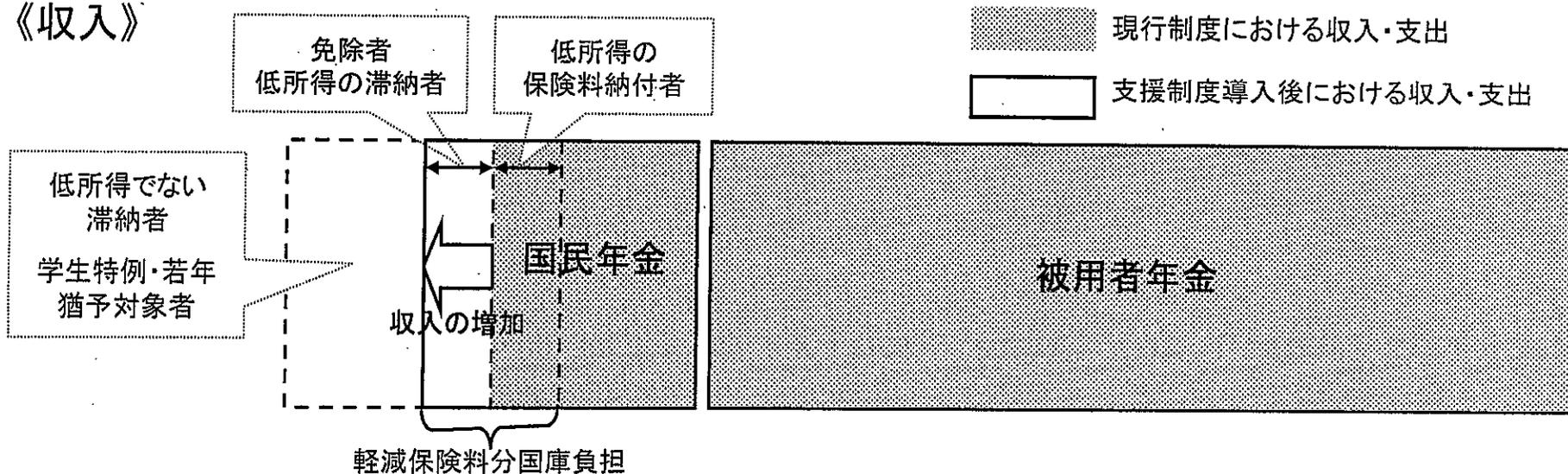
保険料軽減支援制度が各制度の収支に与える影響(イメージ図)

○ 保険料軽減支援制度を導入することには、年金財政にとっては、国民年金の納付率が上昇するのとほぼ同様の効果を及ぼす。

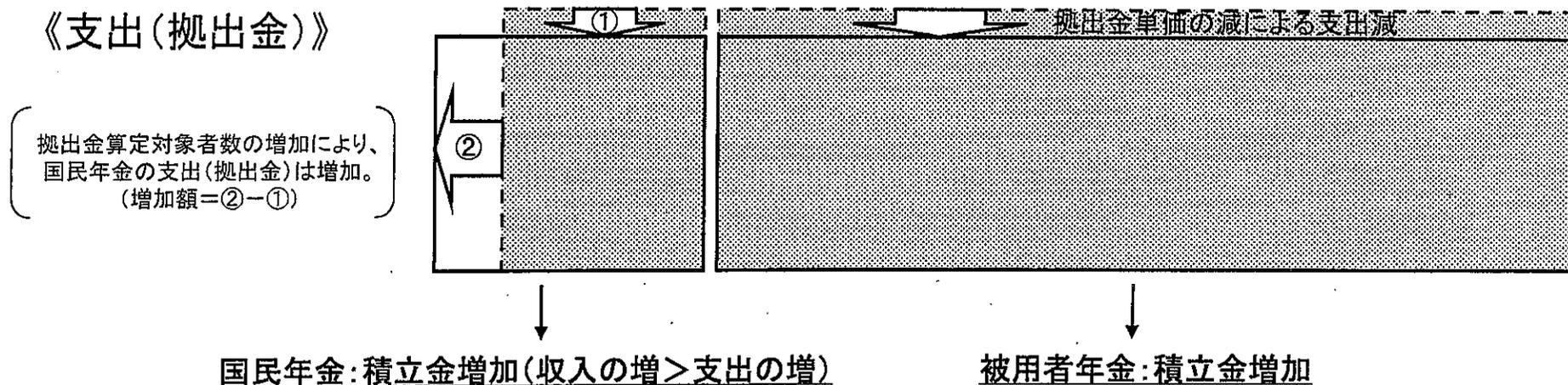
短期的な影響 : 国民年金の収入の増加、国民年金の拠出金の増加(収入の増加分が大きいため、積立金は増大)、被用者年金の拠出金の減少(それにより積立金は増大)

長期的な影響 : 長期的な財政には大きな影響はないが、若干のプラス影響。

《収入》



《支出(拠出金)》



国民年金保険料の納付率に応じた給付の所得代替率(社会保障国民会議「公的年金制度に関する定量的なシミュレーション結果」(平成20年5月))

- 国民年金保険料の納付率の前提が80%の場合の他に、65%とした場合及び90%とした場合について計算を行った。
- 納付率の前提を高く(低く)設定すれば、基礎年金給付費は若干大きく(小さく)なるが、その変化はそれほど大きくない。
 - ※ 基礎年金全体の加入者数は7,000万人。このうち、国民年金の第1号被保険者は2,100万人であるが、国民年金保険料の納付率は、この2,100万人の中の免除者等を除いた1,600万人に関する納付率であるため、納付率の前提が基礎年金給付費全体に与える影響は小さい。

- 現行制度で国民年金の納付率の前提を置き換えた場合の見通し(名目額)

(兆円)

	基礎年金給付費				うち保険料負担分			
	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050
納付率90%ケース	19	23	28	57	9	12	14	28
納付率80%ケース	19	23	28	56	9	12	14	28
納付率65%ケース	19	23	28	55	9	12	14	27

(注)保険料負担分は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 各試算の保険料水準は、いずれも、

厚生年金 : 18.3% (2017年度～)

国民年金 : 16,900円 (平成16年度価格、2017年度～)

※ マクロ経済スライドにより調整された給付の所得代替率は、

納付率90%ケース : 51.8%

納付率80%ケース : 51.6%

納付率65%ケース : 51.1%

※ 経済前提は、ケースⅡ-1を用いている。

税方式と社会保険方式

		税方式	社会保険方式
基本的な仕組みと特徴		<ul style="list-style-type: none"> ○個人の保険料拠出を必要とせず、拠出にかかわらず国内在住年数等の要件で一律に給付。*「公助」の考え方 ○恩恵的な性格が強い。 ○企業の役割が必ずしも明確ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一定期間にわたって保険料を拠出し、拠出した程度に応じた額の年金を給付。(自律自助) *「自助」を通じた「共助」の考え方 ○権利的な性格が強い。 ○企業の役割を明確に位置付け(事業主負担)
負	拠出と給付の関係	○対応関係がないため、不明確。	○全体でも個人単位でも対応し、明確。
	負担する者	○現役世代だけでなく高齢者も一定程度負担する。	○現役世代のみが負担する。
	引上げの現実性	○理解を得にくい。	○税財源よりも理解を得やすい。
担	引上げの実績	租税負担率(対NI) 18.9%(1970)→21.5%(2005)	社会保障負担率(対NI) 5.4%(1970)→14.4%(2005)
	財政運営の安定性	○他政策との競合、景気変動に伴う税収変動等の影響を受けやすい。	○長期的収支計算に基づいて安定的に財政運営。 *保険料も景気変動等の影響を受けるが長期的には給付も連動するので影響は小さい。
給付	給付水準	○社会保険方式と比較して低水準になりやすい。	○税方式と比較して満額給付を高水準にしやすい。ただし、保険料拠出が十分でない場合、低年金になる。(低所得者には保険料免除)
	所得制限	○所得水準等による給付制限を行われ易い	○基礎年金には所得制限は馴染まない。
	生活保護との関係	○生活保護との関係の調整が必要。 *高齢者に対する生活保護を廃止する等。	○生活保護とは役割が異なるので調整は必要ない。(生活保護制度の中で給付額を調整)

(注) 現行の社会保険方式から税方式に移行する場合、

- ・現行の事業主負担がなくなる一方で巨額の税財源が必要になり、医療や介護の財源との関係も含めて整理が必要。
- ・満額の給付額を現行と変更しないのであれば、未納による無年金・低年金者を救済する性格の強い政策になる。逆に、既に保険料を納付したり、既に受給している人に別途給付を行えば、さらに巨額の財源が必要になる。

社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する 定量的なシミュレーション(抜粋・要約版)

1. シミュレーションの経緯等

- 社会保障のあるべき姿について国民に分かりやすく議論を行うことを目的として、本年1月、「社会保障国民会議」が設置され、その下に、年金・雇用を議論する「所得確保・保障分科会」など3つの分科会が設置された。
- 「所得確保・保障分科会」においては、公的年金制度のあり方の検討に当たり、「定性的な議論」だけでなく「定量的な議論」も行えるようシミュレーションを行うこととなり、客観的で中立的なシミュレーションとなるよう、分科会で作業の「前提」が整理された(4月30日第3回分科会)。

(作業前提のポイント)

- ・客観的・中立的なシミュレーションを行うため、試算の基礎データを開示し、第三者が再検証できるようにする
 - ・現在各方面から提案されている案を念頭に置き、①現行制度、②社会保険方式を前提にした修正案、③税方式化を前提とした提案、について複数のシミュレーションを行う
 - ・「マクロ試算」(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示した試算)と「ミクロ試算」(個々の家計等に与える影響を示した試算)を行う
- 5月19日の第4回分科会において、シミュレーションの結果が報告された。なお、試算の詳細なデータは以下のURLで公開されている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/>

2. シミュレーション結果

(1) マクロ試算(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示した試算) [税方式化案のシミュレーション]

○ 国庫負担1/2を超えて「追加的に必要となる税財源」とその「消費税率換算」は、以下のとおり。

年度	ケースA		ケースB		ケースC		ケースC'	
	消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算	
2009年度 (移行当初)	14兆円	5%	9兆円	31/2%	24兆円	81/2%	33兆円	12%
	〔 現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 5兆円 〕		〔 現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 0兆円 〕		〔 現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 14兆円 〕		〔 現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 24兆円 〕	
2050年度	35兆円	7%	32兆円	6%	42兆円	8%	50兆円	91/2%

* 上記のほか、国庫負担割合を現行から1/2に引き上げるために、消費税率換算で約1%の税財源が必要

(注)各ケースについては、過去の保険料納付実績の給付への反映について、以下のとおり想定。

ケースA : 過去の納付状況に関係なく一律給付

ケースB : 過去の保険料未納期間に応じて減額

ケースC : 過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当)して給付

ケースC' : 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当)して給付

(2) ミクロ試算(現行制度と税方式化案がそれぞれ家計に与える影響を示した試算)

* マクロ統計であるSNA(国民経済計算)における平成18年度国内家計最終消費支出は約283兆円。一方、今回の試算に用いた家計調査における1世帯当たり消費支出(年間310万円)に世帯数(5,000万)を乗じても約150兆円であり、マクロ統計との対比で明らかに過小。
⇒統計の制約上、家計調査を用いて試算せざるを得ないが、結果の解釈には十分な留意が必要。

《家計》

① 勤労者世帯モデル

すべての所得階層において、「基礎年金分の保険料軽減額」 < 「消費税負担の増加額」

⇒負担増

② 自営業者等世帯モデル

概ね、「基礎年金分の保険料軽減額」 > 「消費税負担の増加額」

⇒負担減

ただし、かなりの高所得者層と、保険料免除の対象となるような低所得層においては、

「基礎年金分の保険料軽減額」 < 「消費税負担の増加額」

⇒負担増

③ 年金受給者世帯モデル

消費税負担が増加 (ただし、上記の「ケースA」「ケースC」の場合は、年金給付も増加する場合あり)

⇒負担増

《企業》

基礎年金分の保険料のうち事業主負担分がなくなる

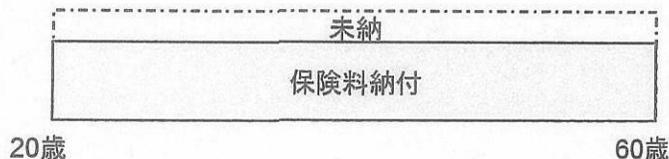
⇒負担減

＜ 移行パターンのイメージ ＞

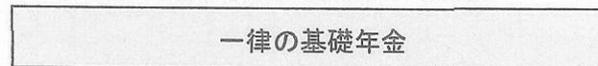
(現役時代の拠出の状況)

(税方式導入後、受給する給付額)

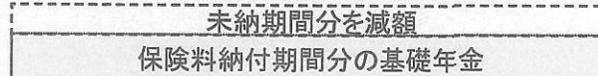
税方式導入時、すでに受給している者



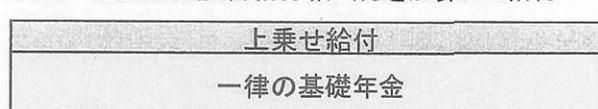
(ケースA) 過去の納付状況に関係なく一律給付



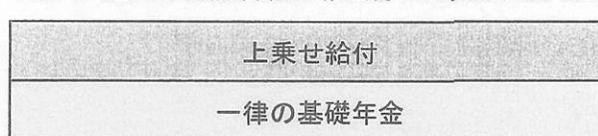
(ケースB) 過去の保険料未納期間に応じて減額



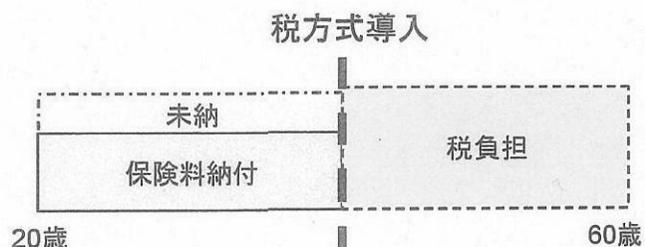
(ケースC) 過去の保険料納付相当分を加算して給付



(ケースC') 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付



現役時代の途中で税方式導入となった者



※税負担は、現役以外の者の負担もあり得る。

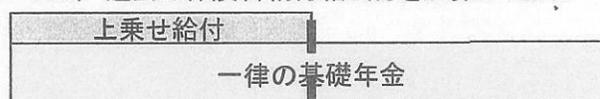
(ケースA) 過去の納付状況に関係なく一律給付



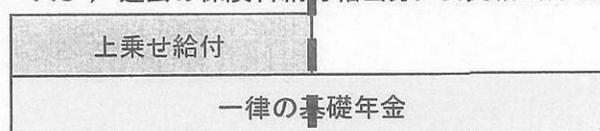
(ケースB) 過去の保険料未納期間に応じて減額



(ケースC) 過去の保険料納付相当分を加算して給付



(ケースC') 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付



導入前期間に見合う給付 ← | → 導入後期間に見合う給付

○ マクロ試算のシミュレーション結果(マクロ試算3-1)

各移行パターンごとの追加財源の規模と消費税率換算(ごく粗い機械的試算)

〔経済前提：ケースⅡ-1〕 (平成19年2月暫定試算の「基本ケース」)

- 移行パターンA～Cのそれぞれについて、現行制度の基礎年金国庫負担(1/2分)を超えて追加的に必要になる財源を計算し、その消費税率換算率を算出した。

基礎年金を税方式にした場合の追加財源の規模と消費税率換算について

年度	ケースA		ケースB		ケースC		ケースC'	
		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算
2009年度	14兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 5兆円〕	5 %	9兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 0兆円〕	3 1/2 %	24兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 14兆円〕	8 1/2 %	33兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 24兆円〕	12 %
2015年度	17兆円	5 1/2 %	12兆円	3 1/2 %	28兆円	8 1/2 %	39兆円	12 %
2025年度	20兆円	5 %	15兆円	3 1/2 %	31兆円	8 %	42兆円	10 1/2 %
2050年度	35兆円	7 %	32兆円	6 %	42兆円	8 %	50兆円	9 1/2 %

- 平成20年度の予算における基礎年金国庫負担割合は37.3%(1/3 + 40/1000)であることから、上記の消費税率換算の他に、国庫負担割合1/2にまで引き上げるための財源として、約1%が追加的に必要になる。

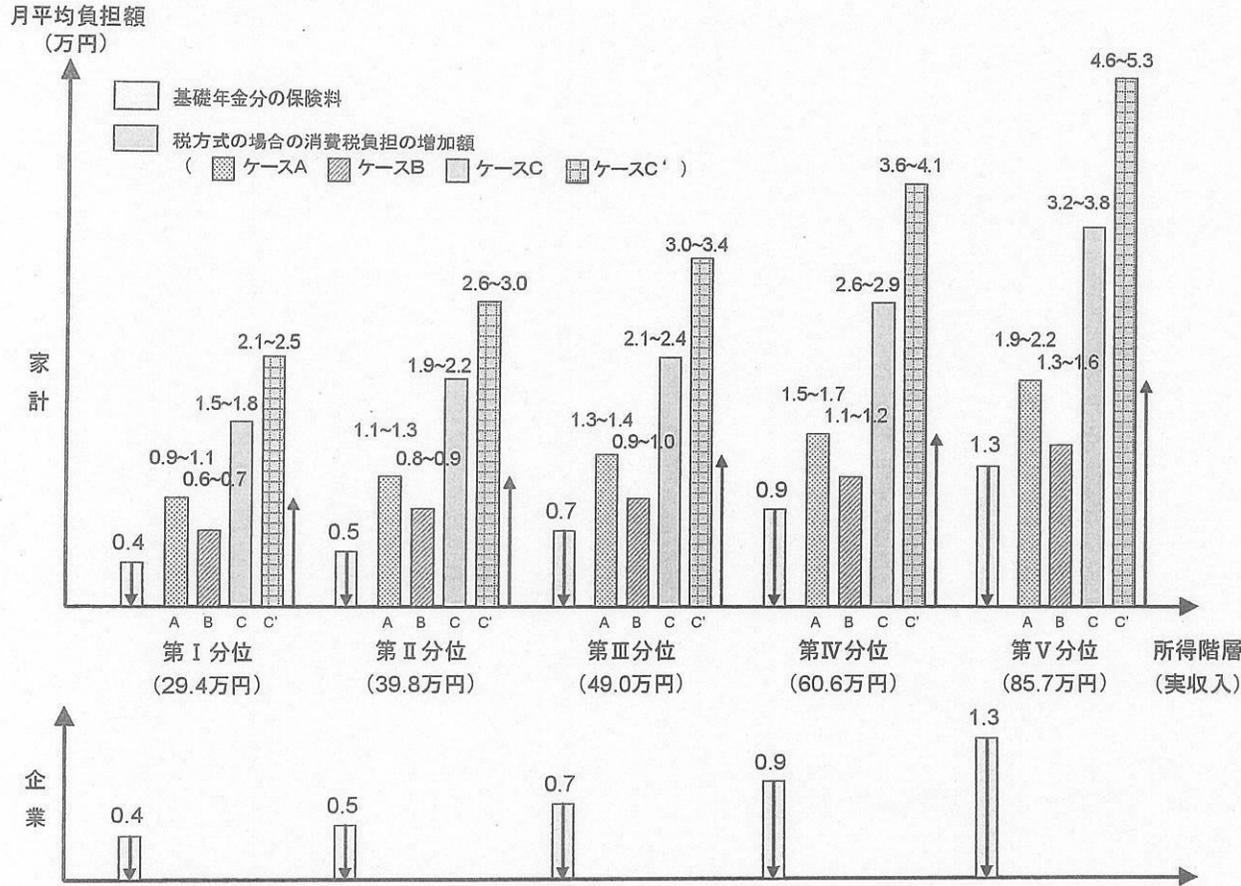
※ 経済前提: ケースⅡ-1の場合における移行パターンの各ケースごとのシミュレーション結果を示している。

なお、比較対象とする現行制度における国民年金保険料の納付率の前提は80%の場合としている。経済前提の違いによる影響についてはマクロ試算5-2を参照。

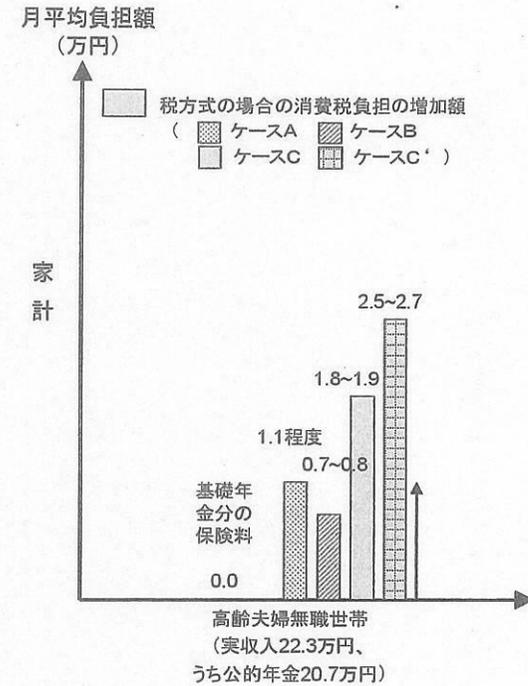
※ 消費税率換算に用いた消費税率は、将来、経済成長率と同程度に伸びるものとして計算している。

○ ミクロ試算のシミュレーション結果(ミクロ試算 1~4)

[勤労者世帯モデルのケース]



[年金受給世帯モデルのケース]



[ケースA]
低年金・無年金だった者の場合は、年金給付額が増加する。

[ケースB]
年金給付額に変化なし。

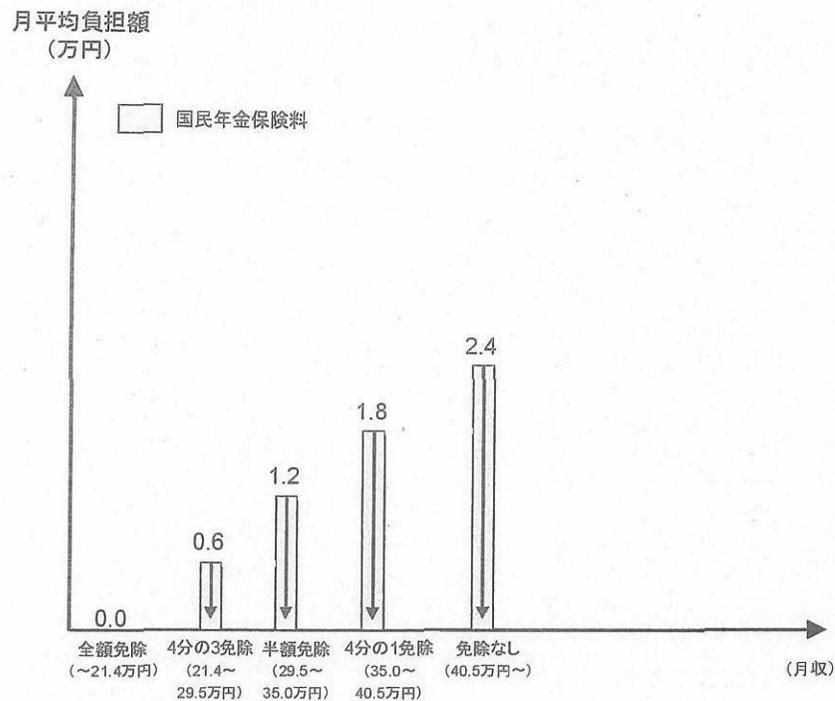
[ケースC]
低年金・無年金だった者の場合は満額の基礎年金が支給されるとともに、過去の保険料納付に見合った加算が行われ、年金給付額が増大する。

※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

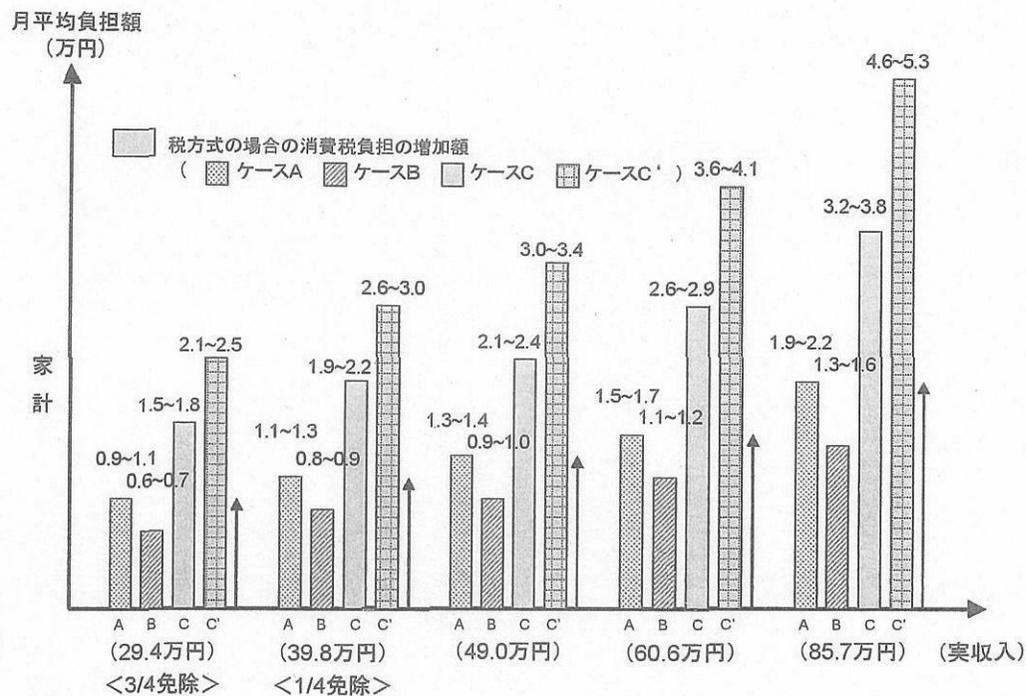
※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

〔自営業者等世帯モデルのケース〕

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額

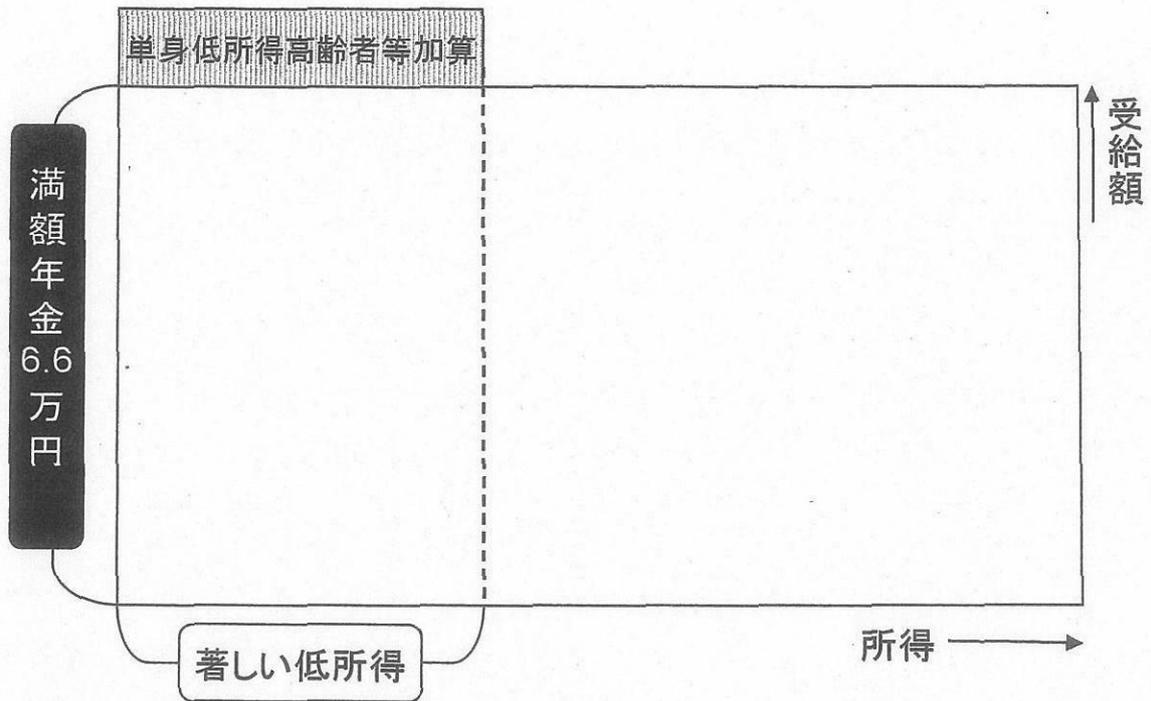


※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

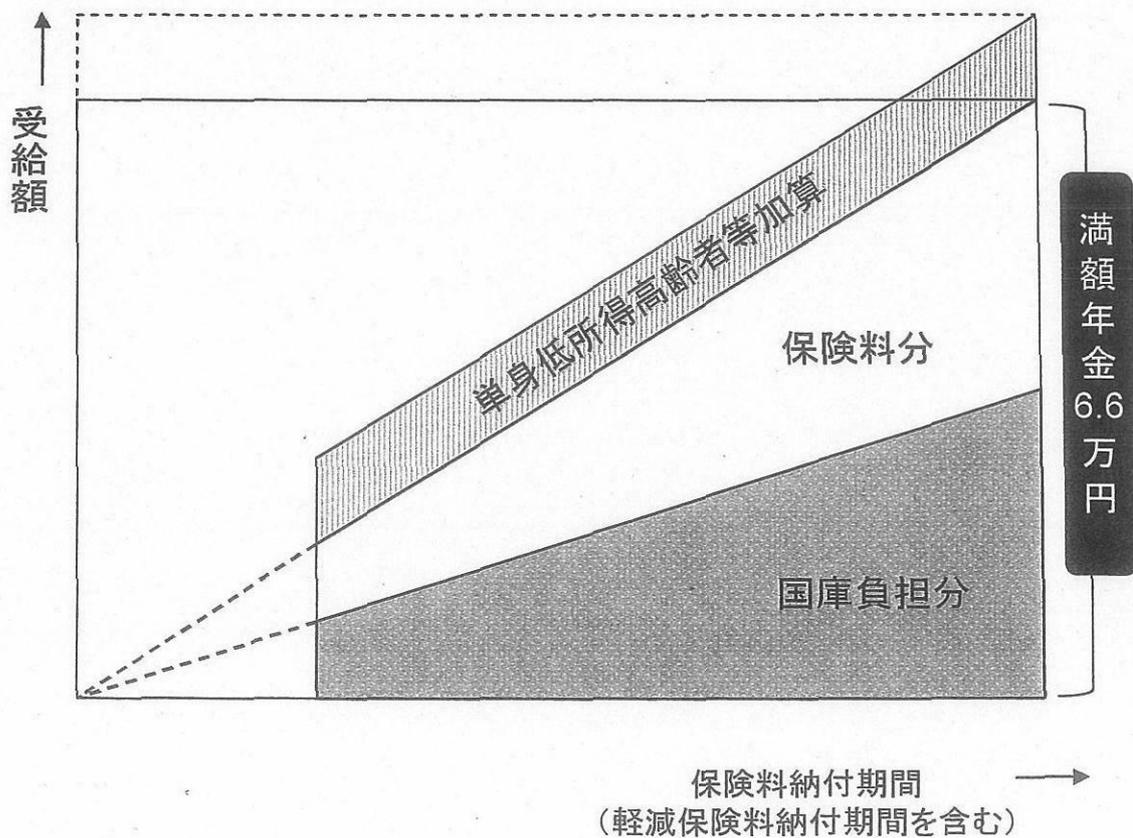
※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

【単身低所得高齢者等加算】のイメージ

《所得でみた場合》

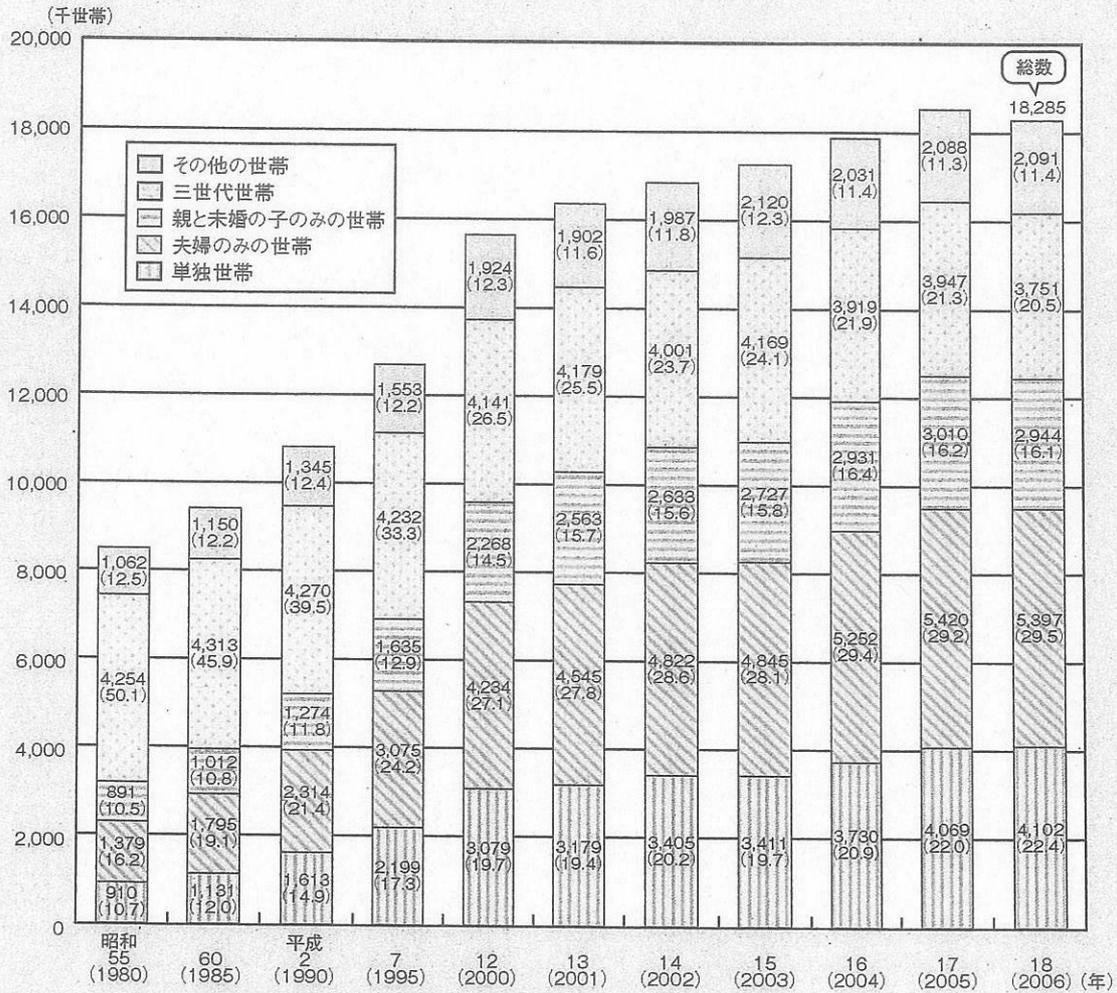


《保険料納付期間でみた場合》



高齢者の世帯構成

65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）

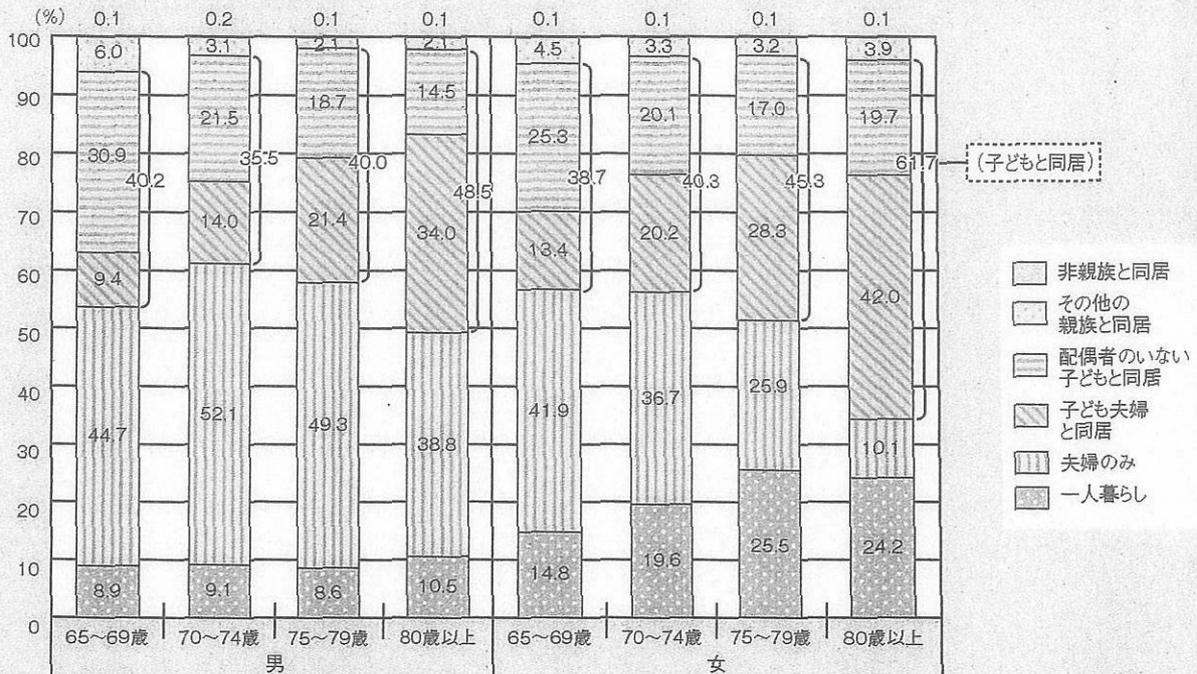


資料：昭和60年以前は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降は厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

(注2) () 内の数字は、65歳以上の者のいる世帯総数に占める割合 (%)

高齢者の男女・年齢階級別にみた家族構成割合

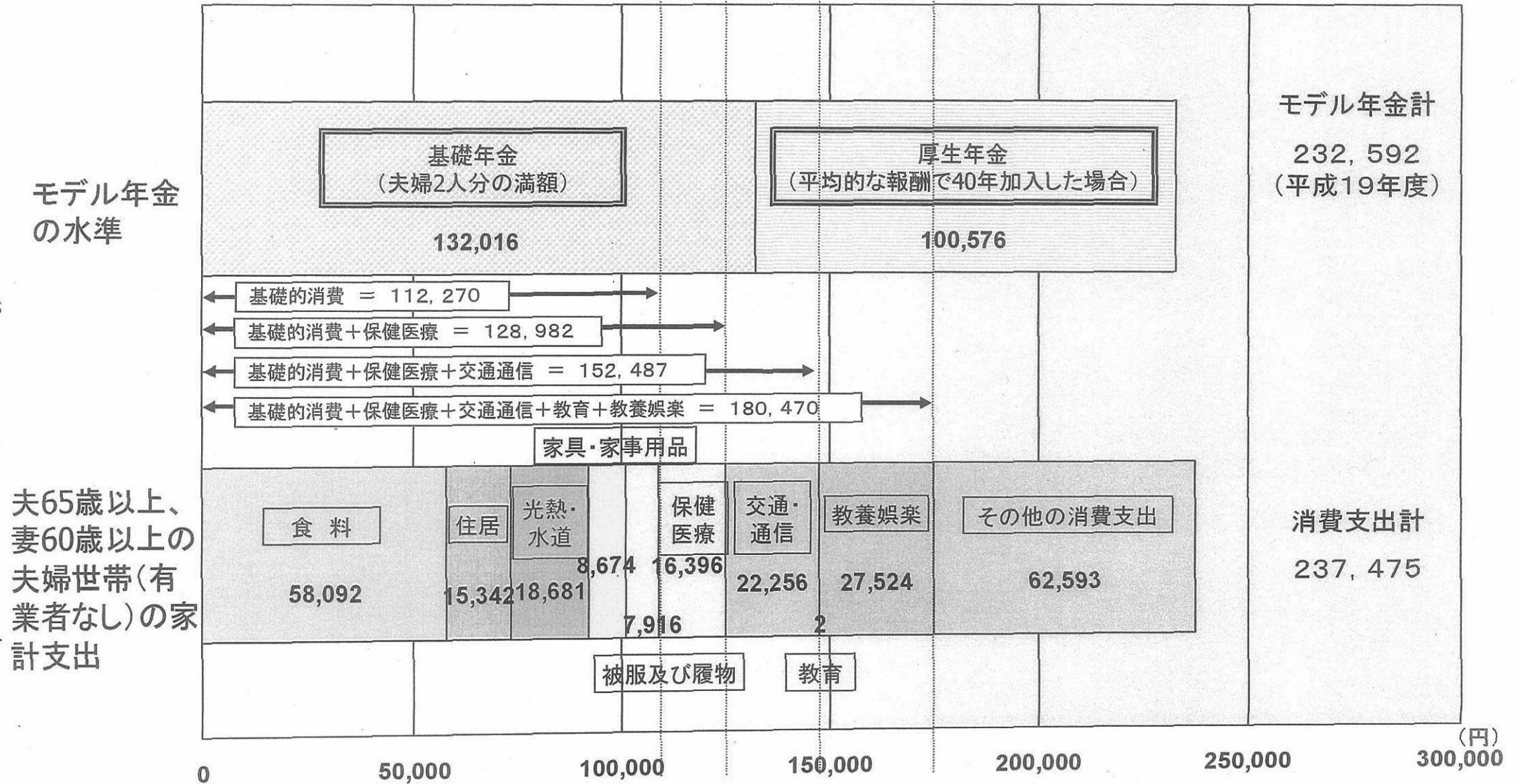


資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成18年）
 (注1) 「一人暮らし」とは、上記調査における「単独世帯」のことを指す
 (注2) () 内の数値は子どもと同居している者の割合（子ども夫婦と同居と配偶者のいない子どもと同居の合計）

「平成20年版 高齢社会白書」より抜粋

夫婦2人高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

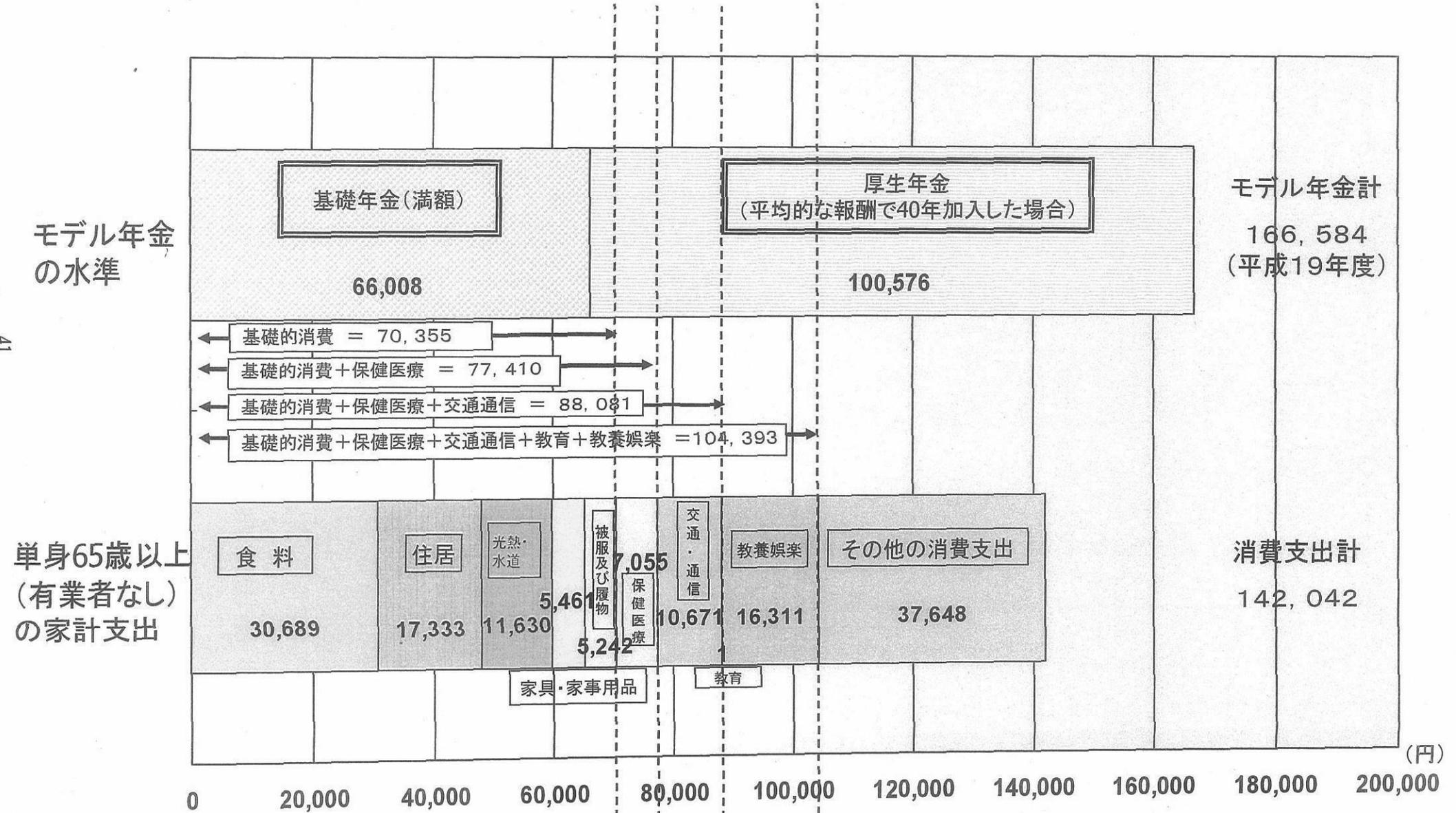
○ 夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯(有業者なし)の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分をカバーする水準。



(資料)平成19年家計調査年報(総務省統計局)

単身高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

○ 基礎年金の水準（満額66,008円）を単身高齢者世帯（有業者なし）の家計と比較すると、基礎的消費支出をカバーするにわずかに足りない水準



(資料) 平成19年家計調査年報 (総務省統計局)

基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意

◇ 基礎年金月額 66,008円 (夫婦合計：132,016円) (平成20年度月額)

◇ 生活扶助基準額 (平成20年度月額、単位：円)

世帯	構成	生活扶助基準額 (3級地-2 ~ 1級地-1)	<参考> 2級地-1 [県庁所在地等]
単身	65歳	62,640 ~ 80,820	73,540
夫婦	夫65歳、妻65歳の 場合の1人平均	47,250 ~ 60,970	55,480
	夫婦合計額	94,500 ~ 121,940	110,960

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

《各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障》

国	公的扶助制度 (注1)	主な対象者	高齢者	失業者	母子	障害者	高齢者に対する 拠出制年金以外 の特別な所得保 障制度	制度の特徴	支給要件	扶養義務範囲
日本	生活保護	・資産、能力等を活用した上でも生活に困窮する者	○	○	○	○	なし	—		○父母など直系血族と兄弟姉妹 ○3親等以内の親族 〔民法で規定〕
ドイツ	社会扶助 (注2)	・必要不可欠の生計費を自ら全くあるいは十分に調達できない者 ・年齢制限はなし	△	△	○	○	基礎保障 (注2)	○65歳以上の者及び18歳以上で継続的に稼得不能の者が対象。 ○生計扶助と同様に所得や資産の調査があるが、受給者について扶養義務を負う子や両親に対する求償は原則行われない。 ○社会扶助の実施主体である自治体が実施し、費用も負担。	○高齢者の場合、65歳。 ○ドイツ居住者。 ○所得・資産調査あり。	○血族又は姻戚と同一の世帯(血族=父母、祖父母、叔父母) 〔社会扶助法の扱い。基礎保障法では配偶者と高所得の両親・子に限定〕
フランス	最低社会復帰扶助 (RMI)	・収入の不足・欠如の者(失業の場合は、就業努力の実施が要件) ・25歳～	△	○	○	△	高齢者連帯手当 (ASPA)	○無年金・低年金者に対する補足的現金給付(財源は一般社会拠出金)。 ○年金制度と財源は異なるが、年金制度の保険者が制度を運営。	○65歳。 ○フランス居住者。原則居住期間要件なし。(EU外出身者は5年の居住期間が必要。) ○所得調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔RMI制度上の扱い〕 ※父母は含まない
スウェーデン	社会扶助	・資産がなく、所得が定める基準を元に市町村が決定する額以下の者 ・年齢制限なし	△	△	○	△	保証年金 (注3)	○一定額以上の年金額を確保するための国庫負担による所得比例年金への上乗せ給付。	○65歳 ○3年のスウェーデン居住期間が必要。 ○所得・資産調査なし。	○夫婦間と未成年の子供 〔親子法及び婚姻法で規定〕 ※父母は含まない
イギリス	所得補助	・フルタイム就労者でないため、失業者としての登録を求められない低所得者 ・16～59歳	×	×	○	○	ペンション・クレジット	○低所得の高齢者に対する税財源による補足的現金給付。 ○所得補助に比べて、給付要件や内容が寛大。 ○年金制度と同様に年金サービス庁が運営。	○保障クレジット:60歳 貯蓄クレジット:65歳 ○英国居住者で、現に滞在していること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔1948年の国民扶助法で親に対する扶養義務を撤廃〕 ※父母は含まない
アメリカ	貧困家庭一時扶助 (TANF) (注4)	・未成年の児童、又は妊婦のいる低所得家庭	×	×	○	×	補足的保障所得 (SSI) (注5)	○高齢者、視覚障害者、障害者であって低所得のものを対象とした補足的現金給付。 ○年金制度と財源は異なるが、年金保険と同様に連邦政府の社会保障庁が運営。	○高齢者の場合、65歳。 ○米国の市民権を有するか又は認定移民(注7)であること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔州法である家族法等で規定〕 ※父母は含まない
	一般扶助 (GA) (注5)	・失業保険、SSI、TANF等の対象とならない者等	— (注6)							

○=対象、△=法律上排除されていないが運用上対象とならない者、×=法律上対象とならないことが明記されている者

(注1)本表においては、各国における低所得者を対象とした税による代表的な公的給付を列挙した。各国において給付の対象者の範囲等が異なることに留意が必要。

(注2)2003年1月からの導入当初は、基礎保障は社会扶助とは異なるものとされていたが、2005年の社会扶助改革により、基礎保障法は連邦社会扶助法とともに社会法典第12編に統合され、社会扶助の一類型として位置付けられている。社会扶助には、生計扶助、医療扶助、介護扶助などの類型があるが、基礎保障は、生計困難者一般を対象とする生計扶助についての特別制度に当たる。

(注3)3年以上のスウェーデン居住期間があることが受給要件。なお、当該要件を満たさないような滞在期間の短い移民などに対しては、保証年金とは別に「高齢者生計費補助制度」から給付がなされる。

(注4)貧困家庭一時的扶助(TANF)は、州政府により運営されており、州ごとに独自に給付額基準が設定されている。連邦政府は各州に補助金を交付。

(注5)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府が独自に行う扶助施策の総称であり、失業保険や補足的保障所得(SSSI)などの適用範囲に含まれない者や、それらの給付によってもなお満たされない者を対象として、州若しくは地方政府が独自に財源を支出し実施されており、運営は実施主体により異なる。

(注6)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府の独自施策であるため、対象者も各州・地方政府ごとに異なる。

(注7)認定移民とは、7年以上米国に居住する合法永住者、亡命者、難民等

【資料出所】

「主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書(平成15年3月)」(UFJ総研)、
「海外情勢報告(2005～2006)」(厚生労働省)などを元に厚生労働省年金局において作成。

協定締結・署名済国及び協定協議国の年金制度における受給資格期間について

(数値は2007年)

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	ベルギー	チェコ	オランダ	カナダ	豪州	韓国	スペイン	イタリア	アイルランド	ハンガリー	スウェーデン	ルクセンブルク
受給資格期間	40 加入 四半期 (10 年 相当) (注1)	なし (注2)	5 年	なし	なし	25 年 (注3)	なし	(OAS: 税方式) 10 年 居住 (CPP) なし	(AP: 税方式) 10 年 居住 (注4) (SG) なし	10 年	15 年	5 年	260 週 (5 年相 当) (注5)	15 年	なし (注6)	10 年

(注1) 1000 ドル (118,000 円) の収入につき1 四半期が付与される (最高で年間4 加入四半期まで)。

(注2) 2007 年の法改正により受給資格機関は撤廃。ただし、1945 年4 月6 日より前に生まれた男性及び1950 年4 月6 日より前に生まれた女性は、旧法が引き続き適用され、年金受給には、それぞれ11 年又は9.75 年の被保険者期間が必要。

(注3) 受給開始年齢 (男性61 歳10 ヶ月、子を養育していない女性60 歳) から受給する場合。なお、65 歳から受給する場合は15 年。

(注4) 「10 年連続して居住」又は「連続して5 年、合計10 年」のいずれかを満たすこと。

(注5) 2012 年より520 週 (10 年相当)。

(注6) 保証年金については最低3 年の居住期間が必要。

現行制度及び受給資格期間を短縮した場合の基礎年金月額

		免除なし	半額免除	全額免除
現行制度	40年	66,008円	49,506円	33,008円
	25年	41,258円	30,941円	20,630円
受給資格期間短縮後	20年	33,008円	24,753円	16,500円
	10年	16,500円	12,377円	8,250円

※1 国庫負担割合を1/2として計算

※2 半額免除又は全額免除の年金額については、例えば、20年の場合、免除申請に基づく期間が20年(半額免除の場合は当該期間に係る保険料納付が前提)あり、残りの20年は未納として計算

※3 年金額は平成20年度

無年金者数(推計)

○ 一般的な年金受給年齢である65歳以上の者のうち、今後保険料を納付しても年金を受給できない者は、現時点において最大で、42万人と推計。

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

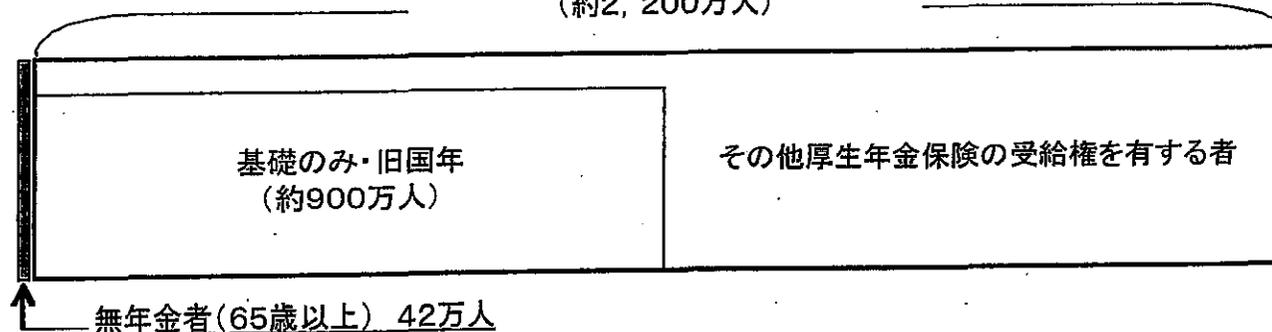
(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

【資料出所】
社会保険庁公表資料
(平成19年12月12日)

老齢基礎年金等の受給権者
(約2,200万人)



時効消滅後も保険料の後納を認めることとした場合における保険料の支払総額

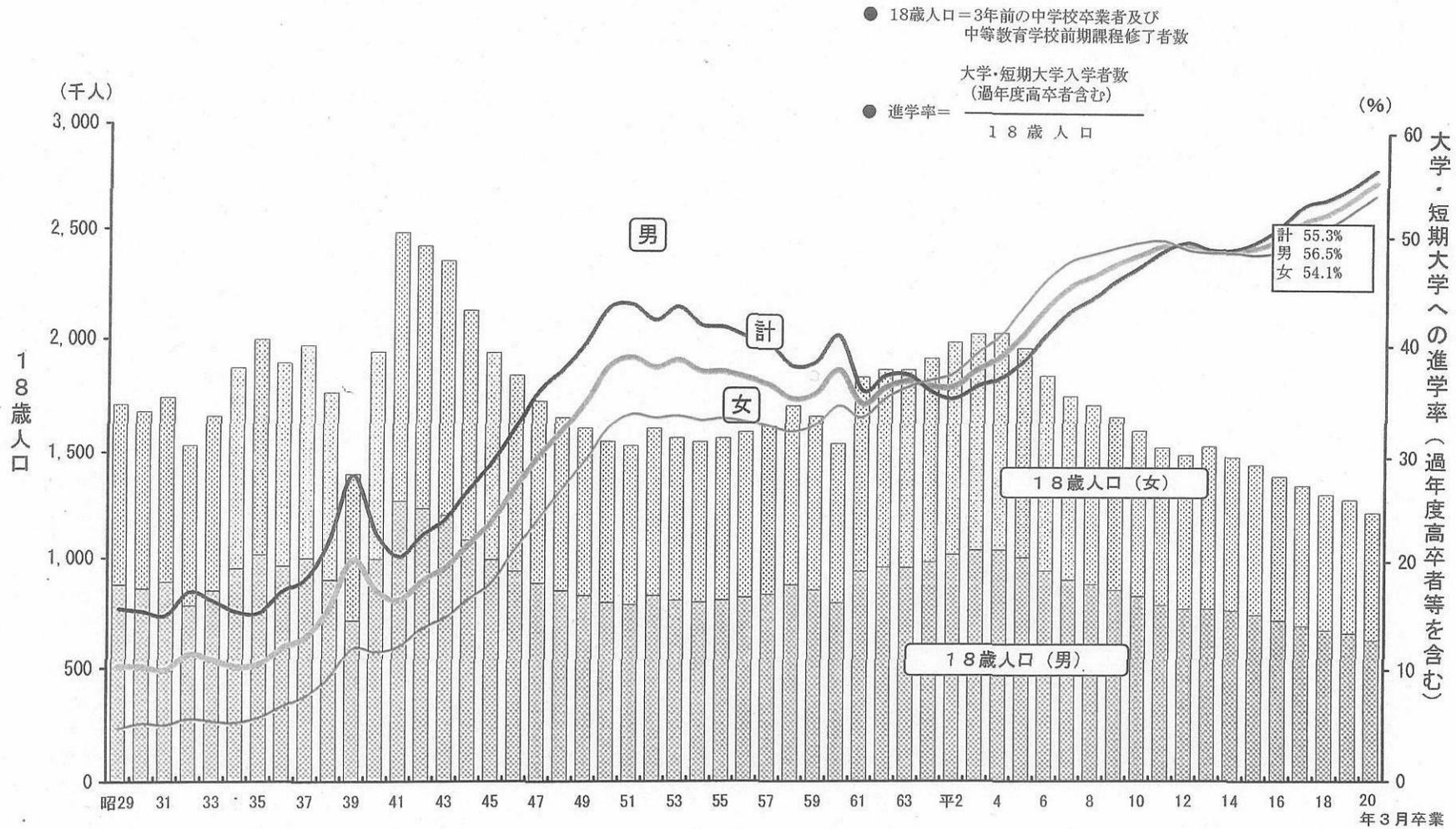
- 納付しようとする時点（仮に60歳）からみて、5年前（55歳）から60歳までの5年間分の保険料を後納する場合の支払総額について、一定の仮定の下で積算すると約90万円となる。
- また、10年前（50歳）から60歳までの10年間分の保険料を後納する場合の支払総額については、約190万円となる。

	5年前	10年前	15年前	20年前	25年前	40年前	45年前
1ヶ月分	15,800	17,200	18,700	20,300	22,100	28,500	31,000
1年分	189,300	206,000	224,100	243,800	265,200	341,600	371,600
5年分	918,600	996,100	1,083,700	1,179,000	1,282,600	1,651,700	1,796,900
10年分	-	1,914,600	2,079,700	2,262,600	2,461,600	3,169,800	3,448,600
15年分	-	-	2,998,300	3,258,700	3,545,300	4,565,200	4,966,700
20年分	-	-	-	4,177,300	4,541,400	5,847,900	6,362,200

（積算の前提）

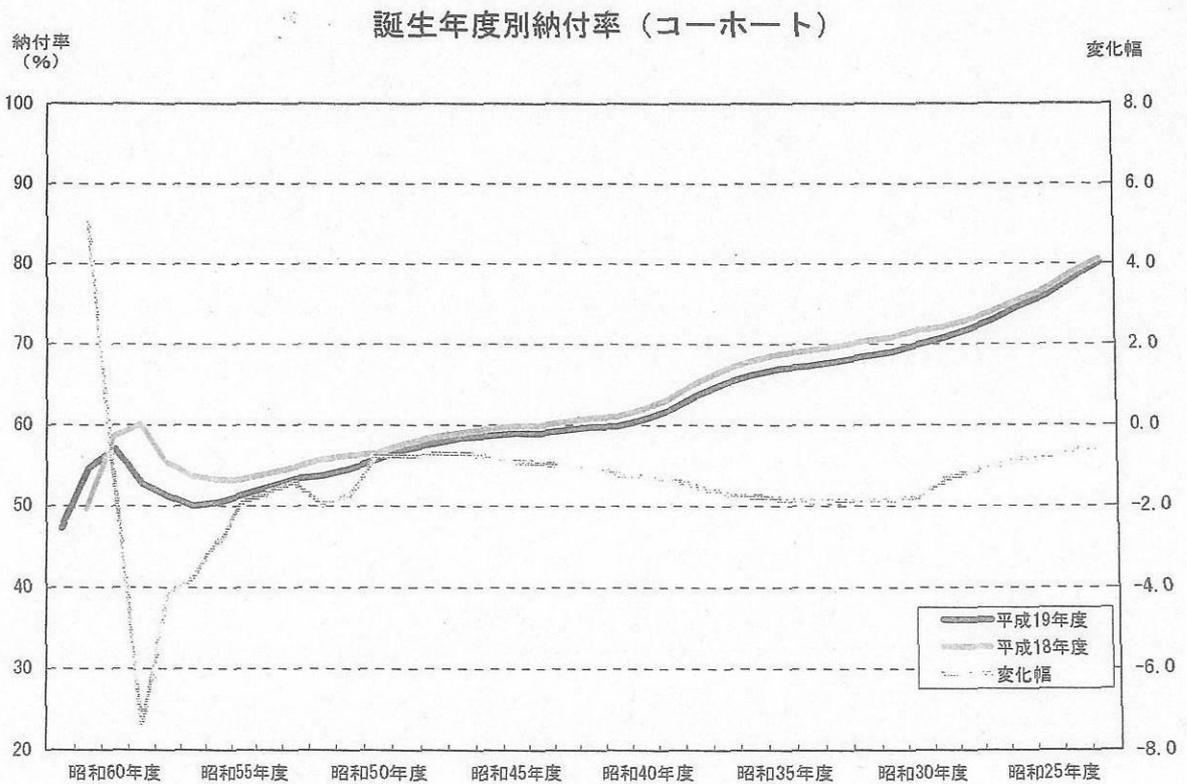
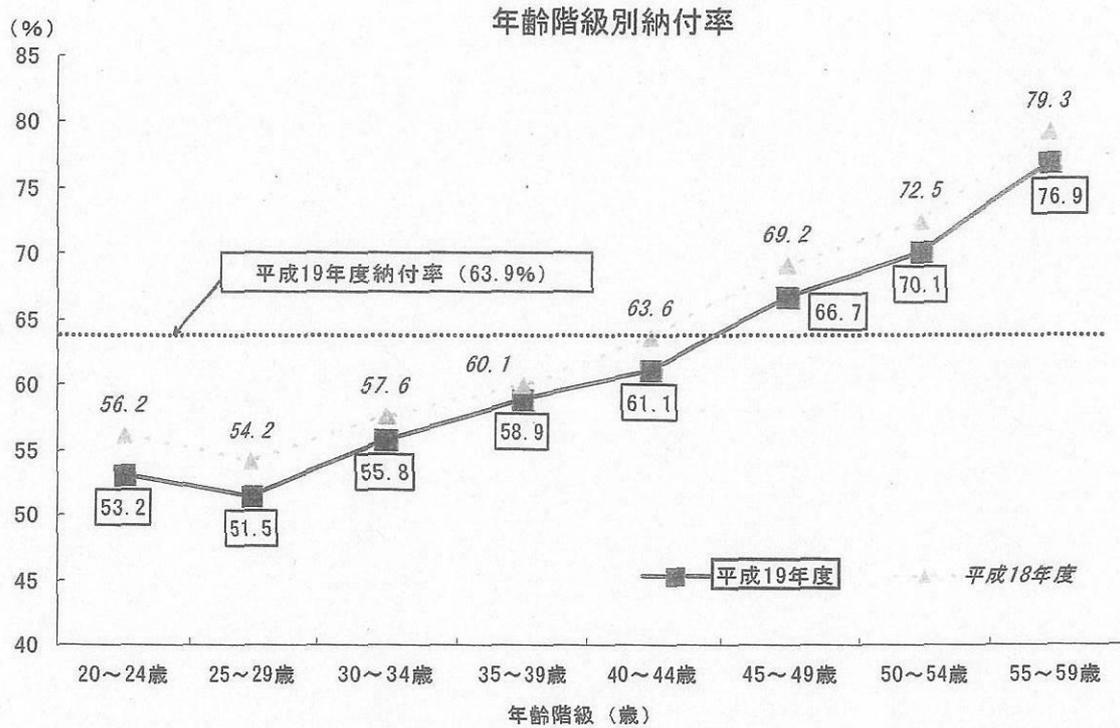
国民年金保険料が将来に向かって月額15,000円と仮定し、かつ、後納するに際し保険料に乗じる加算率について、現行の免除期間等に係る追納制度の加算率1.7%（前年に発行された10年国債の表面利率の平均）を用いて計算。

大学・短期大学への進学率の推移



年齢別の納付率

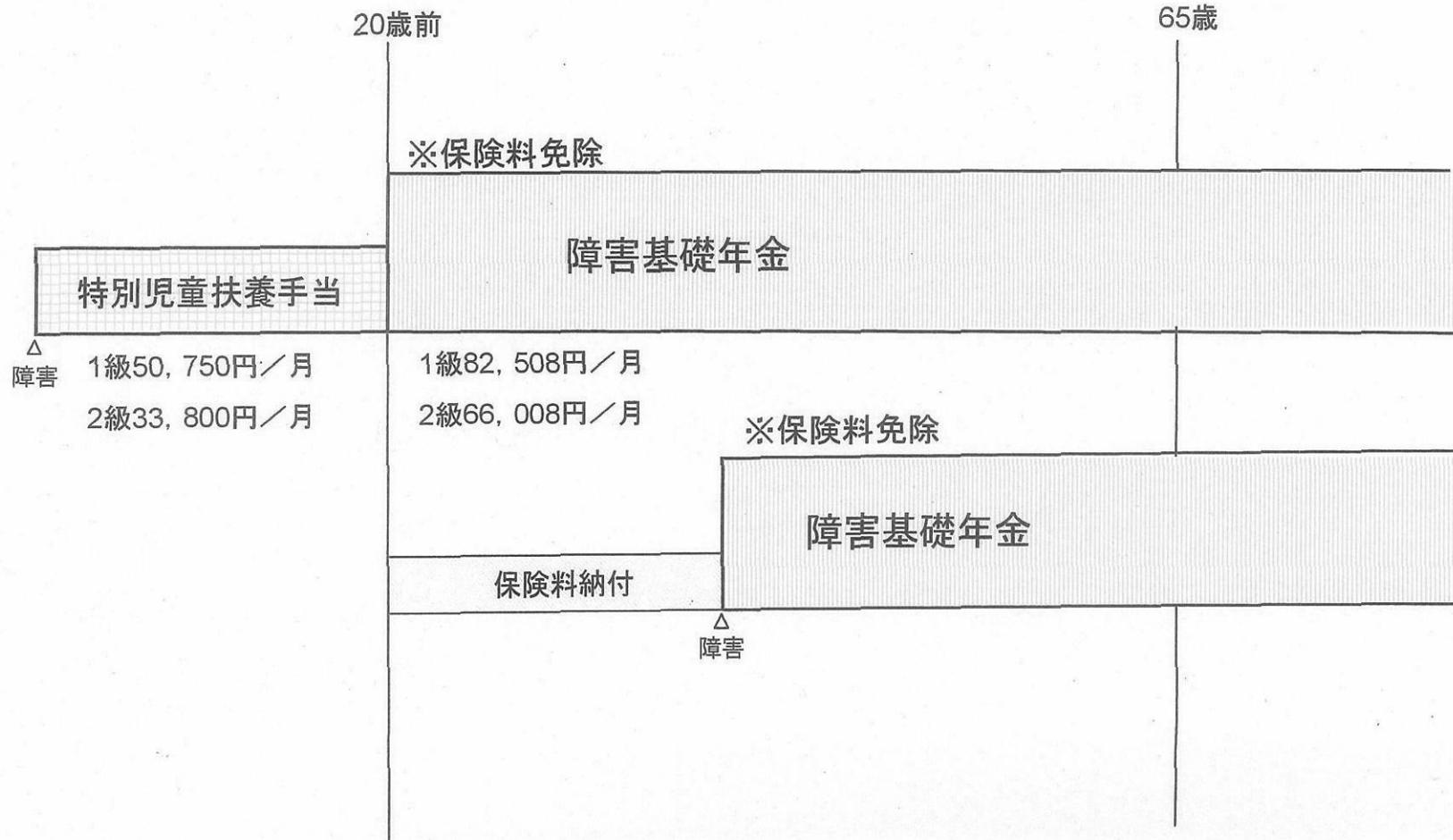
○ 平成19年度の納付率を5歳階級別に18年度と比較すると、すべての年齢階級において納付率が低下している。
 また、誕生年度別に納付率をみても、すべての年代で納付率が低下している。



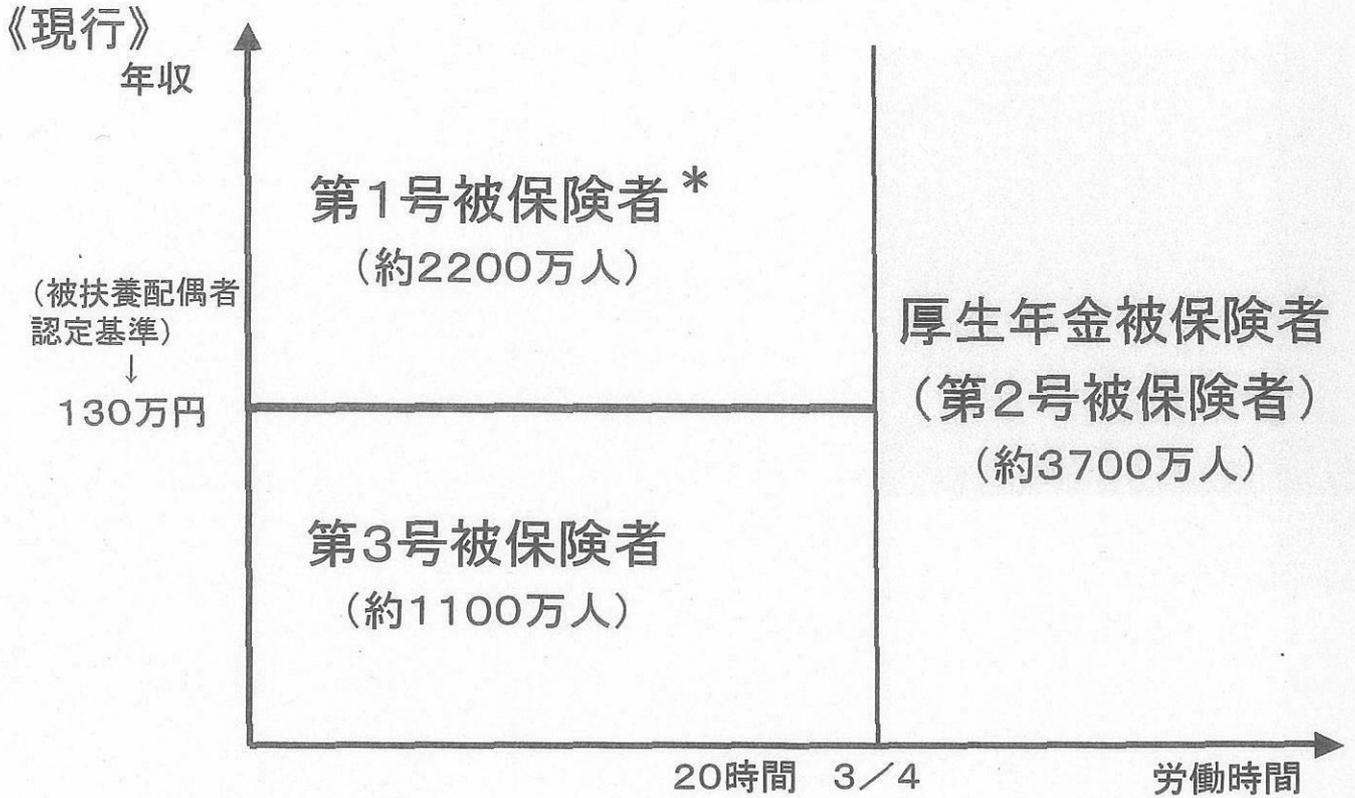
「平成19年度の国民年金の加入・納付状況 社会保険庁」より抜粋

障害者の所得保障

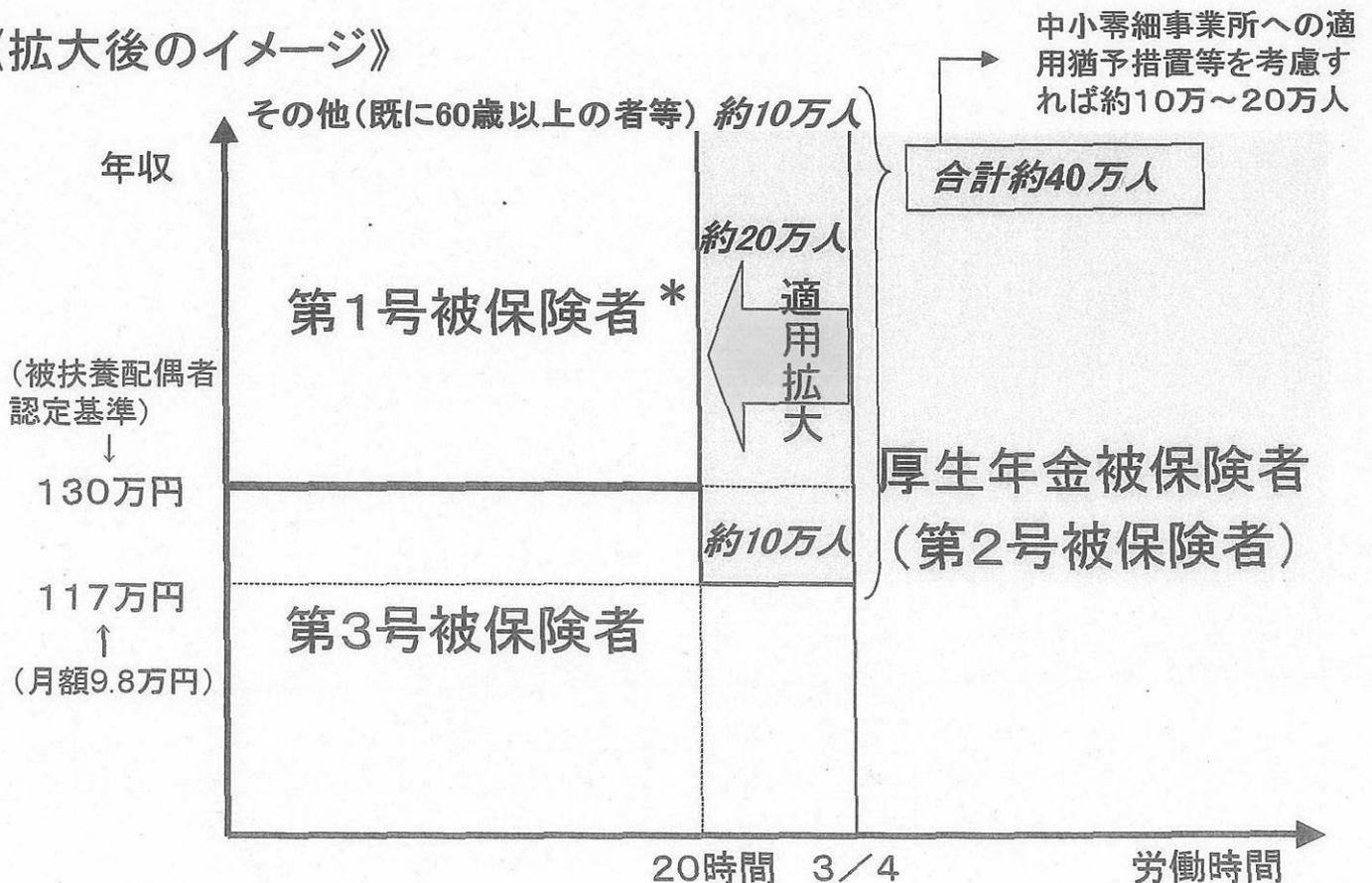
- 20歳前に障害状態となった障害児については、20歳に達するまでの間、特別児童扶養手当がその子を扶養する親等に支給される。この子が20歳に達した後は、国民年金より、障害基礎年金が本人に対して支給される。(ただし本人の所得に基づく所得制限がある)
- 20歳以後に障害状態になった者に対しては、国民年金から障害基礎年金が本人に対して支給される(厚生年金加入者の場合、これに合わせて、障害厚生年金も支給される)。
- いずれの場合も、年金額は満額の老齢基礎年金と同額(障害等級1級の場合には、1.25倍の額)であり、障害基礎年金の受給者は、国民年金の保険料は全額免除される。



パート労働者に対する厚生年金の適用範囲



《拡大後のイメージ》



* 第1号被保険者には、年収130万円以上の被用者の被扶養配偶者のほか、年収を問わず、独身者や自営業者の家族などが含まれる。

(注) 拡大に伴う影響人数(合計約40万人)は、一定の前提を置いた粗い試算

被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律案の概要

1. 法律案の趣旨

- 被用者年金制度の一元化については、平成 18 年 4 月の閣議決定及び 12 月の政府・与党合意に基づき、制度の安定性・公平性を確保し、公的年金全体に対する国民の信頼を高めるため、共済年金制度を厚生年金保険制度に合わせる方向を基本として行う。これにより、民間被用者、公務員及び私学教職員を通じて、同一保険料、同一給付を実現する。

2. 法律案の概要

(1) 主要事項

- ①被用者年金の大宗を占める厚生年金に、公務員及び私学教職員も加入することとし、2階部分の年金は厚生年金に統一。
- ②共済年金と厚生年金の制度的な差異については、基本的に厚生年金に揃えて解消。
 - ・共済年金にある遺族年金の転給制度や地方公共団体の長の加算特例は廃止、等。
 - ・60歳台前半の公務員OB等に係る在職中の年金支給額の減額方法について、より厳しい減額方法(現行の厚生年金の取扱い)に統一。
- ③共済年金の1・2階部分の保険料を引き上げ、厚生年金の保険料率(上限18.3%)に統一。
 - ・平成22年から引き上げ、公務員共済は平成30年、私学教職員は平成39年に統一。
- ④事務組織については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合や私学事業団を活用。また、制度全体の給付と負担の状況を国の会計にとりまとめて計上。
- ⑤共済年金にある公的年金としての3階部分(職域部分)は廃止。
 - ・新3階年金については、平成19年中に検討を行い、その結果に基づいて別に法律で創設し、職域部分の廃止と同時に実施するという趣旨を規定(附則)。
- ⑥追加費用削減のため、恩給期間に係る給付について本人負担の差に着目して27%引下げる。ただし、一定の配慮措置を講じる。(文官恩給、旧三共済も同様)

(2) その他

- ①被用者年金制度の一元化の対象とする「被保険者」の範囲の見直し。(パート労働者に対する社会保険の適用対象範囲の拡大)
 - ・「所定労働時間20時間以上」、「賃金月額98,000円以上」、「勤務期間1年以上」の3基準を全て満たすパート労働者(学生除く)に拡大。別に法律で定める日までの間、従業員300人以下の中小零細事業所の事業主に使用されるパート労働者は猶予。
- ② 企業年金に係る規定の整備等。

3. 施行時期

- ・原則、平成22年4月1日(一部は平成23年4月1日等)。
- ・パート労働者に対する適用拡大については、平成23年9月1日。
- ・追加費用及び文官恩給の減額については、平成20年4月1日。

※ 本法案は平成19年4月13日、第166回通常国会に提出され、継続審議の取扱いとされている。

「社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション」より抜粋

(2) パート・アルバイトに厚生年金を適用した場合の年金財政への影響(制度成熟時を想定した単年度収支への影響額の粗い試算)

○ 週所定労働時間20時間以上の短時間労働者を厚生年金適用とした場合。

※ 対象者数は310万人程度(このうち第1号被保険者からの適用対象者は4割程度)と推定。

対象者の総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①-②)
6万円と仮定する場合	4,100億円	4,800億円	△700億円
8万円と仮定する場合	5,400億円	5,600億円	△200億円
10万円と仮定する場合	6,800億円	6,400億円	400億円

(注1) 平成18年度における厚生年金全体の保険料収入は21.0兆円、支出(実質的な支出総費用額)は32.2兆円。

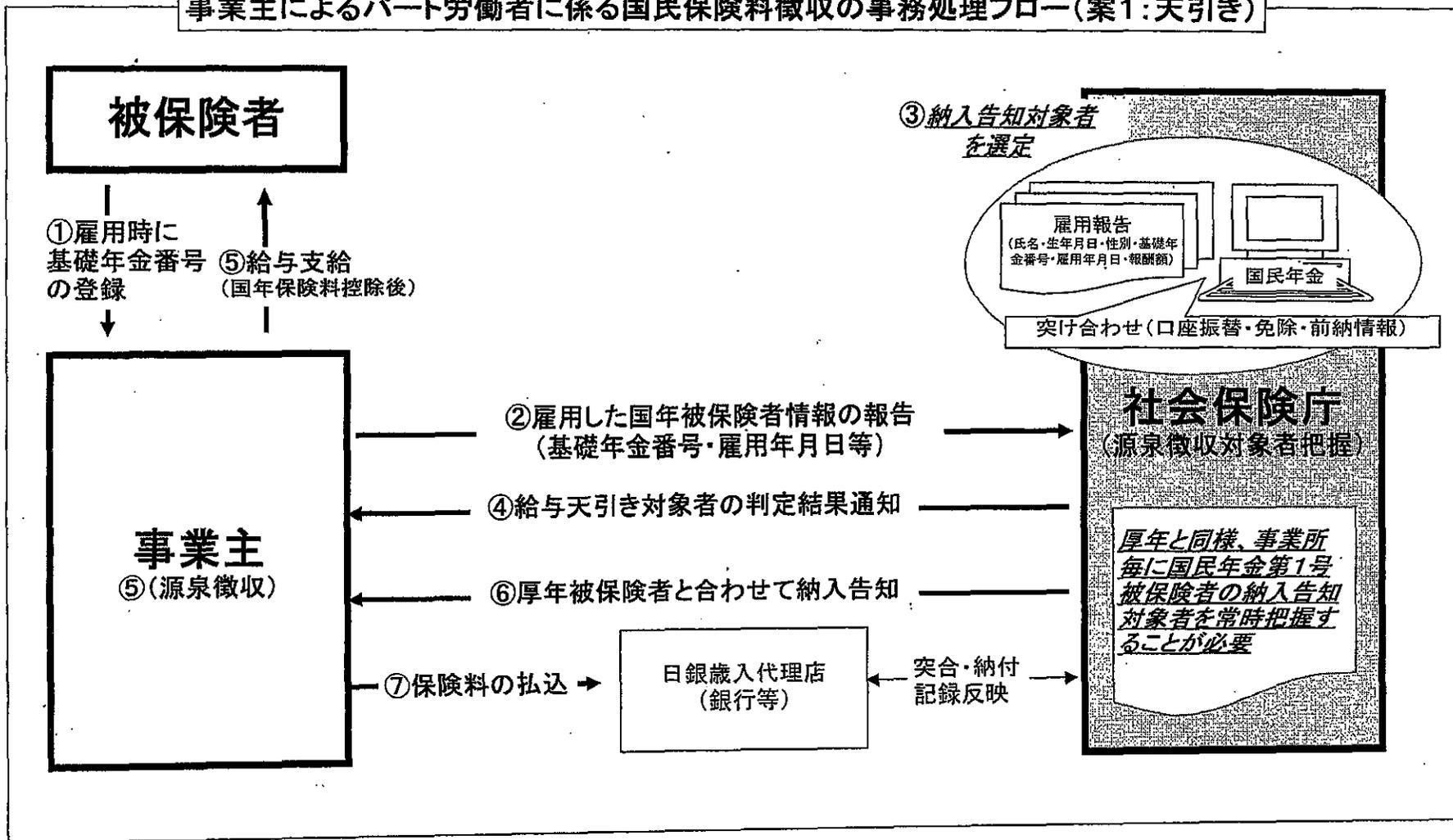
(注2) 6万円、8万円のケースは、現行の標準報酬月額の下限(98,000円)を見直して適用することを想定している。

○ 上記の半数(155万人程度)を厚生年金適用とすると影響額も半分程度(次表のとおり)となる。

対象者の総報酬月額平均	厚生年金財政の 保険料収入の増加 (労使合計) ①	厚生年金財政の 支出の増加 ②	収支差の変化 (①-②)
6万円と仮定する場合	2,000億円	2,400億円	△400億円
8万円と仮定する場合	2,700億円	2,800億円	△100億円
10万円と仮定する場合	3,400億円	3,200億円	200億円

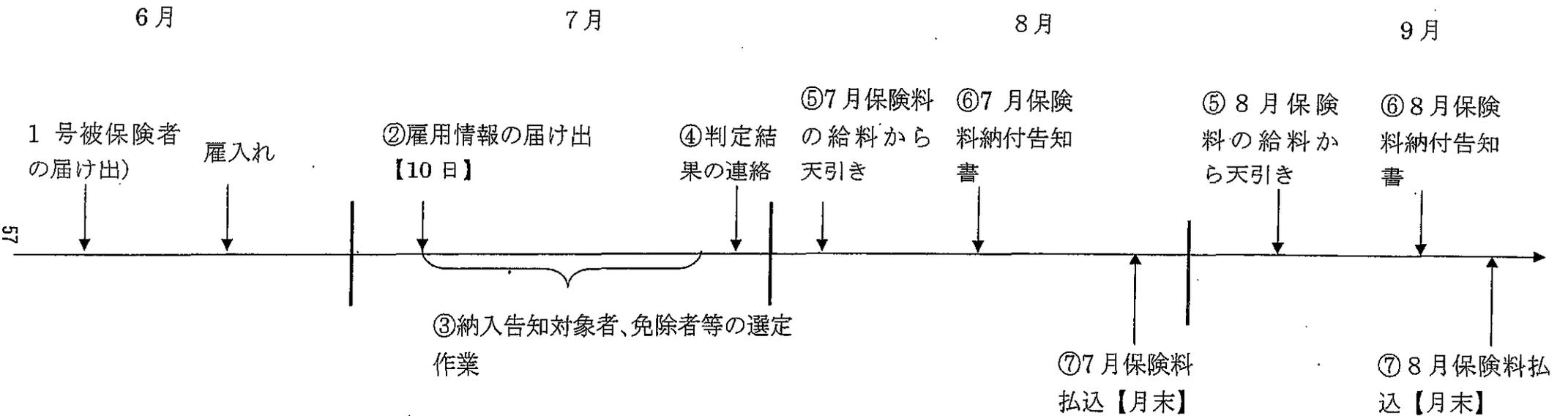
※ 日本労働組合総連合会の提言では、「当面は、適用基準を労働時間要件「2分の1(20時間)以上」、ないし年収要件「65万円以上」(給与所得控除の最低保障額)として、いずれかの要件に該当すれば、厚生年金を適用する。」となっている。

事業主によるパート労働者に係る国民保険料徴収の事務処理フロー(案1:天引き)

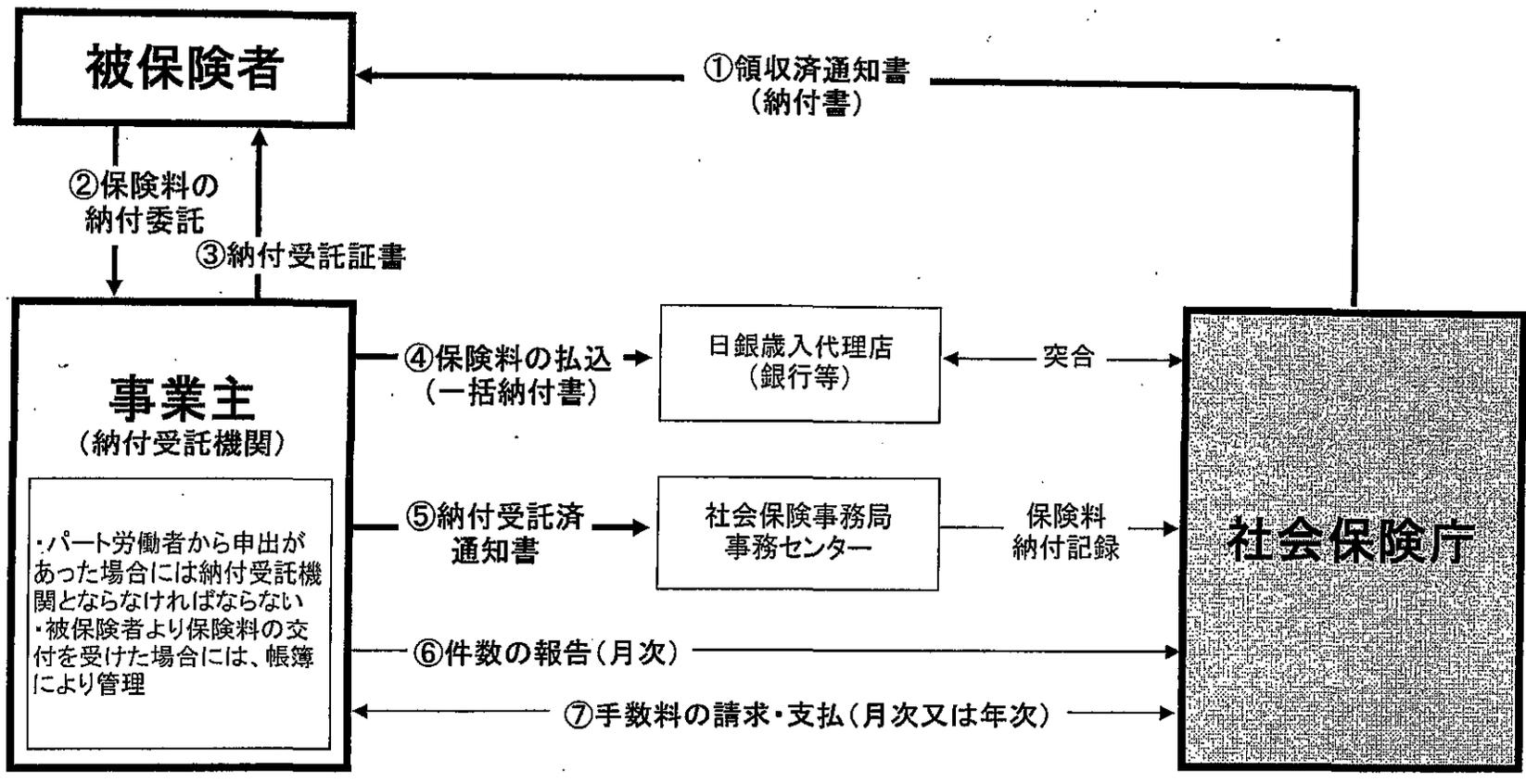


国民年金保険料の事業主が天引きする場合のフロー【案1】

(例) 6月に雇い入れした場合



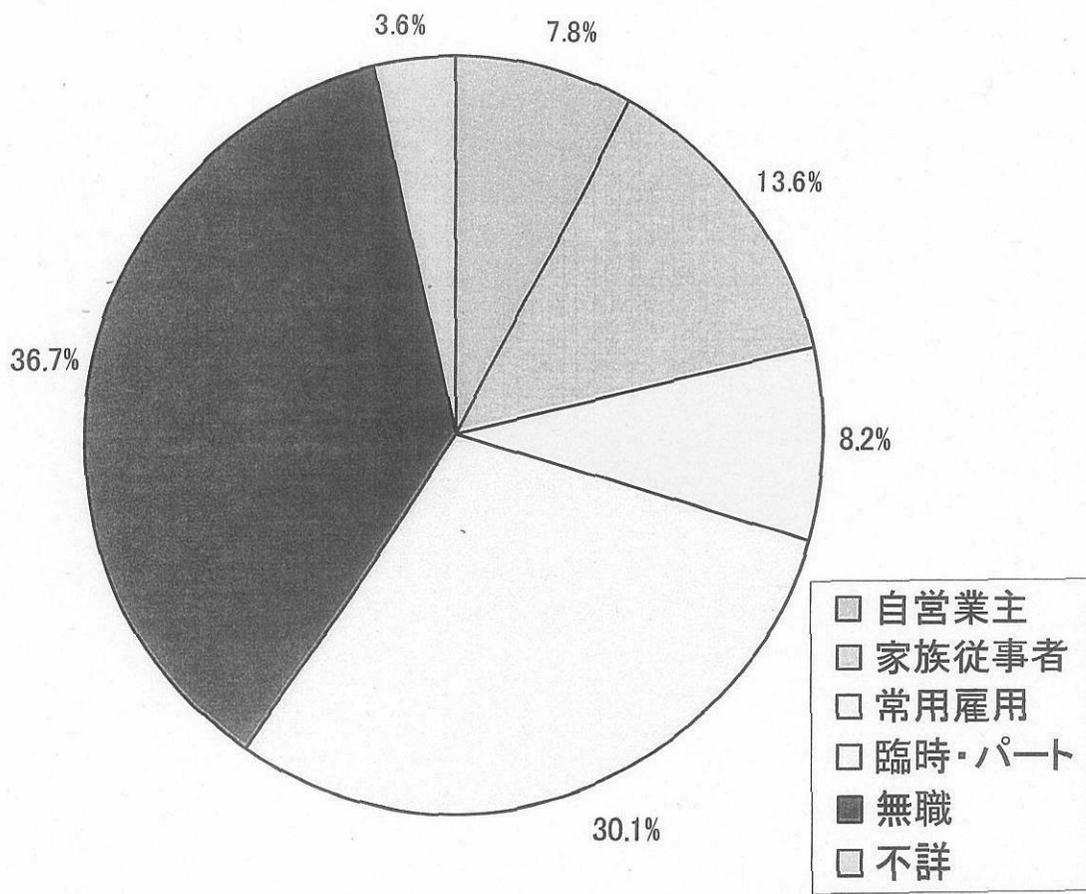
事業主によるパート労働者に係る国民保険料徴収の事務処理フロー(案2:納付受託)



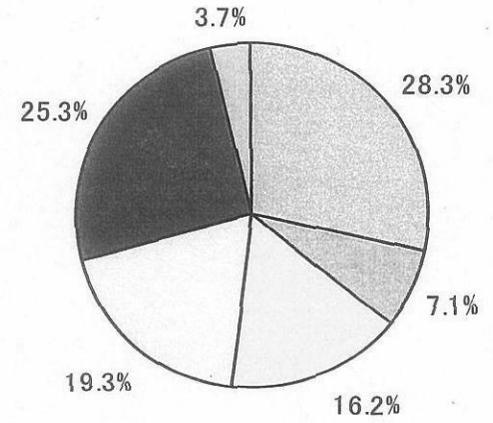
※現行の納付受託制度では、保険料取扱事務手数料契約を結んでいる。(コンビニの場合、51円/1件)
 ※収納から国庫納入までに滞留日数があるコンビニについては、債務保証契約をしてもらっている。

女性第1号被保険者の就業状況

女性第1号被保険者の就業状況をみると、自営業者グループ(自営業主・家族従事者)に属する層は2割程度であり、無職(36.7%)、臨時・パート(30.1%)の占める割合が高くなっている。

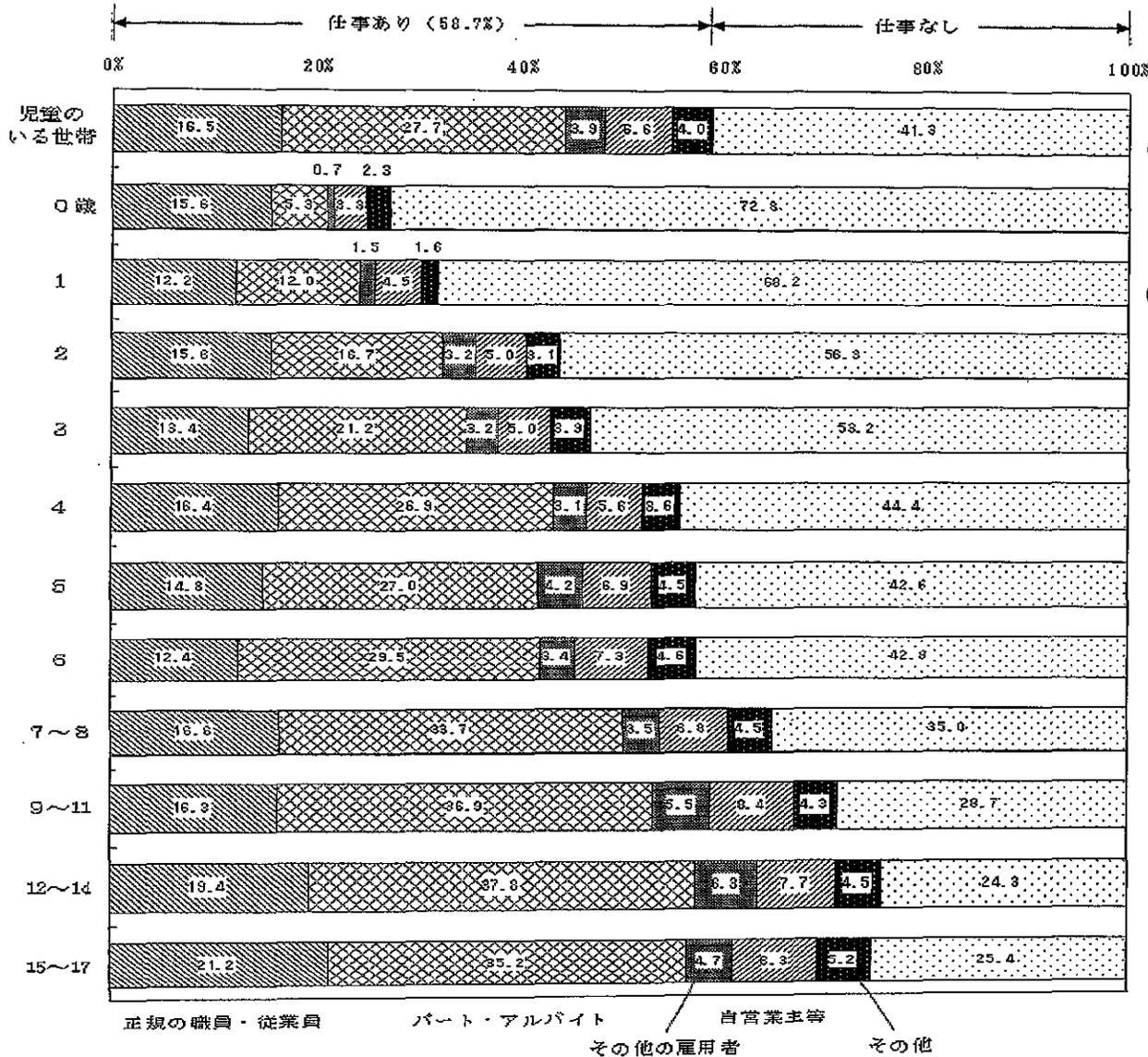


(参考)男性第1号被保険者の就業状況



【資料出所】
 社会保険庁「平成17年国民年金被保険者実態調査」をもとに
 厚生労働省年金局にて作成

児童のいる世帯における母親の就労状況



○児童のいる世帯の母の仕事の有無をみると、「仕事あり」は58.7%となっている。

○特に末子が0~3歳の間に於いて、出産・育児に伴い自営業・家族従事を含めて就労から離脱する母親が多いことが推察される。

【資料出所】
厚生労働省
平成18年国民生活基礎調査の概況

注：1) 「その他の雇用者」には派遣社員、契約社員・嘱託を、「自営業主等」には家族従業者を、「その他」には会社・団体等の役員、家庭内職者を含む。
2) 母のいない世帯及び「母の仕事の有無不詳」は除く。

子どもの年齢別子育てコストと妊娠・出産コスト

1. 0歳児の子育てコストと妊娠・出産コスト

0歳児の平均的な子育てコストの年間総額は、約50万6千円、妊娠・出産コストの平均金額は、約50万4千円である。妊娠・出産と0歳児の子育てコストを合計すると、約100万円の支出となる。

図表 0歳児の子育てコスト

費目	平均額(円)
ベビー用品・衣料	198,602
家具・寝具類	23,268
生活用品・器具、消耗品	100,087
衣類	75,247
育児費	132,918
食費、おやつ	57,042
保育園費	12,932
延長保育・夜間保育費	1,423
ベビーシッター・一時保育費	3,743
その他保育	322
保健・医療費	38,830
保健・医療機関窓口での支払額	17,181
保健・医療機関等までの交通費	14,232
薬局・薬店等で購入した医薬品類	7,417
教育・娯楽品費(玩具・CD等)	18,626
お祝い行事関係費	72,723
子育てのための預貯金・保険	101,765
合計	506,007

図表 妊娠・出産コスト

費目	平均額(円)
出産費	454,833
定期検診(交通費を含む)	90,215
分娩・入院	364,618
妊娠期間中の出産準備費	48,849
妊婦用品・衣料等	25,215
妊娠中の運動・学習等	6,480
妊娠中の家事・育児補助関連	6,201
胎教用品・教室等	600
里帰り出産	7,965
妊娠・出産前後の交通費	2,388
合計	503,683

2. 1歳～6歳児の子育てコスト

1歳～3歳の子育てコストは50万円前後、4歳～6歳の子育てコストは65万円前後となっている。1～6歳の子育てコストの平均額を合計すると、約340万円である。

図 1歳～6歳児の子育てコスト

費目	平均額(円)						
	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	1～6歳合計
育児費	80,499	79,756	104,738	105,835	121,083	109,770	601,681
食費、おやつ(給食以外)	56,338	60,128	87,004	67,640	91,013	83,098	445,221
保健・医療費	24,161	19,628	17,734	38,195	30,070	26,672	156,460
保健・医療機関窓口での支払額	14,919	12,699	12,504	31,806	19,071	18,505	109,584
保健・医療機関等までの交通費	2,969	2,705	2,074	2,213	5,615	3,073	18,539
薬局・薬店等で購入した医薬品類	6,333	4,224	3,156	4,096	5,384	5,094	28,287
子ども用品・衣料費	122,633	115,459	85,832	80,855	79,542	88,915	573,236
衣類	41,990	36,041	40,004	42,123	42,347	39,779	242,184
生活用品・器具、消耗品、家具類	55,914	35,896	23,554	12,798	10,582	13,554	152,288
おもちゃ・遊び道具類	22,819	40,518	16,333	20,069	18,271	21,615	141,645
文具・学習用品類	2,010	3,014	3,941	5,845	8,342	13,967	37,119
幼稚園・保育園関係費	90,188	97,192	155,617	259,870	277,346	249,732	1,128,945
幼稚園・保育園費用	82,091	81,183	144,467	254,262	271,204	243,336	1,076,563
延長保育・夜間保育費	1,121	2,802	3,305	3,604	4,775	4,599	20,206
ベビーシッター・一時保育費	4,715	12,046	7,032	991	1,152	1,750	27,696
その他保育	2,261	1,161	793	13	215	47	4,490
幼稚園・保育園以外での教育費	21,367	61,484	42,755	39,228	48,241	55,315	268,390
習い事、おけいこ	2,771	6,839	24,031	26,638	39,848	44,921	147,248
家庭教育用品・通信教育費	18,486	52,521	18,471	12,298	7,942	10,286	120,004
子ども会・体験活動・地域活動	110	124	253	92	451	108	1,138
おこづかい	29	14	9	308	1,081	1,495	2,936
お祝い行事関係費	29,144	23,612	29,910	30,771	30,457	31,623	175,517
子育てのための預貯金・保険	120,914	137,326	97,446	104,447	101,599	97,390	659,121
合計	464,774	514,841	516,308	620,316	659,349	634,241	3,409,826

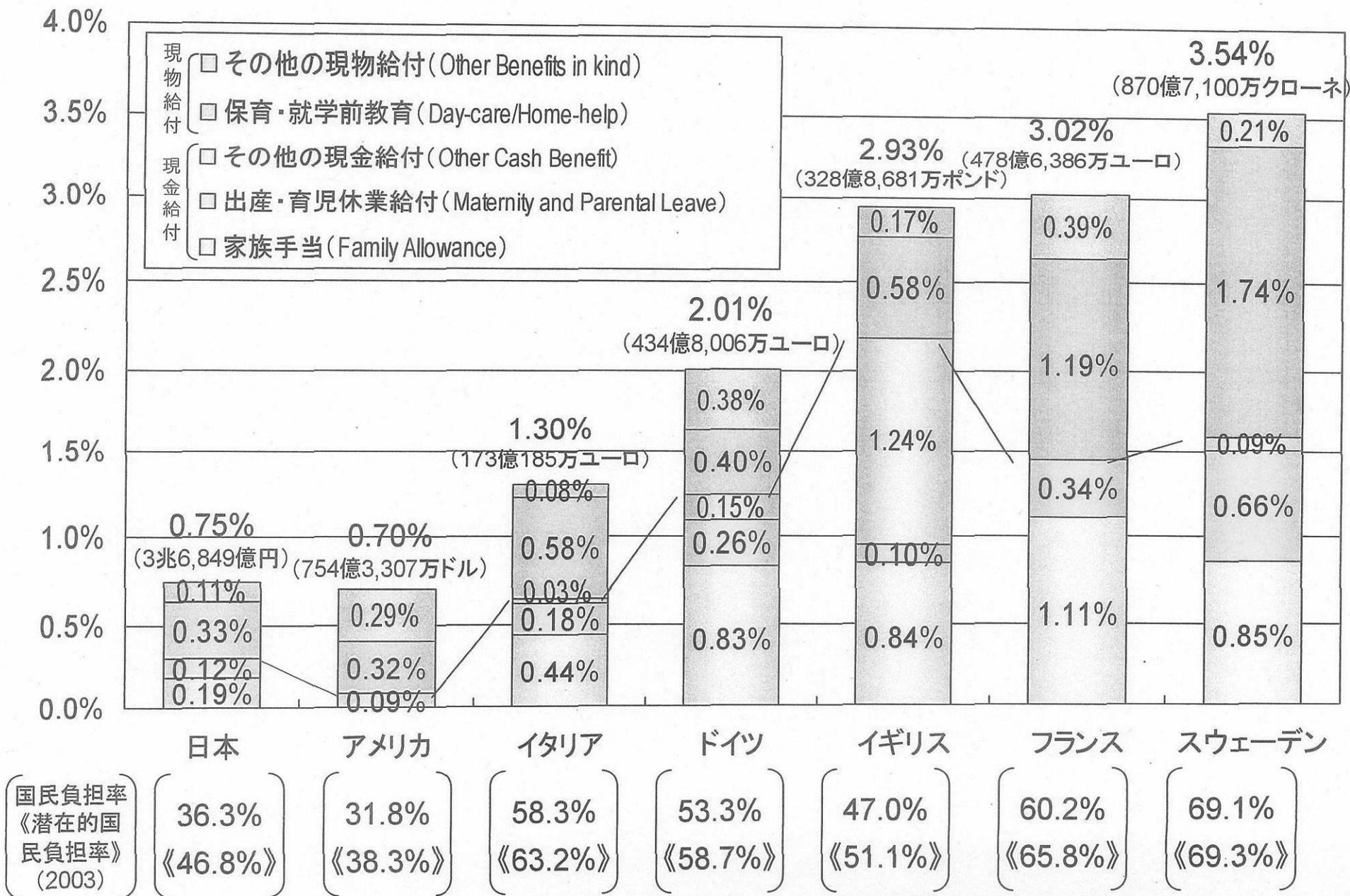
注：表中の「1～6歳合計」とは、1歳から6歳のそれぞれの平均額を合計したものである。

【資料出所】

財団法人 こども未来財団

「子育てコストに関する調査研究」(平成15年3月)

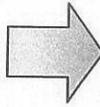
各国の家族関係社会支出の対GDP比の比較(2003年)



(資料) OECD : Social Expenditure Database 2007 (日本のGDPについては内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算(長期時系列)」による。

仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計

児童・家族関連社会支出額(19年度推計)
約4兆3,300億円
(対GDP比0.83% 欧州諸国では2~3%)



推計追加所要額 1.5~2.4兆円
(Ⅰ 約1兆800億円~2兆円 Ⅱ 2,600億円 Ⅲ 1,800億円)

I 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

関連社会支出額(19年度推計) 約1兆3,100億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1兆800億円~2兆円

- 未就学児のいる就業希望の親を育児休業制度と保育制度で切れ目なく支援(特に3歳未満の時期)
 - ・ 第1子出産前後の継続就業率の上昇(現在38%→55%)に対応した育児休業取得の増加
 - ・ 0~3歳児の母の就業率の上昇(現在31%→56%)に対応した保育サービスの充実(3歳未満児のカバー率20%→38%、年間5日の病児・病後児保育利用)
 - ・ スウェーデン並みに女性の就業率(80%)、保育(3歳未満児)のカバー率(44%)が上昇、育児休業や保育の給付水準を充実した場合も推計
- 学齢期の子を持つ就業希望の親を放課後児童クラブで支援
 - ・ 放課後児童クラブの利用率の上昇(現在小1~3年生の19.0% → 60%)

II すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

関連社会支出額(19年度推計) 約2兆5,700億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +2,600億円

- 働いているいないにかかわらず一定の一時預かりサービスの利用を支援
 - ・ 未就学児について月20時間(保育所利用家庭には月10時間)の一時預かり利用に対して助成

III すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

関連社会支出額(19年度推計) 約4,500億円 → 追加的に必要となる社会的コスト +1,800億円

- 地域の子育て基盤となる取組の面的な推進
 - ・ 望ましい受診回数(14回)を確保するための妊婦健診の支援の充実
 - ・ 全市町村で生後4か月までの全戸訪問が実施
 - ・ 全小学校区に面的に地域子育て支援拠点が整備
 - ・ 全小学校区で放課後子ども教室が実施(「放課後子どもプラン」)

- ※ 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、取組が進んだ場合に達成される水準として設定される10年後の数値目標と整合をとって試算している。
- ※ これは、現行の給付・サービス単価(利用者負担分を含まない)をベースにした試算であり、質の向上、事業実施主体の運営モデル・採算ベース、保育所や幼稚園の保育料等利用者負担などの関係者の費用負担のあり方等については勘案していない。
- ※ 児童虐待対応、社会的養護や障害児へのサービスなど、特別な支援を必要とする子どもたちに対するサービスの費用の変化に関しては、この推計には含まれていない。
- ※ これは、毎年ランニングコストとして恒常的に必要となる額を推計したものであるが、これらのサービス提供のためには、この恒常的な費用のほかに、別途施設整備や人材育成等に関してのコストを要する。
- ※ 現在の児童数、出生数をベースにした推計であり、この費用は児童数、出生数の増減により変化する。なお、3歳未満児数で見ると、平成18年中位推計では現在と比べて10年後で8割弱、20年後で約3分の2の規模に減少するが、国民の結婚や出産に関する希望を反映した試算では10年後で95%、20年後でも93%の規模を維持する。
- ※ 児童手当については、別途機械的に試算。

育児期間中の保険料免除について

- ◎ 公的年金制度における次世代育成支援措置としては、現在、被用者年金加入者(国民年金第2号被保険者)に対する育児期間中の保険料免除等の措置のみが存在。

《現行制度の仕組み・趣旨》

- 子が3歳に到達するまでの育児休業等の期間について、厚生年金保険料が免除される。
 - 育児休業等を終了した被保険者が、3歳未満の子を養育している場合には、育児休業等の終了日の翌日の属する月以後の3ヶ月間の報酬月額が次回の定時決定までの標準報酬月額とされる。
 - 3歳未満の子を養育する期間中の各月の標準報酬月額が、子の養育を開始した月の前月の標準報酬月額(従前標準報酬月額)を下回る場合には、年金額の計算に際し、標準報酬月額が低下した期間については、従前標準報酬月額がその期間の標準報酬月額とみなされる。
- このような仕組みは、次代を担う子どもを産み、育てやすい社会的な環境作りに資するという次世代育成支援の観点から設けられているものであるが、それと同時に、被保険者が就労を継続し、労働の担い手となることを厚生年金グループ全体として積極的に評価するという側面があり、このため保険料免除期間に係る給付の財源は、グループ内で拠出された保険料によってすべて賄われており、税財源は投入されていない。

育児期間中の保険料免除の対象となる人数

- 現行制度における厚生年金保険の育児休業にかかる保険料免除者数：

111,159人（平成18年度末）

（内訳：男子305人、女子11万854人）

- 育児支援措置を拡充し、出産・育児を行う全ての被保険者に対して、国民年金保険料を免除することとした場合の対象者数：

109万人（H19出生数）× 2（両親） = 218万人

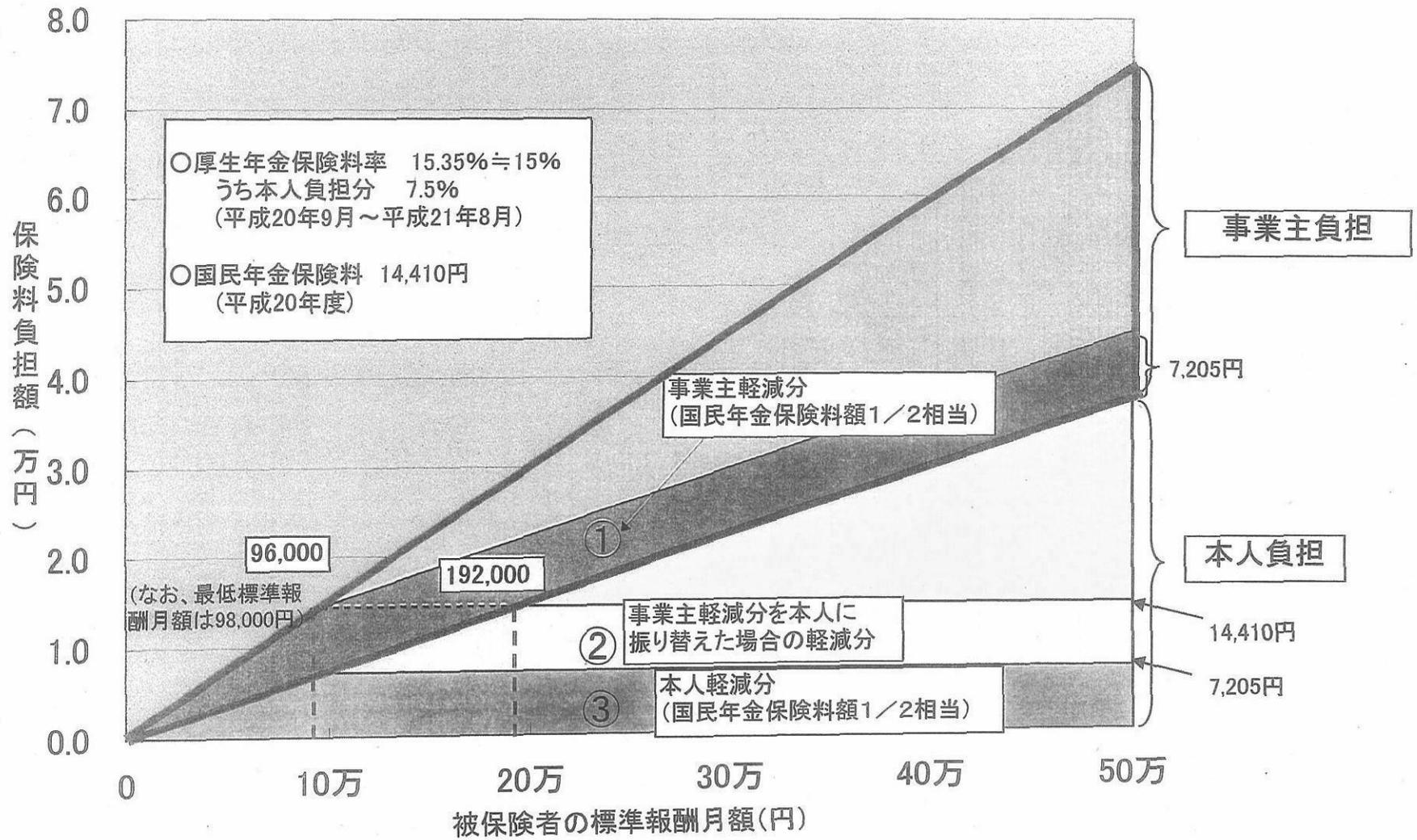
※ 国民年金第1～3号被保険者数のうちわけを推計すると、0歳児がいる夫婦世帯でみた第1～3号被保険者の割合が、男女それぞれ、22%、78%、0%と、21%、18%、61%（H18 国民生活基礎調査より年金局で作成）なので、

うち 第1号被保険者 109万人 × (0.22+0.21) = 47万人程度

第2号被保険者 109万人 × (0.78+0.18) = 105万人程度

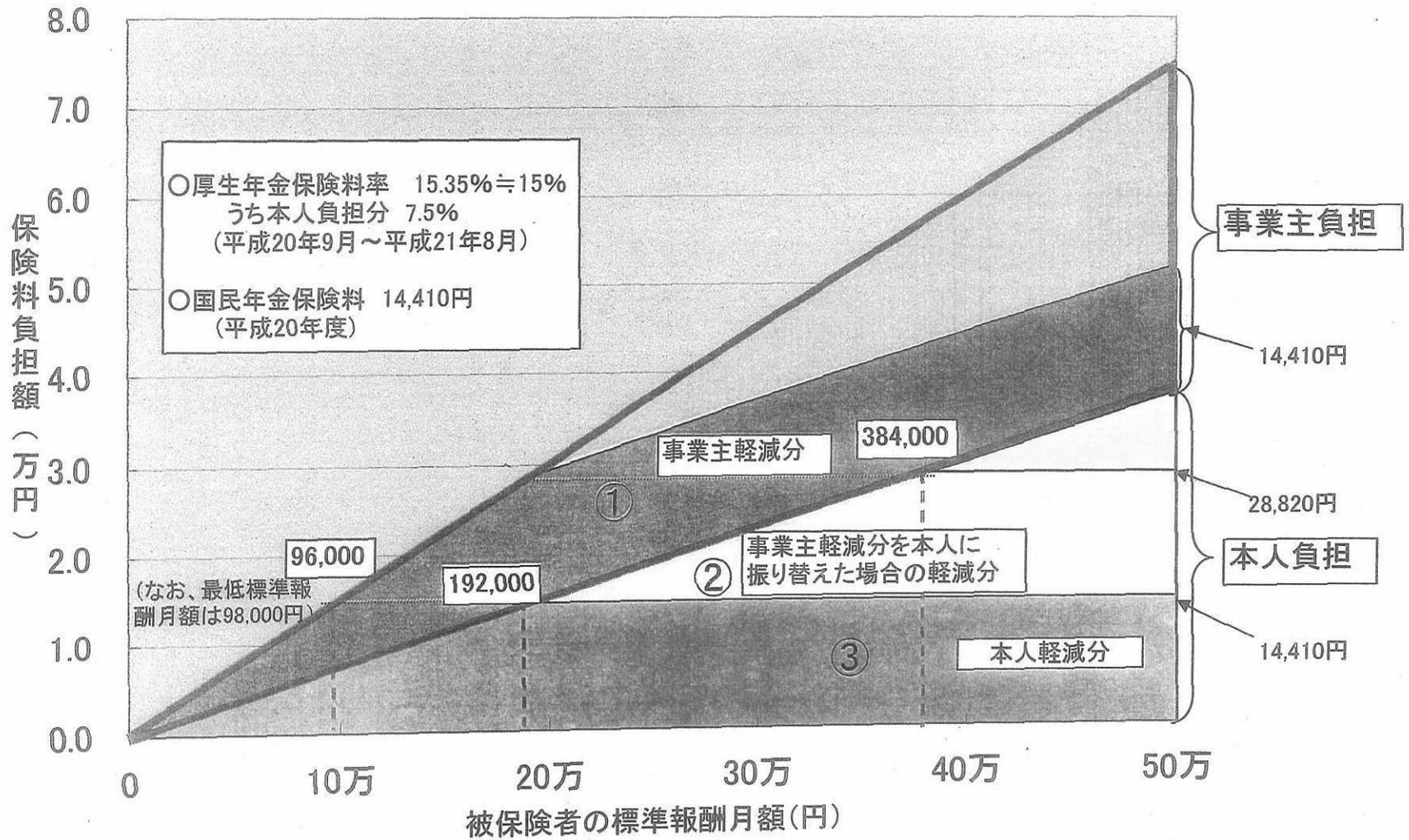
第3号被保険者 109万人 × (0.00+0.61) = 66万人程度

育児期間中の保険料を定額免除した場合の負担軽減の姿



- 本人・事業主双方免除 ①+③
- 本人に事業主分も合わせて免除 ②+③
- 本人のみ免除 ③

育児期間中の保険料を定額免除した場合の負担軽減の姿 (3号被保険者も免除対象とした場合)



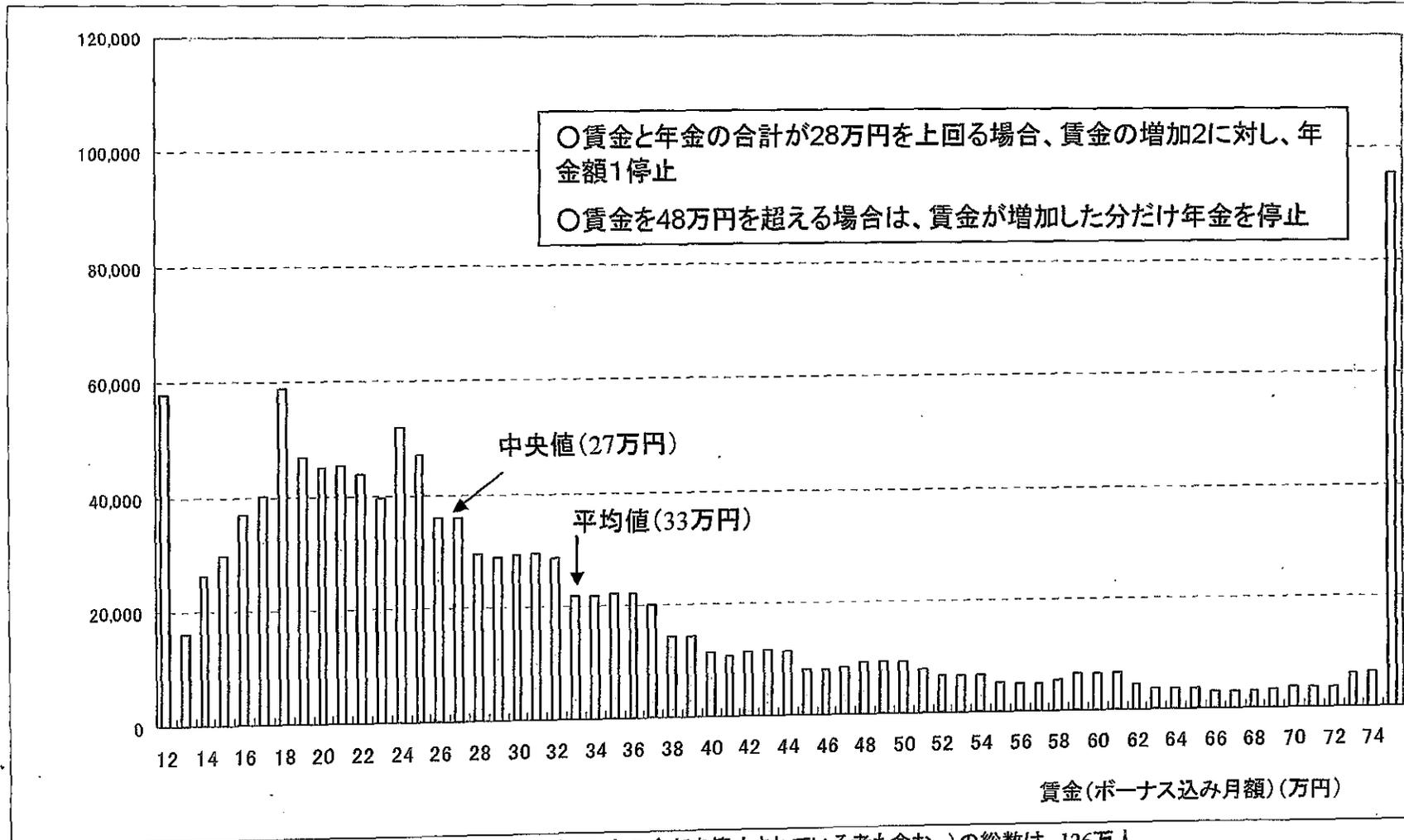
- 本人・事業主双方免除 ①+③
- 本人に事業主分も合わせて免除 ②+③
- 本人のみ免除 ③

60歳台前半の在職老齢年金の受給権者の賃金分布

○ 60歳台前半の在職老齢年金の受給権者(年金の全部を支給停止されている者も含む。)の賃金*の中央値は27万円であり、平均値は33万円である。

受給権者数

* ボーナス込み月額額の推計値



(注) 60歳代前半の在職老齢年金制度の受給権者(年金の全部を停止されている者も含む。)の総数は、126万人。

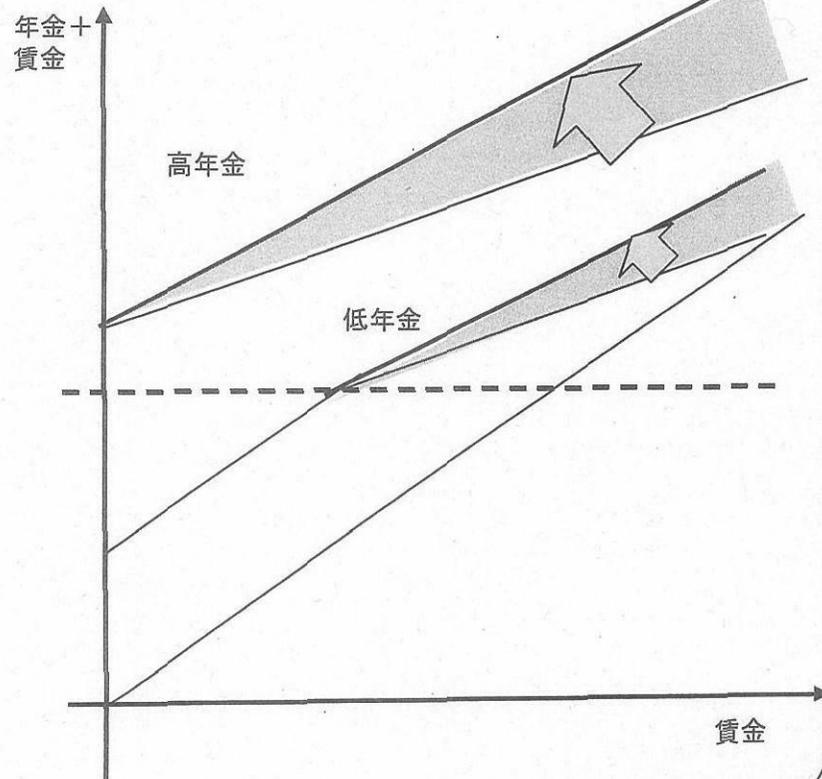
【出典: 社会保険庁の業務データ(平成18年度末)を基に厚生労働省年金局が推計】

在職老齢年金の基準緩和による手取り収入への影響

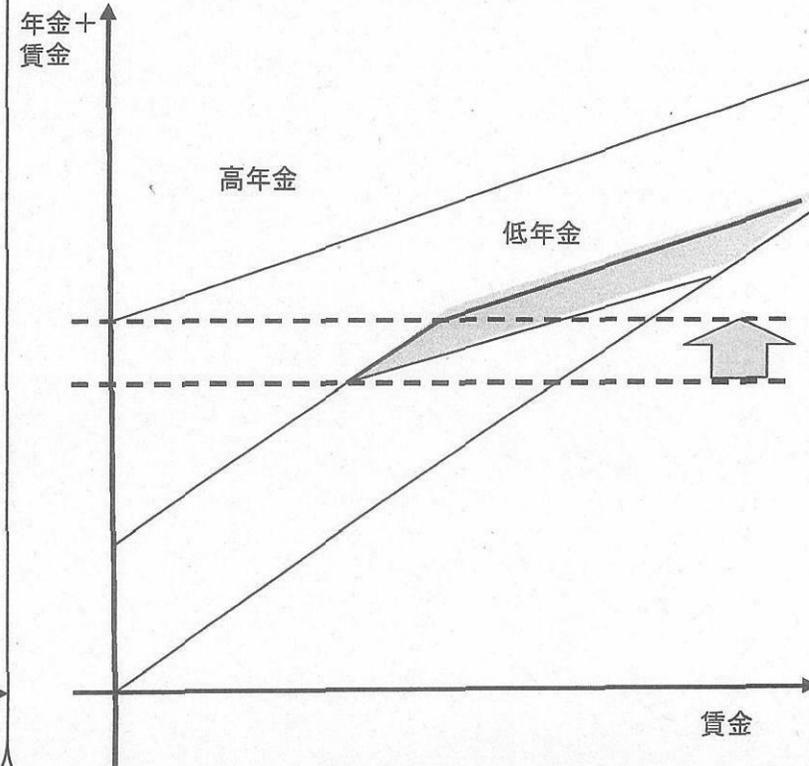
支給停止割合（賃金2に対して年金1を停止）の緩和

支給停止基準額の（28万円）引上げ

→ 同一賃金であれば、収入（年金＋賃金）が高いほど給付改善効果が高い



→ 左に比べて、低年金者層への給付改善効果が高い（高年金者には改善効果なし）



60歳台以降の在職老齢年金制度について

60歳～64歳

約90万人、約0.8兆円

(平年度ベースの推計値)(注)

- 賃金(ボーナス込み月収)と年金(定額部分(65歳以降における基礎年金に相当)も含む)の合計額が28万円(※1)を上回る場合は、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。
- 賃金が48万円(※2)を超える場合は、賃金が増加した分だけ年金を停止する。
 - * 平成16年改正により、在職中に一律2割の年金を停止していた仕組みを廃止。

65歳～69歳

約20万人、約0.2兆円

(平年度ベースの推計値)

- 基礎年金は全額支給する。
- 賃金(ボーナス込み月収)と厚生年金(報酬比例部分)の合計額が48万円(※2)を上回る場合には、賃金の増加2に対し、年金額1を停止する。(平成12年改正で導入)

70歳～

約20万人、約0.2兆円

(平年度ベースの推計値)

- 平成16年改正により、65歳～69歳と同じ取扱いとする。
(ただし、保険料負担はなし)
 - * 平成16年改正前は年金を全額支給

◎ 在職支給停止制度の年金財政への影響は、最終保険料率換算で0.7%程度に相当。

※1 総報酬制の導入前は22万円(標準的な年金受給世帯の給付水準(夫婦の基礎年金と夫の厚生年金))だったが、総報酬制の導入に伴い平成16年4月から28万円となった(総報酬制導入前の額に1.3を乗じて得た額をもとにしている)。

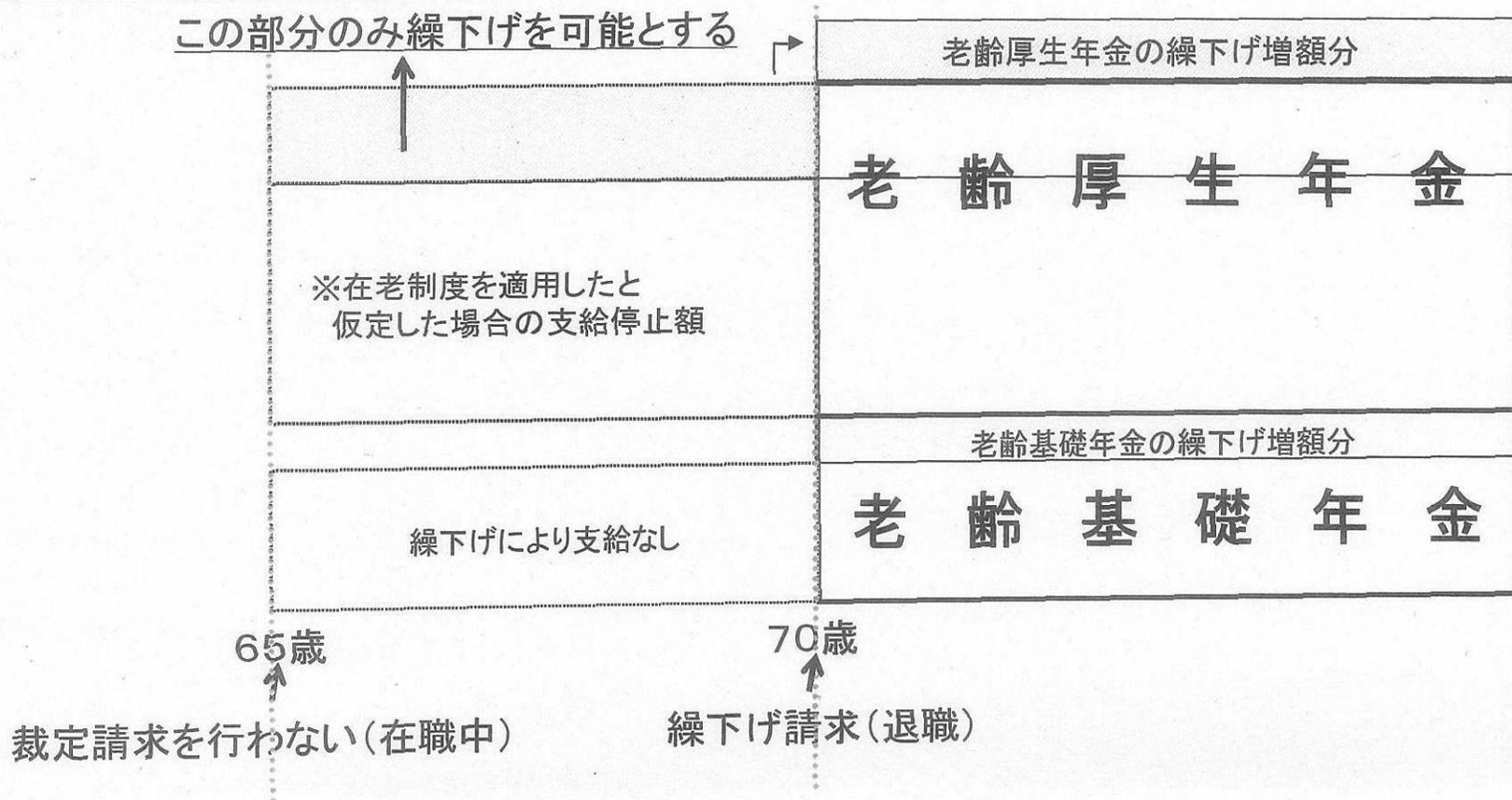
※2 総報酬制の導入前は37万円(現役男子被保険者の平均的賃金)だったが、総報酬制の導入に伴い平成16年4月から48万円となった(総報酬制導入前の額に1.3を乗じて得た額をもとにしている)。

(注)人数は、年金の一部又は全部の支給停止の者の数、金額は、平年度ベースの給付額への影響額

65歳以降の老齢厚生年金の繰下げ制度の導入(平成19年4月施行)

○ 今後、高齢期の就労が進んでいくことが見込まれる中、引退年齢を自由に選択し、実際に引退した後から年金を受給することを望む者が増えていくことが考えられることから、現行の65歳から一律に支給される老齢厚生年金について、支給開始年齢を繰り下げて受給する仕組みを導入する。

◎ 70歳に繰下げ請求するケース



標準報酬月額の上限設定の考え方

改正年月	標準報酬月額の上限	考え方
昭和29年5月	1.8万円(12級)	賃金の水準、被保険者の報酬の分布状況等を勘案して決定
35年5月	3.6万円(20級)	
40年5月	6万円(23級)	最高等級に包括される被保険者が全体の5%前後。また平均賃金の2倍を上限とする諸外国の例等を勘案。
44年11月	10万円(28級)	前回改正以後の賃金上昇を勘案して、被保険者の約95%が上限と下限を除いた標準報酬に該当するように改定。
46年11月	13.4万円(33級)	
48年11月	20万円(35級)	
51年8月	32万円(36級)	
55年10月	41万円(35級)	
60年10月	47万円(31級)	現役被保険者の平均標準報酬月額の概ね2倍に当たる額を基準に改定。
平成元年12月	53万円(30級)	
6年11月	59万円(30級)	
12年10月	62万円(30級)	
16年10月	62万円(30級)	上記改定ルール(現役被保険者の平均標準報酬月額の概ね2倍に当たる額を基準に改定。)を法定化

(参考) 厚生年金保険法 (抄)

第20条 (略)

2 毎年三月三十一日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額の百分の二百に相当する額が標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十条第一項に規定する標準報酬月額の等級区分を参酌して、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。

標準報酬月額の上限に該当する被保険者の割合

制度改正後の標準報酬月額の上限に該当する被保険者(男女計)の割合については、昭和60年改正以後は6～7%で推移しており、大きな変動は見られない。

	標準報酬 月額上限	全被保険者に対 する上限該当者 (男女計)の割合	標準報酬月額 の平均額	備考
昭和51年度末	32万円	3.98%	142,944円	昭和51年改正(昭和51年8月施行)により上 限20万円から32万円に引上げ
昭和55年度末	41万円	4.82%	188,534円	昭和55年改正(昭和55年10月施行)により上 限32万円から41万円に引上げ
昭和60年度末	47万円	6.43%	231,161円	昭和60年改正(昭和60年10月施行)により上 限41万円から47万円に引上げ
平成元年度末	53万円	6.51%	261,839円	平成元年改正(平成元年12月施行)により上 限47万円から53万円に引上げ
平成6年度末	59万円	7.53%	303,611円	平成6年改正(平成6年11月施行)により上限 53万円から59万円に引上げ
平成12年度末	62万円	6.94%	318,688円	平成12年改正(平成12年10月施行)により上 限59万円から62万円に引上げ
平成16年度末	62万円	6.73%	313,679円	平成16年改正(平成16年10月施行)により標 準報酬月額の上限の引上げルールが法定化
平成17年度末	62万円	6.75%	313,204円	
平成18年度末	62万円	6.79%	312,703円	
平成19年度末	62万円	6.79%	312,258円	

標準報酬月額別被保険者数(平成19年度末現在)

標準報酬月額 (万円)	被保険者数 (人)	割合 (%)
9.8	415,174	1.20
10.4	102,830	0.30
11.0	192,560	0.56
11.8	344,232	1.00
12.6	402,199	1.16
13.4	534,904	1.55
14.2	607,648	1.76
15.0	894,115	2.59
16.0	929,250	2.69
17.0	989,413	2.86
18.0	1,092,743	3.16
19.0	1,056,916	3.06
20.0	1,900,283	5.50
22.0	2,287,264	6.62
24.0	2,212,685	6.40
26.0	2,230,778	6.45
28.0	1,940,367	5.61
30.0	1,944,730	5.63
32.0	1,604,762	4.64
34.0	1,424,382	4.12
36.0	1,372,402	3.97
38.0	1,413,300	4.09
41.0	1,543,373	4.46
44.0	1,214,586	3.51
47.0	976,552	2.82
50.0	919,399	2.66
53.0	654,344	1.89
56.0	542,387	1.57
59.0	478,996	1.39
62.0	2,347,523	6.79
計	34,570,097	100.00

健康保険制度における標準報酬月額の上限

- 健康保険制度における標準報酬月額の上限は121万円。
(上限121万円・下限5.8万円の全47等級。)
- 上限の改定ルールについては、最高等級に該当する被保険者の全被保険者に占める割合が、1.5%を超え、その状態が継続すると認められる場合には、改定後の最高等級に該当する被保険者の全被保険者に占める割合が1%を下回らない範囲において、政令で等級を追加できることとなっている。

(参考) 健康保険法改正による見直し(平成19年4月施行)

○ 改正前において、標準報酬月額の等級の分布に大きなばらつきがあり、最高等級及び最低等級については、その上下の等級と比べて多くの被保険者が該当していたことを踏まえ、上限を98万円から121万円に引き上げるとともに、下限を9.8万円から5.8万円に引き下げ。

○ 政令による上限の改定ルールについても、改定を行うのは、最高等級に該当する被保険者の全被保険者に占める割合が「3%」を超えた場合とされていたが、「1.5%」に見直し。

○ 健康保険法

第40条

2 毎年三月三十一日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が百分の一・五を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、政令で、当該最高等級の上に更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の三月三十一日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が百分の一を下回ってはならない。

年金と健康保険の標準報酬月額の変遷(昭和48年以降)

	年金			健康保険		
	上限	下限	等級数	上限	下限	等級数
昭和48年	200,000	20,000	35	200,000	20,000	35
昭和51年	320,000	30,000	36	320,000	30,000	36
昭和53年				380,000	30,000	39
昭和55年	410,000	45,000	35			
昭和56年				470,000	30,000	42
昭和59年				710,000	68,000	39
昭和60年	470,000	68,000	31			
平成元年	530,000	80,000	30			
平成4年				980,000	80,000	42
平成6年	590,000	92,000	30	980,000	92,000	40
平成12年	620,000	98,000	30			
平成13年				980,000	98,000	39
平成19年				1,210,000	58,000	47

標準報酬月額の上限を引き上げた場合の給付と負担等について

	全被保険者に対する 上限該当者の割合	標準報酬月額 の 上限	上限に該当する者 の 年収	保険料負担 (本人+ 事業主負担分) <年間>	上限に40年該当した場合 の年金額(標準世帯)<月額>	
					上限引上げ分を給付に完全 に反映させた場合	現行上限(62万円)を超える 部分を1/2として評価して年 金額を計算した場合[注]
①	5%以内	68万円	約1100万円	約163万円	約32.2万円	約31.6万円
②	3%以内	83万円	約1300万円	約199万円	約36.4万円	約34.1万円
③	1%程度	121万円	約1900万円	約290万円	約47.0万円	約39.5万円
	(参考)現行制度 6.79%	62万円	約970万円	約148万円	約30.5万円	約30.5万円

(参考) 年金額と比較する上で参考となる現役世代に関する数値 <月額>

平均的な賃金を受けている者の報酬比例部分を2倍とした額	33.2万円
現役男子の平均的な賃金(月収ベース)	36万円
平均的な賃金を受けている者の属する世帯の可処分所得	39.3万円

[注]現行上限(62万円)を超える部分を1/2として評価して年金額を計算することについて

上限を引き上げた場合に過剰給付とならないようにするための工夫の例として示したもの。

具体的には、各月の標準報酬月額が現行上限を超えた場合には、年金額計算においては現行上限を超える部分を1/2として評価するもの。

(例 A月の標準報酬月額68万円→年金額計算では65万円(62+(68-62)/2 万円)と評価。)

※賞与を3.6月分として推計

※標準賞与額の上限についても標準報酬月額の上限の引上げに伴い引き上げることを想定。

(賞与についても年300万円(現行上限(150万円)×2)以上を超える部分を1/2として評価して年金額を計算することを想定。)

標準報酬月額の上限を引き上げた場合の財政影響(粗い試算)

上限引上げを全被保険者に対する上限該当者の割合を基準として行った場合、①5%以内であれば68万円、②3%以内であれば83万円、③1%程度であれば121万円となる。引上げに伴う厚生年金財政への影響は、いずれの場合も以下のとおりプラスである。

	全被保険者 に対する上 限該当者の 割合	標準報酬月 額の上限	厚生年金財政への影響[注1]			
			上限引上げ分を給付に完全に反映さ せた場合		現行上限(62万円)を超える部分を1/2と して評価して年金額を計算した場合[注2]	
			当面(年間)	将来(年間)	当面(年間)	将来(年間)
①	5%以内	68万円	約2000億円	約600 ~700億円	約2000億円	約1200 ~1300億円
②	3%以内	83万円	約5000億円	約1600 ~1700億円	約5000億円	約3200 ~3400億円
③	1%程度	121万円	約8000 ~9000億円	約3000億円	約8000 ~9000億円	約6000億円

[注1] 当面の影響と将来の影響について

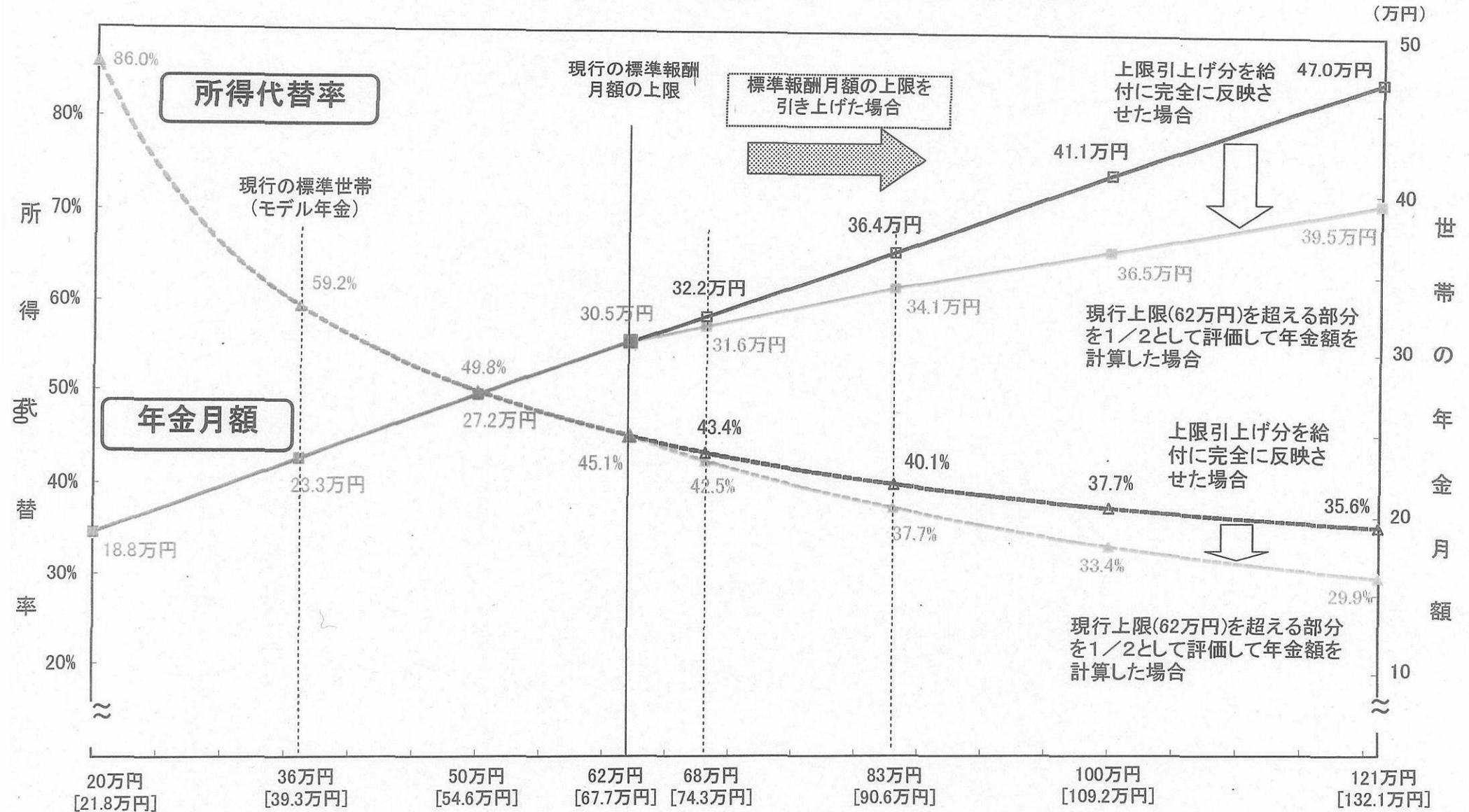
上限引上げに伴い保険料収入が増加。当面はそれがそのまま厚生年金財政にプラスに影響。将来的には、上限引上げに伴って報酬比例部分の年金額が増加するため、その影響を除いた分が厚生年金財政にプラスに影響。

[注2] 現行上限(62万円)を超える部分を1/2として評価して年金額を計算することについて

上限を引き上げた場合に過剰給付とならないようにするための工夫の例として示したもの。具体的には、各月の標準報酬月額が現行上限を超えた場合には、年金額計算においては現行上限を超える部分を1/2として評価するもの。

(例 A月の標準報酬月額68万円 → 年金額計算では65万円(62+(68-62)/2 万円)と評価。)

夫のみ就労世帯の所得別年金月額及び所得代替率 (標準報酬月額の上限を引き上げた場合の影響)



注：夫は40年間フルタイムで就労、妻は40年間専業主婦の世帯を想定。

賞与は3.6月分として推計。

標準賞与額の上限についても標準報酬月額の上限の引上げに伴い引き上げることを想定。

(賞与についても年300万円(現行上限(150万円)×2)以上を超える部分を1/2として評価して年金額を計算することを想定。)

夫の賃金[手取り額]